刑政第46巻第7号
矯正図書館

4060

刑政

第四十六卷　七月號　第七號

獄中記事と監獄映畫と世道人心（卷頭言）	正木亮	2
作業統制に關する成績報告	鹽野季彦	5
文化國刑法に於ける好意と技術との原理	牧野英一	11
勞作教育と刑務作業	青木誠四郎	31
作業統制事務協議會		44
ブルガリアの刑法（完）	エン・ドラプチエフ	57
海外時報		66
雜報——切抜帖から——海外異聞錄——讀者の頁——家庭の頁——刑政俳壇——敘任及辭令——訓令通牒——受刑者處遇規則案		

財團法人 刑務協會發行

昭和八年六月二十九日印刷納本　昭和八年七月一日發行

矯正図書館

鹽野行刑局長德島刑務所巡視

刑政第46巻第7号

矯正図書館

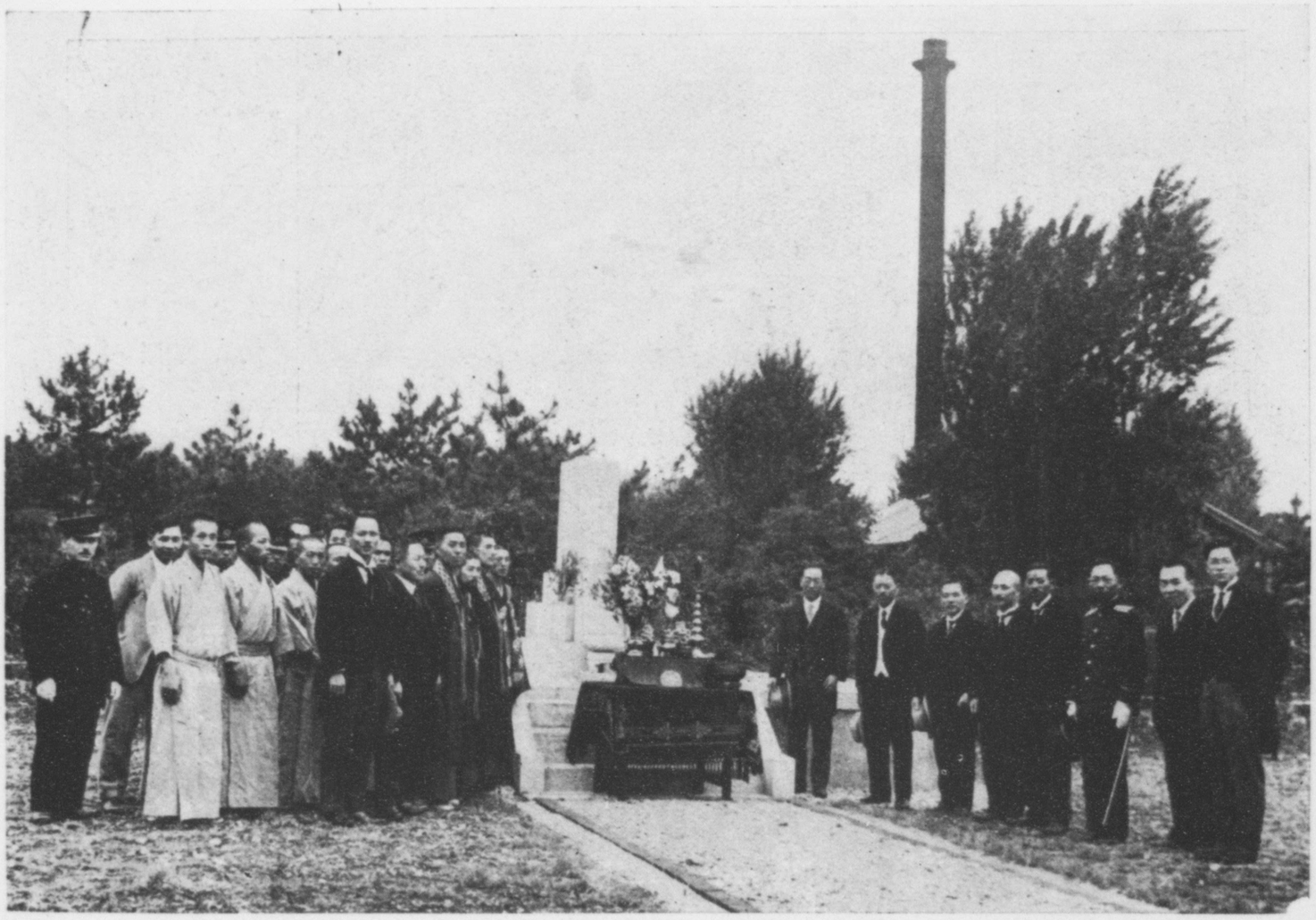

名古屋刑務所附屬墓地移轉合葬儀法要

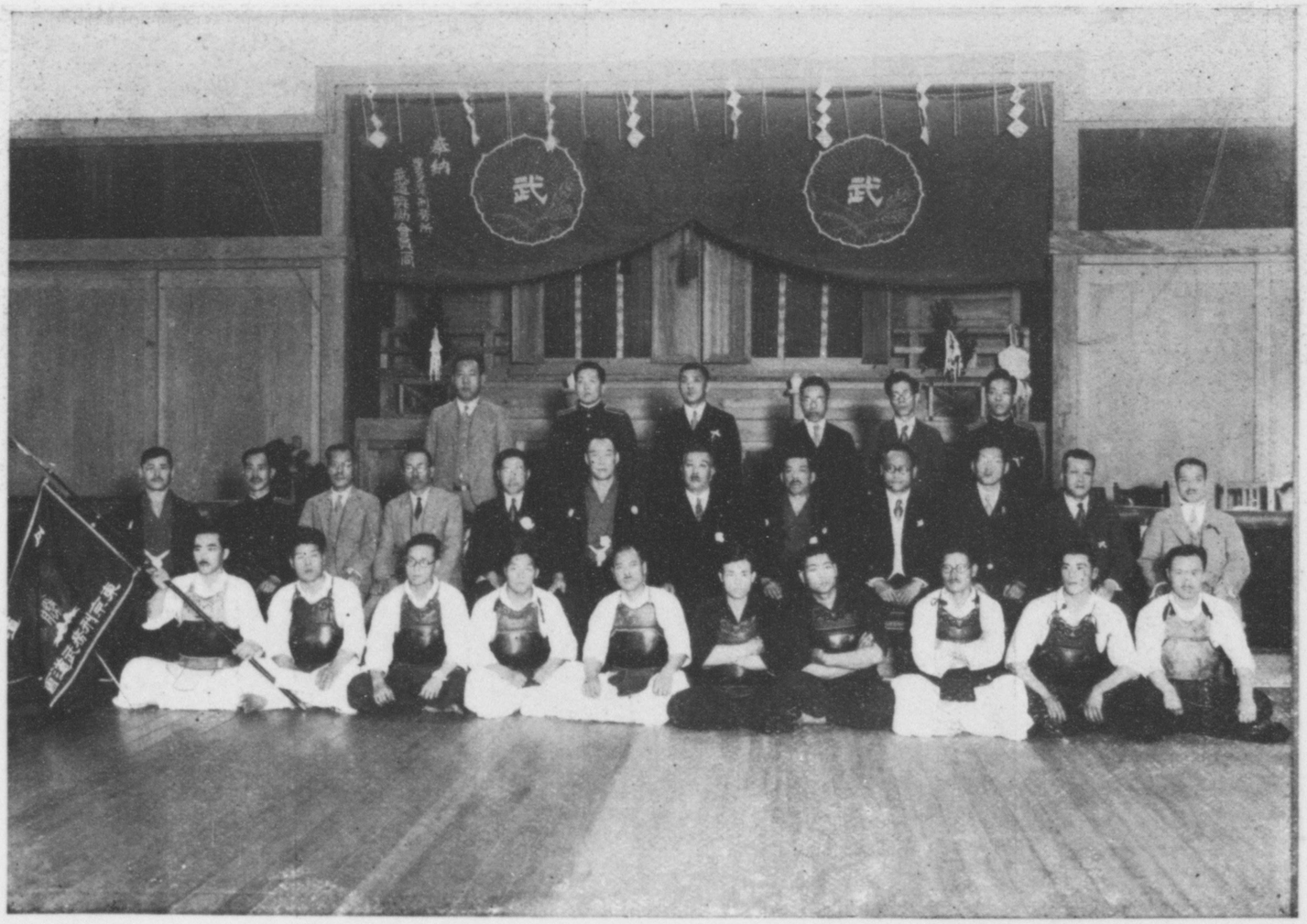

東京刑務武道會第一回劍道大會優勝戰士

刑政第46巻第7号

刑政第46巻第7号
矯正図書館

刑政

第四十六巻
第七號

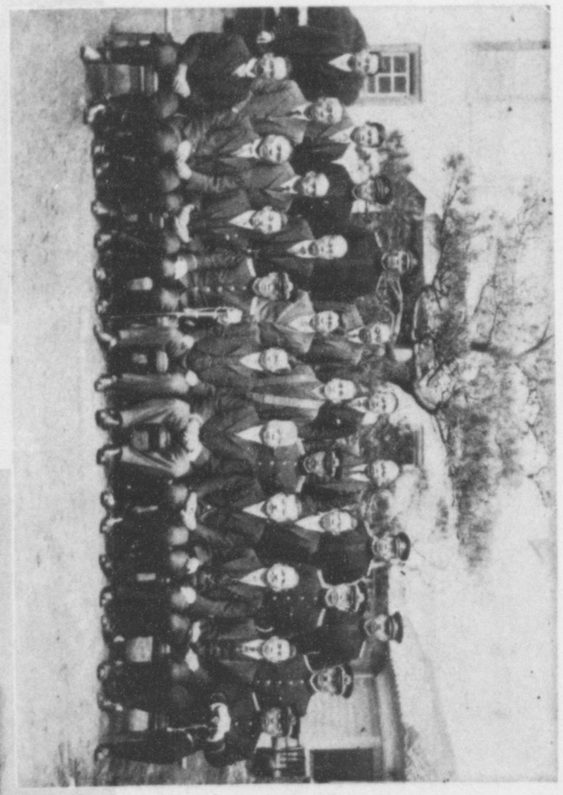

↑農業練習所開所式記念撮影

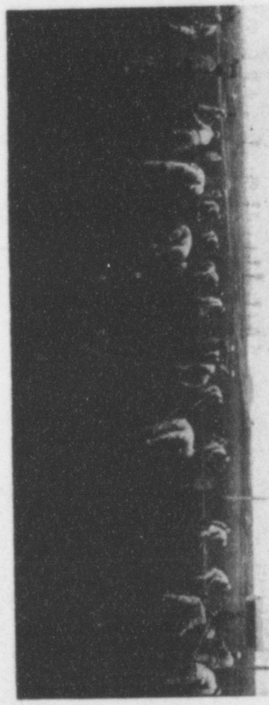

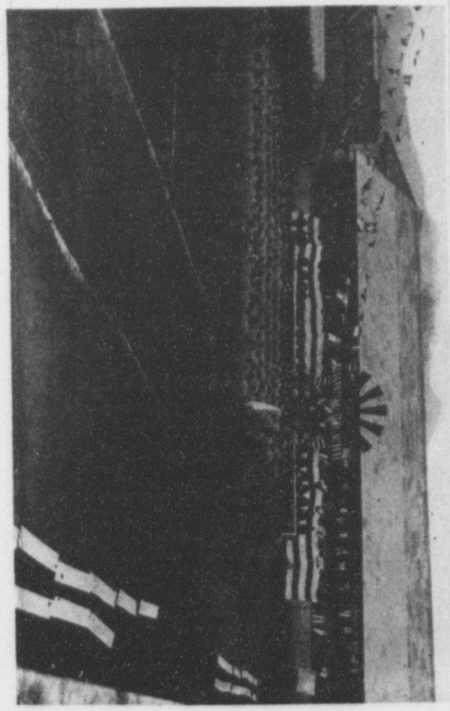

↑農業練習所練習生の状況

↑春季運動會

刑務所

少年院盛

矯正図書館

獄中記事と監獄映畫と世道人心

頃日ある名士が昔監獄に居た時代のことを追懐して之を某雜誌に掲げて居られる、聞いた。もちろん今日の國家を脊負つて立つ程の人であるからその內容にまづ良い筈もなからうし又一面から見　ば教訓的の數々のあることを誰もが信じて疑はない。

しかし、かやうな名士の獄中記が出ると世の人々はいふのである。「へェ、あの人も監獄に這つたことがあるのか、えらくなつた人はみんな一度は監獄に這つたことがあるんだね」そこにジヤーナリスチツク・バリューがあり、又雜誌經營者たちはそ　によつて賣り出さうとして之等の人々に追憶やら感想やらをねだるのである。

又ある前の大臣が未決監を釋放され新聞記者と應接した際に曰く「監獄は實にいいところだよ、修養のために一度行つて見るといい」といつたことがあつたが、なんとこれほど世道人心を害するものが又とあらうか。

監獄が弱き者の修養場であることに付てはわたくしは決して否定しない。しかし、それは好んで入れるべき修養場ではないのである。之に好んで這入る人々が增加すればそれこそ國家は憂ふべき國難の一つにぶつかることになるのである。故に、苟も國家の顯職にあり又顯職にありし人々はいふに及ばず、今日吾人に對して指導的地位に立つ人々はこの入るべからざる修養場を避けしむべく國民を指導すべき責務を負擔せねばならぬのである。

故に、若しも嘗て入獄の經驗があつたとしてもその經驗を物語ることが少しでも世人の好奇心をそそることとありとすれば彼は決してその經驗を語るべきではない。況んや彼が幸にしてその後大臣大將の榮職に就き昔の入獄が彼の苦心を語るエピソードに過ぎぬとしてもそれを誇らかに追憶することが如何に幼稚な人々を刺戟するかといふことに百遍の思ひを廻らす必要があるのである。

わたくしは、苟も國家顯職にありし人々が拘禁されることありとすれば既にそのこと自態に於て世道人心を害することの些少ならざるを憂ふる。況んや、一度拘禁され釋放されて後に、臆面もなく自己が監獄に繫がれしことを描出し、或は獄中生活を得々として物語るに至つては誠に言語道斷沙汰の限りといはねばならぬと思ふ。

惟ふに、行刑の內容は吾人刑務官吏の立場からいへば能ふ限り之を公開し世の批判を受けつつ世人の關心を捕へねばならぬのである。所謂行刑の社會化は世人の關心を捕へ、改善者の市場を開拓する爲めの刑務官吏の終局的責任である。しかし、その責任も行刑の社會化を無軌道に遂行して以て監獄にしたしむの人々を作るが如きことは絕對に之を避けねばならぬとされて居るのである。

嘗て國際監獄會議に於て行刑の密行は行刑の研究保護事業の達成の範圍に於てのみ之を許さねばならぬと決議したことがあるが、之れは正に上述の如き行刑社會化の制限を意味するものと考へねばならぬのである。

さやうな意味からわたくしは常に釋放者の獄中記や實話が無審査で世の中に頒布されることを憂へつつあるのである。さるを現代の新聞雜誌を見よ、そこにいかに多くのこれらの記事が見出されることよ。又、かの思想犯人たちが送り出す獄中通信がいかに洛陽の紙價を高めつつあることよ。焉んぞ知らん之等の記事が

若き追隨者たちに敢然として入獄の決心を培ひつつあること。

更にわたくしは玆に現今の映畫界を一瞥して置かねばならぬ。かの獵奇的なアメリカの映畫社會は最近特に行刑映畫に手をのばし初めた。そのわれわれに最も目新しいものとしてはビツグ・ハウスや鐵窓と花束や乃至はシン・シンに於ける二万年等があるが、それらの映畫が社會に及ぼす影響は無意味な趣味とグロテスクな感情をそそるほかにどこに社會を裨益するところがあり得よう。しかも、それらのフイルムは續々としてわが國に輸入されじわじわとフイルム・ファンの心を蝕ばみつつあるのである。

近時日本といはず世界の多くはクライム・ウエーブが非常に高くなつた。そしてそれに對しドイツの最近の反動刑法學者はそれは社會現象の罪にあらずしてむしろ各人の自己反省 Seinsbetrachtung が弱くなつた結果であるとして居るが、事實はむしろ世の指導者たちの中に如斯無批判なる所見の抱懷があり、利益本位の操觚業者たちや興業者らの上述の如き所爲が不知の間に世道人心を害ひつつあることを閑却すべきでないのである。

爲政者たちよ、犯罪抑壓に對する諸種の制度を講ぜられることは之を多とすべし。されど、根本に於て叙上の諸現象に對する深甚なる考慮を拂ふにあらざれば今日の小事は竟に後日の大禍となることを介意されねばならぬのである。

昭和八年六月二十二日夜

正木亮

作業統制に關する成績報告

——作業統制に關する代表刑務所長協議會席上の指示——

鹽野季彦

一、此度諸君にお集りを願つたのは御承知の如く當局に於きましては、昨年二月軍需品製作を基本とする作業統制を斷行致しまして玆に第二年を迎へることになりましたので、此際眞に此の統制の衝に當らるゝ方々に對し過去一年有半の統制成績を報告し併せて本年度に於ける統制の計劃を確立することに御協議を願ひ度いといふ趣旨に出でたので御座います。

二、先づ當局の樹立致しました作業統制が成功したか不成功に終つたかに付いて御報告致す義務があるのでありますが、幸にして此の點は非常なる成果を得たといふことを得るのであります。左にその成功と斷定致しましたる理由を申述べますると、

(一)　作業統制の結果官用主義が確立したことであります。

御承知の如く行刑當局は大正十三年以來官用主義を確立すべく絶大なる努力を拂つたのでありましたが、その主義を徹底する爲めに第一に避けねばならぬ刑務所間の競爭、工錢の不統一、能率の寡少、從つてその結果として生ずる各官廳の不信用等が刑務作業を利用する事を阻

矯正図書館

止して居たのであります。然るに作業統制を實施致しまして以來刑務所間の連絡は實によくとれましたし、又仕事が多くて而も日限を確守しなければならぬ官用品の製作が勢就業者の能率を増進するに至りまして、今日に於ては能率出來ばへ等が決して民間工業に遜色なきに立ち至りましたので、自然官廳用品は刑務所に於てといふ風を生じて參りまして今日に於きましては半期の注文が在京丈けで約八十萬圓に垂〻とする狀況に至つて居るのであります。故に、私は作業統制は官用主義を確立せしめたといふ結論に到達した次第であります。

(二) 作業統制は刑務作業の自給自足主義の可能なることを示したのであります。

吾々は作業根本の趣旨を能ふ限り刑務所經營を自らの手に於て爲し、國民の血稅によることを避けることに邁進しつゝあるのでありますが、何しろ從來に於きましては受刑者の能率の寡少と注文の少いことゝ技能の拙なることで之をさまたげて居たのであります。然るに、刑務作業統制が斷行されて以來は上述の如く之らの憂慮が漸次解消致しまして、刑務作業は茲に斷然好成績を示すに至つたのであります。今その成績を統計によつてあらはすと次の如きものであります。

昭和七年度の刑務所收入は過去三年間の實績からわり出しますと同年度に於ては五、六〇六、七五一圓を擧げればそれで成績は非常に良好といはなければならなかつたのであります。然るに前述の如き統制による作業狀態の改善の結果同年度に於ては實に五、九四一、四〇六圓此の世界的不況時代に實に三十三萬四千六百五十五圓二十錢といふ莫大なる增收を來したのであります。昭和八年度の成績は今遽に豫斷するを許されないのでありますが今日の情勢によりますと昭和七年度よりも更に五十萬圓の增收を爲すであらう事は當局者の意見の一致するところでありまして、斯樣な狀態を續ける限り竟に自給自足の日の來るべきことは決して否定すべからざるものであると存じまして茲に作業統制は成功であつたと申上げる次第であります。

(三) 次に、作業統制は戒護上より見て成功であつたと見ることが出來るのであります。

御承知の如く小人閑居して不善を爲すのたとへにもれず否、殊に收容者に於きましては閑散なる狀態にある間はいつも不平不滿の絕ゆるなくこゝに犯則事犯は反て增大するものありますが、作業統制以後に於ては製作義務が著しく增大致しました爲めに彼等は寸暇も妄想不滿に囚はるゝことが出來ないのありまして、從て昨年度末の刑務所には反て懲戒事犯が減少を來した次第であります。殊に、少年受刑者の如きは作業關係者より「お前は軍需統制作業より除外するぞ」といはれることによつて善行を契ふといふが如き結果を惹起して居るのでありまして、之等の點から見ましてもこの統制事務は實によい結果を來したと斷定することが出來るのであります。

(四) 更に、之を教化の點から見ますと一層成功したといふ感を深くするのであります。

統制作業は決して作業職員のみの事務ではありません。職員全般の協力一致によつて始めて目的を達するのでありますが、その結果統制作業に對しては役員と受刑者とが一心同体

矯正図書館

の精神をかち得たのであります。殊に、受刑者は此の軍國非常時に於てわれも陛下の一赤子として、一般國民と同じく祖國の爲めに働き得るのだといふ感激と自負とが打ちふる鐵槌に、針の先きにみちみちて來たのであります。この間の事情は雜誌[人]及び刑政等に時々彼等の感想文を掲載いたして置きましたから之で御覽を願ひたいのでありますが、とにかく受刑者をしてしかく感激せしめ誠心誠意働かしめ得ることは、萬卷の文書を讀了せしめるよりも偉大なる敎化となるといふことは吾も人も之を認め得るのであります。

以上述べた諸點を綜合致しますると私は我田引水の樣ではありますが、作業統制は今日の行刑の核心を司るものとして大に成功したものと考へるものでありますから、今後も一層この制度の完成に努められんことを願ひ度いのであります。

三、作業統制の區域は今日のところでは東京、大阪及び廣島の三區になつて居りまして暫行的に北海道を第四區として居るのでありますが、之に對しては各種の意見がありまして或は九州、名古屋控訴院管内を獨立せしめねば區域が廣過ぎるとか、或は第一區の範圍を擴大する必要があるとかいふ意見があるやうでありますが、之は要するに統制が充分に行はれゝば自ら解決の出來る問題だと思ふのであります。例へば第一區に於きましては非常に多量なる注文が山積して居りましてこの廣範なる區域に適宜注文品を配布し得るのでありますが、第二區は比較的に注文品が少い、又第三區には九州に及ぶまでの注文はないといふところからかやうな意見が出來て來るのでありますが、之は今後兩代表所長に於かれまして各官廳と充分なる諒解をつけ

られ殊に刑務作業が全く營利を超越したる國家的作業であるといふ所以を力說せられまして今後發展を遂げられんことを切望する次第であります。尤も、當局は決して九州、名古屋の獨立區を阻むものではないのでありますからそれらの點を充分に御研究の上協議の結果を得られんことを望む次第であります。

四、次に緊急作業の問題に一言觸れて見たいと思ひます。

緊急作業は國家非常時に際し如何に刑務作業が有能に利用せられ得るやといふことを的確に實驗し置くべき性質のものであります。故に一旦緩急ある場合軍部より早急の指令がありますれば、瞬時にして活動が開始出來得るやう日常準備を怠つてはならぬ問題であります。

既に、第一區に於きましては今日まで二回に亙つて此の種の作業が行はれたのでありますがその成績は極めて良好でありまして、絶對不變の納期を一日も遲れることなく完了し得たのでありまして、この點から見ますると吾々は刑務作業が國家有事の際他の如何なる營利會社よりも活動し得るの確信を持ち得たのであります。

故に、今後は各區とも時々國家非常時の場合を假想して假想緊急作業を試練し置かるゝ必要がある事を痛切に感ずるのであります。而して、その際に於ける給養は緊急作業に付き定めたる點に從て御解決を願ひ度いのであります。

五、最後に銃劍防具の製作に付いて一言申し上けて置きます。此の種作業は昨年來これを始めたものでありまして、當時諸君と共に此の點に關する御協議を願つたのでありますが、その後

矯正図書館

に於て武道具組合その他から諸種の事由を具してその中止を請願するに至つたのであります。殊にその事由の一と致しまして受刑者に神聖なる武具を作製せしめるの冒瀆なる所以を申述べて居るのでありますが、しかし、抑も武道の精神はそれによつて邪を善に導くことにあるのでありまして、その點から見れば武道具製作は教化作業として極めて適切なるものといはねばならぬのであります。

故に、私は今日斯種作業を中絶するの意考は毫も持つて居らないのであります。幸に今日に於ては諸官廳より相當なる援助を受けまして將來刑務作業の重要なる一斑を司ることは既に確言し得るところでありますから、諸君に於かれても管内の此の種の作業に對し充分なる理解と統制に意を用ゐられんことを切望して止まないのであります。

文化國刑法における好意と技術との原理

牧野英一

一　法治國から文化國への發展
二　法治國刑法における二つの原理と三つの技術
三　文化國刑法における二つの原理と三つの技術
四　刑法における技術と好意との結合

一

一　思想が著しい速度をもつて發展を重ねてゐるとされる現下において、刑法も亦その除外例を示すわけにゆかないことになつてゐる。さうして、刑法において現はれる國家の理念が、亦從つて、著しい發展を示すことになつてゐるのである。一言にしていへば、それは、從來の法治國から新らしき文化國への發展である。法治國における應報的な個人的な刑法から、文化國における教育的な社會的な刑法への發展である。

二　法治國思想といふのは、ヨーロッパにおいて、中世封建制度の下に發達した權力國家思想に對するもので、十九世紀の文化を支配したものである。初期の封建制度の下においては、統一

的な國家といふ考へが發達しなかつた。しかし、その封建制度が發展し爛熟するにつれて、中央權力としての主權の確立があつた。この主權がいはゆる君權神授說(神權說)に依つて說明せられることに因り、近世國家における主權の思想が成立したのであつた。その王さまたちは、自己を無限にして絕對な主權の主體だと主張したことであつた。かやうな考へ方に依つて、國家的生活には著しい發達があつたのである。しかし、その制度の下における刑法の制度は、いはゆる罪刑擅斷主義として說かれてゐるものである。これが、やがて、權力國家の思想であり、法治國思想は、十九世紀のはじめからこれに代ることになつたのである。

三　權力國家から法治國家への變遷を端的にものがたるものは、いふまでもなく、フランス革命である。フランス革命は、權力國家における主權の絕對性を承繼しつつ、しかし、その神權說を捨てることにした。社會契約說(民約說)がそれに代ることになつたのである。さうして、人權宣言第八條は罪刑法定主義を宣言したのであつた。ナポレオンは、この理論を承認して一八一〇年の刑法を制定せしめた。ナポレオンの法典――なかんづく、一八〇四年の民法と一八一〇年の刑法――は、模範的なものとして世界を風靡し、十九世紀の文化を支配したのであつた。

四　國家理論として民約說がいかなる價値を有するかは、神權說に對する批評と共にこれを別論としよう。契約思想を根據とした十九世紀のその法律は、神權說に依つて樹立せられた統一國家の思想を基礎とし、國家生活の規律を、その權力に代へて新らしく契約たる道理に移したものである。ただ、その道理だとされた契約は、その本質において個人的なるものであつた。そ

れで、今や、その個人的なるものに代つて新らしく社會的なるものに移らねばならぬとするところに、文化國思想として、二十世紀の思想の特徵が存立せねばならぬのである。

わたくしは、文化國の特徵として『好意と技術』といふことを主張してゐる。文化國は、その國家的行動においてまづ好意を持たねばならぬといふのである。さうして、更に、その好意を行ふのに技術をもたねばならぬといふのである。好意なき技術は盲目である。そのいかなる機能も、何等の意味なきものに歸着せねばならぬ。技術なき好意は空虛である。そのいかなる作用も、何等の效果を擧げ得るものでない。國家は、好意と技術とを結びつけ、好意をして效果的ならしめ、技術をして目的的たらしめるところに、その文化的存在としての意義を發揮し得るものと考へるのである。

五　惟ふに、好意及び技術といふ立場から、國家の變遷を考へて見ると、昔の權力國家も亦好意と技術とを知らぬのではなかつた。權力國家が國家的統一といふことを考へたのは、明かに『好意』の現象であつたといはねばならぬ。その當時の王樣たちが何を意識してゐたかは、わたくしの今論じようとするところでない。國家が、いはば無政府的な暗黑的な封建時代から、その王權時代に推移したといふのは、文化的見地において一の進步であり、その進步たるゆゑんは、國家が統一的形態を具備することになつたといふ點に存するのである。さうして、それは、やがて、人類の社會に好意の現象が持ち來たされたといふことになるのである。統一に因つて秩序が待ち設け得られることになるのであり、秩序に因つて生活の向上が待ち設け得られるのである。た

だ、その國家は、技術らしい技術を知らなかつた。權力をもつて唯一の技術としてゐたのである。今日から見て、權力はもはや技術として考へらるべきものではない。しかし、文化の推移といふことを考へ、遡つて技術の原始的形態を論ずるにおいては、權力はやはり一種の技術にちがひないが、素朴的なものであるにはちがひないが、しかし、國家生活に統一を與へる方法として、やはり、一の技術であつたのである。この技術を發明した人が王さまとして國家的事業の第一歩を踏み占めたのであつた。

しかし、その權力國家においては、個人といふものに對する意識が甚だ不十分であつた。この意味において、それは好意の觀點上更に一歩を進めねばならぬのであつた。しかのみならず、技術としての權力は、その稚拙な方法たる點において永くそのまま保持できるものではなかつた。かくして、權力國家から法治國家への進化があつたのである。

六　契約といふことが、その時代において考へられてゐた基本的な原理であつた。この思想は、文藝復興以後の文化現象たる個人の覺醒と、その個人をもつて自由の主體なりとすることから、論理的に當然演繹されたところである。この思想は、一方において、從來の權力主義が單純なる鬪爭本位のものであることに對して協調的なものであり、他方において、その協調的なものたるの點において個人の地位を確認したものであつたのである。浪費の多い鬪爭的方法に代へて經濟的な協調的方法を採つたといふ點に、技術としての著しい發達があつたといはねばならぬ。國家に對して個人の立場を承認したといふ點に、好意として意識の鮮やかなものがあつた

といはねばならぬ。契約は技術である。個人主義は好意である。

七　法治國主義は、かくの如き技術と好意との上に構成された思想である。これは、十九世紀において大きな文化的效果を擧げたものである。しかし、これは、また、新たに、技術と好意との點から批判を受けねばならぬことになつたのである。

文藝復興の成果が個人の覺醒であつたとするならば、十九世紀の科學は、社會の自覺をわれわれにもたらしたのであつた。さうして、個人の覺醒が個人をもつて自由の主體なりとしたものとすれば、社會の自覺は、社會をもつて生活の主體なりとしたものといふことを得よう。社會を本位として事を考へることになつて、思想は一變せざるを得ないことになつたのである。

契約は、方法として協調的なものであつた。しかし、十九世紀においては、やはり、自由競爭といふことが考へられた。その競爭といふ考へ方は、明かに、權力國家の中心原理とされた鬪爭主義を承繼してゐるものである。ただ、事を自由競爭に放任するにおいては、おのづから、かのいはゆる『見えざる手』に依つて社會の秩序が保持され、繁榮がおのづから期待されるものとされたのであるから、その意味において、それは、また、協調主義に對し半面の意識を持つてゐたのであるといひ得よう。

八　かやうに考へて來るとわれわれは、事を『見えざる手』に放任しないで、その『見えざる手』の營むべき仕事を、われわれ自體において、國家の手に依り、達成することを工夫すべきであるまいか。契約といふ技術から、その鬪爭的要素をできるだけ取り捨て、その協調的要素をできるだけ進め

て、契約以上の或ものを案出せねばならぬのである。それに因つて、契約が從來達成せむとした目的に對し、われわれは、更に技術的に、更に效果的に、更に經濟的に行動し得るわけである。

契約が技術として第二次的のものと考へられるに從つて、契約の主體たる個人の上に更に或ものが意識せられねばならぬことになる。これが、やがて社會である。社會は、權力國家における國家と、法治國家における個人とを綜合し止揚したところに成立する觀念である。そこにはもはや國家が個人に對して鬪爭を爲すのでもなく、また、個人が國家に對して主張を爲すのでもなく、協調主義を純正に達成しようとするのである。契約が信義誠實の原理に依つて處置されねばならぬ、といふのが民法におけるその適用である。産業が統制の原理に從つて秩序立てられねばならぬ、といふのが行政法におけるその適用である。さうして、刑法においてのその適用がいふまでもなく教育刑である。

わたくしは、かやうな立場から、技術及び好意の實現としての刑法の變遷、特に最近における思想の推移を論じて見たいとおもふ。

二

一　技術といふ立場から考へて見ると、權力國家がその國家的統一の事業を進めるのにつれて、いはゆる『刑罰の客視化』といふことを大成したのは、著しい技術であつたといはねばならぬ。侵害的事實に對する反擊は、復讐といふ方法に依るのがそれまでの社會における一般的な事例

であつたのである。しかし、復讐は、實際において、社會生活の秩序を全うするゆゑんではない。かくして、國家權力の增大するにつれて、その反擊作用は、私人の手から奪はれ、國家の手に收められることになつたのである。そこで、侵害的事實に對する社會的處置が、侵害關係の當事者から第三者たる國王――やがて國家――の手に移つたのであるが、この現象を稱して、學者は『刑罰の客觀化』といふのである。

國家は、その增大した權力を行使するのにつき、侵害とそれに對する反動關係とを放任し傍觀するに止めないで、みづから積極的に事を處理することにしたのである。これに因つて、復讐に因る社會生活の無秩序に對し救濟が與へられたのである。それは、權力の行使として甚だ素朴なものではあるが、しかし、社會生活の秩序のために權力が利用されたといふ意味において、賢明な技術であつたといはねばならぬ。さうして、侵害者側が、被害者からの制限なき反擊に對し、ともかくも多少の庇護を受けることができた點において、その權力は好意の化體として考へらるべきものであるといひ得よう。

二　しかし、いふまでもなく、權力國家の刑法は、今日から見て、威嚇時代と稱せられるものである。復讐に比してそれは好意と解すべきでも、その無用に峻酷な刑罰は、技術としても決して妥當なものではない。かくして、法治國制度は、權力國家の威嚇刑法に對し、重要な改革を施したわけであつた。

法治國刑法においては、二つの原理が豫定されてゐる。その一は罪刑法定主義であり、その二

矯正図書館

は罪刑均衡論である。共に、威嚇刑法の峻酷な刑罰を調整するの技術であつたのである。

罪刑法定主義の基礎となつたものは民約説であつた。國家は、その政治上の約款たる刑法において特に明示されたところに依るに非ざれば刑罰を科することを得ないわけである。刑罰は、權力國家において、客觀化的方法に依りまづ統制された。さうして、今、法治國家に至り、法律的方法に依つて更に調節されることになつたのである。技術として刑法を批判するにおいては、その發達は、作用においてエネルギーの浪費を節約するところに成立せねばならぬ。これをわれわれは刑罰經濟の原理と稱するのであるが、法治國制度は、明かにこの刑罰經濟の目標に向つて著大の進歩を示したものであつたのである。

三 刑罰の法律化を全うするには、更に、法律的な一定の標準を考へ出さねばならぬ。ここにおいて罪刑均衡論が主張されたのである。均衡論の基礎となつたものはいふまでもなく應報論である。刑罰の分量は犯罪の輕重に應じて定められねばならぬ。さうして、これに因つて、贖罪が全うされ、犯罪に因る責任が解除されるとするのである。今日なほ應報といふ思想に執着し、先驗的にして倫理的だとされてゐるその價値を信じてゐる人たちは、この原理をもつて、それ自體として理解さるべき重大なものとしてゐるのである。しかし、わたくしは、これを刑罰經濟の發達における一の技術的な原理として考へたい。この原理が罪刑法定主義と結びつくことに因つて、無用に峻酷な刑罰が排斥せられ、いはゆる人道時代なるものが、十九世紀の刑法に出現したのである。

人道時代の刑法は、刑法をマグナ・カルタとして、犯罪人を、國家に對し、裁判所に對し、擁護したものである。人權思想をもつて犯罪人の末に至るまでに適用せらるべきものとした點に就き考へて見ると、その文化的意義には大きなものがあるといはねばならぬ。

四 法治國刑法は、犯罪と刑罰との關係を法律關係だとすることに因り、刑法上の概念に一種の技術を施こし、法律の適用を論理的ならしめることにした。わたくしは、その重要なるもの三種を反省することにしたい。

第一は未遂の觀念である。ナポレオン刑法は、實行の開始——わが刑法第四十三條に就いていへば實行の着手——といふ觀念を創定したのであつた。微細な解釋論に立ち入つて見ると、實行の開始なる觀念は、決して明白なものでないといひ得よう。しかし、未遂の處罰を明かにするについては、豫備と實行との差異が重要視されねばならぬわけである。さうして、これに對して與へられた『實行の開始』なる觀念は、おどろくべく巧妙なものであつたのである。この巧妙な觀念に依つて、道德、法律との間に存する內外の區別が貫徹せしめられたわけである。法律をもつて單に外部行爲を律するに過ぎないとすることは、人權思想上の要請として、十九世紀當初において特に重要視されたのである。

これに關聯して、未遂犯と不能犯との區別といふやうな微妙な概念構成が、また、考へつかれたわけであつた。この觀念に依つて多くの者が國家の彈壓に對して自己の人權を保全し得たわけであつた。

矯正図書館

五 第二に擧げたいのは法律の錯誤である。何人も法律を知らずと認めらるることなし、との法諺が、實に、わが刑法についていへば、第三十八條第三項の規定の基礎を爲すものである。惟ふに、民約思想と罪刑法定主義とを結合して、單純にその論理を徹底するにおいては、法律を知らざる場合につき犯意の成立を見ることができないことになるおそれがある。しかし、それは社會として、國家として、堪へ得るところでない。かくして、法律の不知は辯解にならぬ、といふ古い法諺が特に重要視されることになつたのである。何人も法律を知らずと認めらるることなしといふのは、むしろ滑稽な擬制であるといはねばならぬ。しかし、それが擬制であるところに、一種の技術として考へつかれたものであることを知ることができる。これに因つて、罪刑法定主義の極端な適用が避けられることにたるのである。

六 第三として、共犯の從屬性を考へて見よう。教唆と從犯とをもつて正犯に對し從屬的なものであると見ることについては、今日なほ、いろいろの論理を考へて、これを支持しようとしてゐる學者がある。そのために、實際上の要求は立法的に解決される傾向を採り、理論として罪とならないはずの教唆の未遂が漸次特別罪として始末をつけられることになつてゐる。わたくしは、ここで、共犯の從屬性に關する理論に深入りするつもりはない。ただ率直に事物を考へるにおいては、教唆者は、その教唆に因つて、犯罪の結果に對し、原因を與へるものであるので、そこに特別な論理を考へる餘地はないのである。しかし、とにかく、この複雜な技術的な人爲的な考へ方に因つて、彈壓が無用に教唆の未遂を理由とすることなきを得たといふ事情はあらうとおもふ。今日においても、教唆の未遂を處罰するにつき、われわれをしてためらはしめるものあるのは、一に、官權の輕率な行動をおそれしめるところに存するので、從屬性論者が考へてゐるやうなあまりにも微妙な論理に依るのでない。『實行の開始』といふことを客觀的に解することが、威嚇刑法から法治刑法への經過において重要な作用をもつてゐたものとおなじ作用を、從屬性論は持つてゐるのである。

七 法治國刑法は、しかく技術的なものである。われわれは、その文化的意義を無視すべきでない。しかし、事實において、法治刑法は社會防衛上甚しく無力であることが、十九世紀の過程において明かにされざるを得なかつた。かくして、刑法の理論乃至技術は一變せねばならなくなつたのである。

三

一 法治國思想は、個人の地位の保障を考へるのに急であつたために、社會といふことを忘れてゐたのであつた。蓋し權力國家に依つて統一された國家は、それが更に發達をすすめむがためには、國家の構成員たる個人を尊重せねばならぬのである。しかし、個人を尊重せむとするについては、個人の生存を可能ならしめる第一の基礎としての社會の保持と向上とを心がけねばならぬわけである。ここに、法治刑法に對する批判がはじまつた。社會防衛主義がそれである。

社會防衛主義は、その當初の素朴的な形式においては、法治主義に内在した闘爭主義を套襲したのであつた。それは、社會を防衛するがために、社會をして犯罪人に對し闘爭せしめるものであつたからである。

二　しかし、社會防衛主義は、その立論の基礎として科學を採用したのであつた。ここにその特色がある。科學が單に純正なる科學として止まる範圍においては、價値に關係ないものともいひ得よう。しかし、ロムブローゾが犯罪人論を公にしたとき、テーヌが、ロムブローゾに送つた手紙のはなしがある。テーヌはいつた。ロムブローゾの説からは、犯人に對して慈愛ある理論を引出すことになると。ロムブローゾは、この手紙をジアン・フィノーに示して語つたには、年を經るに從つて、自分は、犯罪に對し同情の念と惻隱の想ひとを增すばかりである、といつたといふのである。犯罪人をもつてその犯罪に對し當然な傾向を持つてゐると爲すが如きは、その自由意思を否定し、人間としての權威を無視するものといふことにもならう。さうして、當初においては、學者も、實際家も、刑の作用として社會的離隔といふことしか考へ得なかつたのである。そこには、犯人の處遇に關して何等の技術が考へつかれ得なかつたので、社會防衛主義は、單純な功利説として倫理的には多大の價値を持つわけにゆかなかつたのである。

しかし、學者は、法治刑法の罪刑法定主義が、犯罪人の末に至るまでに對し、個人としての地位を國家に對し保障するものであることを考へねばならなかつた。社會防衛主義は、まづ自己の主

張を罪刑法定主義の右の原理に調和せしめねばならなかつた。ここに、刑法上、われわれは犯罪人の末に至るまでに、これを人として處遇せねばならぬ、といふ原理を構成することになつたのである。社會防衛上、われわれは、犯罪人を處罰するのである。しかし、その處罰において、われわれは、犯罪人をもなほ人として處遇することを忘れてはならぬのである。ここに、文化國刑法の第一の原理がある。

三　文化國刑法が法治國刑法に對して具有する特色は、法治國刑法が、自由意思論を基礎とする哲學的なものであるのに對し、文化國刑法は、犯罪原因論を根據とする科學的なものであることである。實證的な方法に依つて犯罪の原因を研究するにおいては、犯罪については、一方、固より犯罪人の責任を論ずべきであるにしても、他方、更に、大に、社會それ自體の責任を考へねばならぬことになるのである。さうして、社會がみづからその責に任じて行動することになると、社會は犯罪の原因を論じ、その原因に對してしかるべき技術に因り處置を施す、といふことにならねばならぬのである。ここにおいて、刑事政策といふことが考へられねばならぬことになり、刑罰そのものが、一種の刑事政策的施設として、他の一般刑事政策と歩調を合はせるものでなければならぬことになるのである。從來の應報主義が捨てられて、新たに教育刑主義が樹立されることになつた。ここに、文化國刑法の第二の原理が存立するわけである。

四　科學は價値的に無色であらう。しかし、われわれは、科學に依つて價値を論定せねばならぬのであるし、科學を利用することに因つて價値を實現せねばならぬのである。文化國刑法の

原理はかくして科學的に構成されたといひ得よう。文化國刑法の技術はかくして考案されつつあるのである。

一般社會政策が刑事政策として持つ價値乃至意義のことは暫くこれを別論としよう。刑法の範圍において事を論ずることになると、文化國刑法の技術として注意すべきものが、少くとも三つあるといひ得よう。

五　第一は、犯罪人はできるだけこれを刑に處すべきでない、できるだけ監獄に送るべきでない、といふことである。法治國刑法における罪刑法定主義は、刑罰經濟の方法となつたものであるが、その應報刑論は、十九世紀の過程において、却つて、刑罰經濟を阻害することになつたのであつた。教育刑論は犯罪人をもなほ人として處遇するの趣旨に基づき、刑罰を科せざることが、刑罰の目的たる犯罪人の社會的復歸すなはち教育を全うするゆゑんとなる場合においては、刑罰を科せざることを當然と考へることになつた。この見地において考案されたものが、やがて、刑の執行猶豫であつたのである。この制度は、今日においてはすでに常識化したのであり、殺人罪に對してさへ刑の執行猶豫の許容せられることをいぶかられないまでになつたのである。しかし、二十世紀の初頭においては、この制度は、相當に奇怪視せられ、不可思議視されたものであることを、われわれとしては想起せねばならぬ。この制度が實施された當時においても、法律上その許容される範圍は甚だ狹く、裁判上その宣言は甚だ惜しまれたものであつたのである。

六　第二は不定期刑の制度である。曾て、學者が、犯人はこれを二別し、その一は監獄に入らしむべからざるもので、その他は監獄より出でしむべからざるものである、と論じたとき、學界ですら、その語の奇矯なるにおどろいた次第であつた。しかし、一方において、刑の執行猶豫制が發達すると共に、他方において常習的なる犯罪人に對し長期の自由刑の要求されることは、異論なきことになつたといつていい。しかし、技術的見地においてこれを論ずるにおいては、單に長期にわたつて犯罪人の自由を拘束するに止まるといふのは、あまりに無策な方法だといはねばならぬ。かくして、不定期刑といふことが、考案されることになつた。當初においては、この制度は刑罰の性質上許さるべからざるものとされたのでもあつた。然し、刑罰の本質乃至內容が應報に非ず害惡に非ずとされるやうになつてまづ、少年犯罪者に對する教育的處遇から不定期刑が承認されることになつた。不定期刑は、事情の許す限り早く釋放を爲すの制度と考へられることになつたのである。この意味において、いはいる匡正不能の犯罪人といふ考へ方は、常習的犯罪人に對してもこれを捨てることになつた。一定の犯罪人に對してこれを匡正不能と認めることは、國家、裁判所乃至行刑當局の努力の未だ足らないことを證するに止まるものであつて、科學的に客觀的に論定されたところではないとされることになり、これと相伴つて、長期の制度に代へるに不定期刑の制度をもつてすることになり、刑罰にもなほ、絶望に代へて常に希望をあらしめねばならぬ、とされることになつた。最近の思想は、二十世紀の初頭のものと全く趣を一變し、不定期刑は刑罰の性質上當然なことだと、國際會議において決議することになつた。

しかし、不定期刑の實際は、すでに、假出獄の形式の下に、諸國の實施してゐるところなることを

わたくしとしては、特に回想せねばならぬのである。殊に列國に先んじて假出獄の要件を寛大にしたわが刑法においては、現行刑法の定期刑制度を著しく不定期的ならしめ、事實上、われわれはすべての自由刑につき、その無期刑についてもなほ不定期主義を實行しつつあるのである。

七　文化國刑法における技術の第三は累進制である。行刑の實際に技術を加へることは、十九世紀の當初以來度外視されたところではなかつた。かの獨房制は、その意圖されたところはじめ宗教的な或ものであつたにしても、われわれから見れば、一種の技術的な試みであつたのである。さうして、それが、オーバン式に進歩せしめられた點に、その宗教的なものが常識的なものに進められたところを認むべきだといひ得よう。この常識的なものを科學的に修正し構成せむとするところに、今、累進制の本旨が存するのである。刑罰が應報たるに止まるのであるならば、刑罰の執行にしかく工夫をめぐらす必要はないわけである。今や、犯罪人をも人として處遇し、これに對し教育方法としその刑罰を執行することにして見ると、刑罰は害惡を超越した或ものであることを考へねばならぬ。害惡たるにはじまつた刑罰を、今、文化國は、技術に因つて處理することに因り、教育方法たらしめつつあるのである。

四

一　法治國刑法は、犯罪の構成要件を分析解剖することを刑法論の最も重要な仕事たらしめた。蓋しこれに因つて犯罪現象に對する認識が系統的なものになり得たのであり、それに因つて、擅斷主義が排せられ得たわけである。

これに對して、文化國刑法は、刑法論の重點を犯罪論から刑罰論に移したわけであつた。刑法における主觀主義の發達は、立法上、犯罪の事實に關する煩瑣な區別を廢して、構成要件に關する規定をできるだけ簡單化することになつた。そのために、刑法の解釋として從來論爭されてゐた概念上の多くの問題は無用に歸することになつた。しかのみならず、概念に對する解釋上の處置において規範的構成が重要視せられ、目的的考慮が要點とされるやうになつて來てから、刑法論の面目は一新されることになつたのである。同時に、刑罰論については、教育刑の見地から、技術的な――實證諸科學の所與を考慮した――論議が特に尊重されることになつた。ここでは、もはや、定義及び區別に關する論議を重ねるのでない。現實なさうして積極的な目的――教育、すなはち犯罪人の社會的復歸――を標的として、生活の實際に卽した論議が進められねばならぬのである。

二　わたくしは、わたくしの他の著述から一節を抄出して、この論文の結語とすることを許されたい。

『國家の活動を積極的なものとして理解せむがためには、國家は權力の主體たると同時に、更に好意の主體として考へられねばならぬ。國家は個人と相爭ふものでもなく、また、個人が互に相爭ふをながめてゐるものでもなく、實に、個人に對して好意を、持ち、その好意の故をもつて、個人相互の間にまた好意あらしめむとする、ものである。法治國思想は、國家の無限なる權力がその悉

矯正図書館

意をほしいままにせむことをおそれてゐる。かくして、刑法の範圍においては、その解釋を特に嚴正なるべきものとしてゐる。そは、實に、法律と國家との相爭ふのであることを豫定し、更に、國家と個人とをして相爭はしめるものであるといはねばならぬ。さうして、進んでは、個人をもつて刑法の制限を離れては互に自由なるものとして、その個人の相互をさへまた爭はしめるものである。かやうな意味において、自由主義が十九世紀の經過中營み得た機能については固よりこれを承認せねばならぬものがある。しかし、二十世紀の文化は、もはや國家のかくの如きに甘んずることを得ないのである。否、堪ふることを得ないのである。

三　『國家は、ひとり、その情において好意を持つに止まるべきでない。更に、その知において技術を持たねばならぬ。技術といふのは、實證的な所與を科學的に整頓し、その認識を目的的に利用するところに成立する。好意は技術のかくの如きを待つて精神を發揮し、その實踐を擴充することを得るのである。惟ふに、好意なき技術は盲目である。さうして、技術なき好意は空虛である。好意と技術とは相待つてはじめて意義と機能とを全うするものである。

『惟ふに、法治國の理念は、自由の觀念と競爭の思想とに因つて成立したものである。そこには哲學があつたとされてゐる。しかし科學はなかつたのである。そこには靜觀があつたともいひ得よう。しかし、斡旋はなかつた。それは技術と好意との欠けた國家であつたのである。

『犯罪と刑罰とは、二十世紀の過程において一の社會問題になつた。それは、もはや、單に法律問題たるに止まるものでない。社會問題といふのは、國家がこれになやまされつつあるものたることを意味する。さうして、また、國家がこれを解決せねばならぬものたることを意味する。國家は、犯罪に對し、單にこれに對應する刑罰を言渡すことをもつて、その任務了り、その機能全きを得たものと爲すことができないことになつたのである。國家は社會が犯罪に因る侵害になやむのになやみ、刑罰が畢竟意義なき動作たるに止まるのでないかを、深く省みねばならぬことになつたのである。そこに、社會問題たるゆゑんがある。さうして、國家が、その具有する無限の權力の故をもつて自己の使命をみづから批判せむか、國家はその努力と慧智とに因つてこの社會問題を解決せねばならぬのである。國家は、その權力が無限なるの故をもつて、まさに、解決に合理的なるものを見出し得べきである。

四　『しかし、翻つて惟ふに、しかく好意と技術とを基礎として文化國の理念を考へることは、從來の法治國思想を、排擊し、拋棄せむとするものであらうか。否、好意と技術とを基礎として考へるときは、從來の法治國思想は、實は古制乃至警察國に對して、好意と技術との上に、一種の文化的意義を發揮したものであつたのである。その一として、罪刑法定主義を考へたい。その二として罪刑均衡論を擧げたい。罪刑法定主義は、官權の暴虐に對して個人の保障を明かにせむとした點に、まさしく、好意の原理を豫定するものといはねばならぬ。罪刑均衡論は、罪の輕きに對して刑の決して重かるべからざることを說き、そこに微妙なる技術を試みたものといはねばならぬ。ただ、そこに考へられた好意の原則は、いはゆる「個人の發見」をしたのに止まる。今や、われわれはその「個人」を包容して更に一次程の高き「社會」を認識せねばならぬのである。また、そこに試

矯正図書館

みられた技術はいはゆる哲學的であるに止まつた。しかし、哲學的態度は更に實證的な所與に依つて補正されねばならぬ。されば、われわれは、新たに社會を認識し、新たに實證的な所與を考慮しつつ、新たにわれわれの法律觀、倫理觀乃至人生觀を構成せねばならぬのである。すなはち、われわれの文化國理念は從來の法治國思想を捨てるのでない。それを批判し、統制し、發展せしめるところに成立するのである。この意義において、二十世紀の思想は、十九世紀のそれを包容しつつ實に一次程の高きに到らむとするものである。

五『リスト教授曰く「人間の歴史のはじめにおいて、道具といふ觀念があつた。この觀念には因果の認識と目的と設定とが綜合せられ、これに因つて人間が世界を支配することになるのである。人間の文化的進歩は、すべて、この綜合の深化と擴大とに因つて決定される。因果の認識が深きに伴つて、人間の目的設定が高まり、それを追うて目的の實現が希望され得ることになる」と、

『わたくしは、かやうな考へ方において、文化國の理念を理解したいとおもふ。好意と技術との綜合においてわれわれの國家　眞面目をながめ、そこに刑法の分野における解釋上の運用と立法上の改正とを心がけてゐるのである』。——

勞作教育と刑務作業

青木誠四郎

内容

一　教育としての行刑の具體的意味
二　從來の教育的方法について
三　勞作教育と刑務作業
四　刑務作業はいかにして勞作教育たり得るか

一

行刑は教育であると云はれる。然らばいかなる意味での教育であらうか。私達はこれに答へてそは受刑者の社會適應性を涵養すべき教育であると云ふ。換言すれば今日の共同社會生活の一員としてその責任を果すことができるのみならず、進んでは國家社會の生活の進展に一臂の力をかし得るやうに受刑者たちを生かしめる道を歩まうとしてゐるのである。(一)

たゞ併しかやうな私達の企圖を現す一聯の言葉のみでは、些か抽象的であらう。かゝる考想の實現を期するには、これ等をより一層具體的な企圖として云ひ現して見るの要があらう。そ

矯正図書館

こに私達のいま歩みつゝある道を確かな足どりで踏みしめるべきものが示されるだらうからである。かゝる意味で行刑の教育たる意味を考へれば、私はまづ受刑者たちが、從來、やゝもすると敗退しなければならなかつた、この社會の共同生活のうちに於て、再びその具體的な活動によつて社會の生活に參與し、そのうちにあつてその社會の道德的規矩に合した生活をなし得るやうになり、更に進んではこれ等の生活を進歩せしめるやうに方向づける事を指してゐると云つてよいと思ふ。而してこの社會の生活に參與し共同するとは、これを實際の問題としては、この社會の生産生活に關與し共同する、卽ち一個の職業人としてこの社會生活をなし得ることを指す以外の事としては考へられないのである。受刑者たちは、まづその職業的な知識技能を鍛練して社會共同生活に於て必要な働きをなすことができるやう、卽ち立派な職業能力を獲得すると共に、この職業によつて社會に共同するために欠くべからざる道德性を涵養することが、企てられ、行はれなくてはならないのである。

かくて私は職業能力の獲得と、それの基礎とも云ふべき道德性の涵養との聯關的な企てこそ行刑の教育たる意味を具体的な形に於て示したものだと考へるのであるが、かゝる考想は決して行刑の場合だけではない。一般の教育と雖もしかくこれと離れてゐるものではない。(二) 私はこの意味で行刑はその對象に於てこそ異る處あれ、その目指すところは一般の教育と全一のものであると信ずるものである。(三) 然らば、かゝる意味をもつ教育として、行刑はいかに行はれて來たであらうか。茲に私は問題の出發點をおき度いと思ふ。何となれば、教育は實踐の問題

であつて、いかに行はれたかゞ最も重い問題だからである。

註ノ一、正木學士が、「犯人の犯罪性を撲滅し、以て犯人を社會の善良なる一員たらしめんとする」(監獄學概論、第四頁)ことが、行刑の基礎觀念たる特別豫防の意味であるとしてゐるのは、こゝに私の述べるところと全く同一である。

註ノ二、一般の教育は、價値實現の助成をその基礎觀念とすると云つてよいであらう。併し乍らこの基礎觀念を實際に具現するには、やはり社會共同體に於ける一員としての職業につかねばならず、しかも亦これを通じての道德生活の實現を企圖しなくてはならないのである。

註ノ三、だからこそ、行刑は教育なのである。

二

私はまづ一般の教育の行はれる有樣から見度い。

これを一般的な考へ方から云ふと、人々は教育とさへ云へば、これを知識の教育と考へる。ために教育は多く觀念的な陶冶に終始し、その最もよく行はるべき學校ですら、所謂學習學校、書籍學校となるのに甘んじてゐるの實情にある。(一) 卽ち教育をなすものは、人は觀念の獲得のみを以てしても、智能を啓發し得るは勿論、その道德的な生活をもこれによつて左右し得るとするやうな、觀念的偏重な主知主義に偏つた考へ方をもつことが少くないのである。彼等はたゞ言葉をもつて教育し得るとして居るかに見えるのである。ヘルバルト的思想は去つたと考へつゝ

ヘルバルト的思想の實行をしようとしてゐるのだと云つても過言でない。

けれども、私達が實際の教育をなす場合、その實績を反省して見て、果して言葉で語ることによつて、また觀念を得る事によつて、その生活を進め得るであらうか。何人もこれに、「否」と答へざるを得ないであらう。私達人間の生活では、一面筋肉的な活動は、精神のこれと協動することによつて完成すると見なくてはならぬものありとは云へ、觀念的なものは、筋肉を通じ身體の活動に據つて表現されてはじめて完成の域に達し得る事を知らねばなるまい。しかも前者は人間の精神的存在たるの故にしかなりゆく自然性が多くあるが、後者は忘れられ勝ちとなる點に於てより一層注意しなくてはならない事なのである。畢竟人は、學習學校に於けるやうな頭だけの、また觀念だけの教育によつては、教育の本來の企圖を達し難くなつてゐるのである。

これは、一般の教育の傾向についての瞥見である。然らば私達の當面の問題たる行刑に於てはいかゞであるか。こゝにも亦その實蹟からこれを考へて見たい。

今日の行刑は、受刑者の生活能力を培ひ、これに社會適應性を養ふために種々な施設を以てこれを實施しつゝある。日常生活の訓練には戒護の嚴格なる規矩をあてはめ、道德的知見を開發するためには宗教の根底の上に礎かれた方法によつてこれを行はうとしてゐる。私は茲に尙一應これ等の從來なされ來つた具體的な方法の上にさゝやかな檢討を加へて見ることとしたいと思ふ。

行刑に於ける社會適應性の涵養への努力の從來なされてゐるのを見ると、こゝではかゝる目

的はこれを在來の所謂道德的訓練によつてそれを果し得るとし、その方法として前述した戒護による日常生活の訓練と、教誨による道德的心情の陶冶とを以てこれを達せしめようとしてゐるの趣が多い。そしてその間に課せられてゐる刑務作業は行刑が生活能力を云爲するにも拘らず、懲役の言葉のそれの如く苦役として行はれて來てゐはしまいか。更にまた刑務作業を以て行刑の經濟的代償と考へるやうな考へ方もないとは云はれまい。極めて單純な考へに於て作業收入の多きを誇るが如き(一)作業技術官を技術官としてのみ見て、行刑官としての重要性を見ようとしない考への如きは刑務作業の行刑上の位置に就てまたしかく重視してゐないことを語るものとも見られる。

併し、かやうな考想の下に行はれる教育に於て、果して人はその社會適應性を完全に培はれ得たであらうか。少くとも培はれ得ると考へられるであらうか、人は日常生活を道德的ならしめよと云ふ。心情を清淨ならしめよと云ふ。だが、この共同社會に於て道德的な生活をし、心情を清淨ならしめるのに、その具體的な生活と云ふべき生產生活を通じてゞなくて、どこにそれを現し得るものがあらうか。即ちたとへ戒護があらうとも、教誨があらうとも作業の諸生活に於ける訓練を無視して、果してよき社會人を養ひ得るだらうかを考へて見なくてはなるまい。況して私達が生活能力を云爲するに於ておやである。

註ノ一、ケルシエンシタイネルは、從來の教場に於ける勞作のない教育を學習學校、(Lern Schule) 又は書籍學校、(Buch Schule.) と云つてゐる。

矯正図書館

註ノ二、單純に作業收入の多きを誇るとは、作業の教育的效果を省みずして、たゞ收入の多きを計劃し、またこれを獲得せんとする態度である。

三

私達はこゝに勞作教育の思想に大きい示唆と感銘とを感ずる。かのペスタロッチーを繼承し、またペスタロッチーを復活せしめたと考へられてゐるケルシェンシタイネル等(一)によつて唱へられた勞作教育は、精神的勞作の身體的勞作に於て完成すべきを唱へ、勞作、即ち作業の教育に於ける重大性を主張してゐる。そしてその作業こそ他ならぬ生産的作業であつて、行刑において云ふ作業なのである。いはゞ作業あつて教育をなし得るので、作業なくして何等の教育もあり得ないと云つてゐると見られるのである。

私は茲にこの種勞作教育の思想がいかに妥當であるかを語る代りに、一九一九年の獨逸憲法がその第百四十八條第三項に「公民科と勞作教授とは學校の教科たるべし」と定めたことを引用するに止めておかう。今日の社會情勢と、人間思索の最高峰とがいかにそれを求め、いかにそれを認めてゐるかを語るに足りようと思ふから。

今、かゝる思想の示すところによつて上述し來つたやうな私達の行刑の實際を見たならば、そこにいかなる方向が示唆されるだらうか。

ケルシェンシタイネルは公立學校の任務として勞作教育の具體的な項目について(二)

1　職業教育又はその準備
2　職業教育の道德化
3　職業を行ふ共同社會の道德化

の三をあげてゐるのであるが、こは最もよくその勞作教育思想の實行すべき事項を語るものと云うてよい。しかも私を以て見れば、これこそ直ちに教育としての行刑のなすべき具體的事項を、そのまゝ示してゐると云ふべきである。まことに行刑はその社會適應性の教養の目標として、社會の生産生活に參考し得ることをかゝげてゐる。そは職業教育——少くとも職業教育の準備——を企てゝゐるものと云はなくてはなるまい。而して行刑の行はうとしてゐる道德的薫化は、たゞ頭で考へられたものであつてはなるまい。それは具體的な生活と云ふべき生産生活に於て體現されるものでなくてはならない。即ち職業生活を道德化することであり、教育としては「職業教育を道德化」するのでなくては、その目的を達し難いのである。而して、彼等にして職業を行ふ共同社會を道德化するやうに向はしむることは、とりも直さず行刑の教育たる目的を達する最後に課せられる問題でなくてはならないのである。

こゝまで私は考へて來て、行刑に於ては、その作業がどれたけ重要性を有つてゐるかを痛感しないではゐられないものがある。作業は行刑の中心であると云はねばならぬ。こゝに於てこそ行刑の目的を達し得るのである。もし戒護が日常生活の訓練をなすのであれば、それは作業

矯正図書館

に於ける生活の諸側面の訓練に干與する事に外ならざるべきである。又教誨が道德的心情の陶冶をなさうとするならば、そは結局作業に於ける生活にその實現を求める態度になくてはならないのである。こゝに於て從來作業中心と云はれて來た事は、全く異れる意味に於て考へられねばならなくなつてゐるのである。

註ノ一、勞作教育の思想は、その思想の流れを汲む諸學者がその趣旨とするところに於て必ずしも一致したものを見出すとは云ひ難い。併し乍らゲルシエンシタイネルの思想は、最もその中正なものと云ひ得るのである。小林澄兄教授は、「吾々は……ゲルシエンシタイネルの如きゆき方のものを更に一層完璧なものたらしめなければならぬ」(教育科學、第十七册、勞作教育學、第二二頁)と云はれてゐる。

註ノ二、野田義夫、勞作教育原論　第四一頁による。

四

けれども今日の刑務作業は、果して行刑の中心たるの機能をもつとの名に相應はしいであらうか。

これは、まづ受刑者の作業に對する態度から出發して吟味するのが最も適當ではあるまいか。そこには一般に行刑の意圖するところが、結果として示されてゐるものがあるからである。

ゲルシエンシタイネルは、アロイス・フイツシヤーの說(一)をとつて、勞作は客觀的に妥當する價

値の體驗たるときにのみ意義あるものであると云ひ而してこの客觀的に妥當するものこそ生產的勞作であるとしてゐる。しかもこゝに生產的勞作とは、價値の體驗を、價値創造の體驗を伴ふものでなくてはならないのである。即ちこれを强ひて卑近な言葉で云ふならば、勞作たるには、作業するにあたつてよいものを作らう、永久に價値あるものを作らう、人生を向上させるために作らう、と云ふ意識なくしては、たとへ有用なものを作つても勞作の名に價しないのである。私達が受刑者のなしつゝある作業に就いて見るとき果してかゝる意志をしかと懷いてゐると見られるであらうか。又受刑者はこれを不完全とするもこれを導かうとしてゐる刑務官は、これを體驗せしめようとする熱意をもち、努力をいたしてゐるであらうか。正木學士が、刑務作業について「わたくしは、監獄作業を以て屈從と無氣力とを特性とする所謂刑罰奴を養ふ手段として考へることを欲しない。……しかしながら今日の監獄作業の價値、その法律的地位が、犯人を奴隸的に養成することとどれたけの隔りをもつてゐるだらうか。彼等も亦權利から見放された人類であり、唯々諾々として働かねばならぬ事を要求されてゐる人類だとされるならば、刑罰殊に監獄作業は、奴隸を作る手段としてのみ價値をもつに過ぎないのである」(二)と極論とさへ思はれる見解を示されたのは、その原因を奈邊に求めようとされるかは、別問題として、この間の消息を語るものとして、私をもまた同感せしめるものがあるのである。

まことに受刑者には、生きようとし、生命を創造しようとする意欲を欠いてゐるとさへ見ゆる場合が少くない。彼等は强制されてゐるのである。また器械化されてゐるのである。そこに

矯正図書館

は勞作の基本たる自發性と創造性とが欠けてゐると思はれるものがある。

強制された作業、それは勞作ではない。ガウディツチは「自由な精神活動のみが自己活動である。自己の衝迫から、自己の力を以て選んだゆき方により自由に選んだ目標に行く行爲こそ勞作である」(三)と云つてゐる。またアロイス・フイツシヤーは「自由な自我から、自我そのものゝ表現として、自我そのものに構成的に還元されるものが勞作である」としてゐる。これ等に見てもわかるやうに、已むを得ず、強制されるが故に、また脅威されるが故にする作業は勞作の名に價しないのである。教育の働きたるの名に價しないのである。

更にまた、器械化された作業は勞作ではない。そこには目的に向つた意志の力がない。從つて價値の體驗に欠けてゐるのである。たゞ與へられるがまゝに、たゞ器械的に筋肉を動かすやうな作業も亦勞作の名に價せず、教育價値を欠くのである。

かやうに自由を、意志を求める事は、刑務作業を苦役の一とし、喜んで、樂しんで行ふことを敵視するやうな考へ方とは、對蹠的なものである。併し、もし行刑を教育と考へ、作業をして直に勞作たらしめ、こゝに教育の實蹟を求めるならば、私達は苦役を苦役とせず彼等の自由なる意志によつて作業し得るやうしなくてはなるまい。こゝにケルシエンシタイネルが、教師はその人格の暗示によつて自由と意志とを與へ得るものであると云つてゐるのは、私達のよく刻銘すべきことだと云はねばならぬ。手を拱いて受刑者の作業を見るに止る作業官の如きは、この意味に於て、教育者ではなく、たゞ苦役の番人としての存在たるに止るものと云ふべきだらう。人々は動

かうとし、勞作しようとする心は、自然として與へられてゐるのである。共に作業し、共に樂しく働く人は、受刑者に於て、眠つてゐるこの心を喚び起し得るものと信ぜられる。かのブラツシエーとホイジンゲルが、ブランケ學院に於て手工を以て中心課業としたとき、これがそれまで萎えてゐた生徒に非常な生氣をもつて迎へられたと云ふ挿話の如きは、私達に望を棄てさせるには、あまりに好ましい云ひ傳へと云はねばならない。

かくて私達が、自ら生を求めて動き、自ら價値の創造に進み、常に生々として生きようとする心を示すと共に、受刑者をも生命の力を感ぜしめつゝ導くことができれば、こゝに多くの價値高い實を結ばしめることができると信ずる。

勞作による教育が、經濟的な價値をもつことは、いま殊更にこゝにあげるの要を見まい。受刑者たちが眞に作業を勞作すれば、そこに職業上の堪能を得ることができる筈である。然らずとしてもその自發的な意志に基く作業は一般的な勞作の精神を養ふことができて、これは多くの經濟的な價値を伴はないではゐないであらう。併し、かゝる經濟的な價値と共に勞作には、その半面として、自發的な勤勉さが培はれる。而してこの勤勉こそキケロの云ふ如く「一美德である」が、又爾餘のあらゆる美德を包含する」ものである。即ち克己も、自制も、堅忍も持久も共に勤勉によつて培はるゝものと云つてよい。かくて刑務作業が眞の勞作となるならば、私達はこゝに社會復歸の最も大きい條件の一として、その經濟能力と道德性とが、そこに養はるゝことを信じてよいであらう。よき堪能なる職業人として、これに勤勉、自ら進んで倦まない精神を培ふことが

矯正図書館

できれば、そこに私達は少くとも累犯豫防の第一歩を履んでゐると云つてよいであらう。

更に勞作は自發的であると共に共同的でなくてはならないのであつた。ナトルプが勞作はすべて共同社會に奉仕すべきものとしてゐるのもそれである。勞作は共同勞作の團體としての哲學があるべき筈であつたのであつた。だからもし勞作の精神が徹底するならばそはまた社會共同の精神を培ふべき筈であり、その精神が、堪能と勤勉との上に加はるならば、それに從つてより一層の社會適應性を獲得し得ると云ふことができるのである。

併し乍ら、これ等を遂げようとするには、受刑者はまづ眞の勞作の精神に則して、自發的な、自由な自らの意志によつて、作業するやうに導かれなくてはならない。そしてその精神を基礎として、職業人への堪能の教育、職業人としての道德教育、また職業的な共同生活の道德化が行はれなくてはならないのである。(四)

もとより教育の企圖は、正常なものに於てさへしかく確實にこれが成果を得ることは困難なのである。まして人生に躓いた人々に於ての難澁さは覺悟にもあまりがあらう。併しそれは理想への道を愈々深く考へ、愈々確かな歩みとしなくてはならないことを教へても、これを放棄することをすゝめるものではない。私達は、そこに行刑の道に於て、あらゆる考慮によつて確かな道を把握して進まなくてはならないのであるが、またこゝに勞作教育の精神から行刑の實情を吟味するの必要も考へ得られるわけである。(昭和八、六、九)

註ノ一、Fischer, A.: Arbeiten und Lernen, s. 12—24.

二、正木學士、行刑上の諸問題、第一一六頁以下

三、Gaudig, : Freie geistige Schularbeit, s. 33

四、かゝる企圖として、現今行はれつゝある職業訓練所の設置は、これを理想的な勞作教育の體系となり得るものである。併し、その然るは、刑務官の態度によるものであつて、形式上の制度のみをもつてして必然、そこに至るのではない。

五、本篇は、私の長く意中にあつた考想をこゝにまとめて見たに止る。今後の考慮を要するものがあるのであるが、こゝに一まづ綜めることゝした。尙本稿を草するにあたつて、野田博士、勞作教育、小林澄兄氏、勞作教育學、(岩波教育科學、第十七册)に負ふところが少くない。記して敬意を表し度い。

矯正図書館

作業統制事務協議會（一）

司法省行刑局では六月五、六兩日に亘り小菅・市谷・豐多摩・巣鴨・大阪・廣島各刑務所長を本省に招集し作業統制（主として軍需品製作に關する）協議會を開催する處があつた。協議事項としては、（一）代表刑務所に委任すべき作業事務の範圍（二）九州管内及名古屋管内を獨立統制區域と爲すの可否（三）統制管内への作業分賦に標準を定め得るや定め得るとすればその方法如何（四）本年度に於ける軍需作業の統制計劃の四項目が擧げられ、陸軍省よりも白井被服本廠長並に衣糧課長代理古川二等主計正の兩氏が列席せられた。會議經過大略左の如し。

被服本廠長白井主計監

一昨年滿洲事變勃發以來、時局用の軍需品が非常に增えてまゐり、私の主管してをりまする被服關係に於きましても、急遽調辨數が俄に激增いたし、それにつき、刑務所に對しては、從來とも必要に應じ相當量の作業方を御願ひいたしてをりましたる上に、特にこの時局用の調辨數の急造を御依賴申し上げたる次第でありますが、一面行刑御當局に於かれても、これを機會として作業力統制の必要を御認めになり、軍需品の製作については、この統制計畫の下に刑務所動員を御實施になりましたるところ、その結果ほ、只今行刑局長の御言葉にもありましたる如く、納品並に納期に關し、豫期以上に良好なる成績を擧げられ、遺憾なくこゝに完納を見るに至りましたことは、私自身、職務を完ふ致しました喜びを禁じ得ないばかりでなく、被服給與に關し出動將士に對し多大の滿足を與へ得たる次第でありまして、これみな關係諸公の異常なる御心盡しに因ることゝ、この機會に於きまして私からも特に滿腔の謝意を捧ぐる次第であります。時局に關する軍需品はその性質上、特別短期間に、しかも納期を特別八ヶ間敷御願ひいたさねばなりませぬので、時としては夜中に異常緊急の品物を持ち込みまする等、幾多の御無理を御願ひ申上げたるに拘らず、每度極めて愉快に御承諾下され、監督者の方々を始め、受刑者に於ても殆んど不眠不休の狀態を以て、疲勞と睡魔を克服しつゝ實に涙ぐましき御活動を御繼續になつて、所要の時限までに些の遺漏もなく完成を告げてまゐりましたることは失禮ながら時局に對するみな樣方の眞劍味の程も窺はれまして、私共陸軍部のものとしては何とも有り難い事に存じてゐる次第であります。が、而も一方近時の一般工業界の傾向が、成るべく少しく勞して、成るべく多くを得ようとする惡風潮の著しく見えてまゐりましたる今日、刑務所内に於てこの國家精神の緊張を見ますることは、私共としても尠からぬ刺激と示唆とを受けることでありまして、旁々感激と感謝に堪へぬ次第であります。で、こゝに昭和七年度を終るに際しまして、過去一年度の一般狀況を顧み、併せて思ひ附きしまゝの一二の點につきほんの御參考までに簡單に申述べて見ようと存じます。

昭和七年度に於て、被服廠から刑務所に御依賴いたした品物は、種類も價格も可なり多いのでありまして、被服本廠關係のものたけでも、種類にして四十種程、價格にして十二萬一千四百圓餘に上つてをり、それに大阪支廠の四萬三千八百二十九圓、廣島支廠の三萬二百六十九圓を合算いたしますると、總額十九萬五千餘圓に達するのであります。尤も右の數字は行刑當局の御調べになつたものとは多少相違してゐるやうでありますが、ともかく相當多額のものでありまして、例へば靴下たけでも、その延點數〇〇〇〇〇〇點といふ多數に上つてゐます。更に本年度に入りまして、被服本廠から刑務所に御願ひいたしました分は、肩章の〇〇〇〇〇〇個を始めとして、背嚢、靴下等これを金額に積つて三萬八千餘圓に達してゐるのであります。今後も尙ほ若干は御願ひいたさねばならぬことゝ考へてをります。

作業の成績につきましては、もと〳〵急遽を要する軍需品のことゝて、作業を取急いでやられたためでありませう、最初の中は多少不出來のものもありましたが、その後漸次指導監督も行屆き、作業も手慣れてまゐり、日に〳〵成績は良好に赴きまして、近頃では、刑務所に注文することは絶對に安心である、確實に信賴が出來るといふところまで進んでまゐつた次第でありまして、この點誠に御同慶の至りに堪えぬところであります。尤も細い點に亘つて尙この上の希望を申上ぐればそれは多少ございまするが、しかしそれは技術者が實際の作業を指導監督する場合に讓り、唯こゝに私の希望として申上げたいことは、被服廠は職員も餘り多くないことでありますから、私の方の便宜から申しますると、作業の指導監督上、東京の本廠及び大阪、廣島の各支廠に出來るたけ近い距離の刑務所に御配賦を御願ひ出來れば大層好都合

矯正図書館

と考へてゐるのであります。もし又御都合で、遠距離の刑務所に御配賦相成りまする際には、その點被服廠の方と事前に御聯絡を御願ひして、作業指導の計畫と實際の段取との上に萬遺憾なきことを期したいと存ずる次第であります。

次に材料を授受いたしまする際に、種類、分量の多いこと、、仕事を取急ぎますることゝのために、御渡しいたした筈の材料が途中で紛失するといふやうな場合が從來しば〳〵あつたやうに承つてをりますが、これは事情に依つては刑務所側からそれたけのものを償つて頂かねばならぬやうな場合も生ずることでありまして、手數の上からも經費の上からも、自他共に甚だ迷惑を感ずるやうな次第であります。で、これにつきましては、授受双方の側に一段の注意を要することゝ考へますので、私の方でも十分に注意をいたさせまするによつて、刑務所側に於かれても、その點特に御考慮を御願ひいたし、今後は出來得るたけかやうな事故の發生せぬやうに、相互に一段の注意を喚起するやうにいたしたいと存じます。

昭和七年度間の狀況は〻體右申上げたやうな譯合でありますが、八年度の分についても、刑務所に對してはすでに相當分量のものを御依頼いたしてをりまするので、それに對しては何卒左の點を御諒承御願ひたいと存ずるのであります。

昨年の六十五議會以來、いはゆる時局匡救豫算が通過いたしましたので、陸軍の事業としても、その豫算の拘束を受けて、中小商工業者救濟の意味から、特に民間の作業力に重きを置かねばならぬ立場に在りまするので、從つて刑務所作業の利用に對しても、一方時局の安定と相待つて、事變中のやうに澤山のものを御願ひいたすやうにはまゐりかねるかと思はるゝのであります。しかしながら、前にも申上げた如く刑務所の作業は一種獨特のものであり、その効果についてもすでに試驗ずみのものでありまするから、平時に在つては豫算の制限をうけて主として民間の作業力を利用するとしても、一朝有時の際には、是非共刑務所の作業力を當てにしなければならぬことでありまして、或は非常に大きな作業を、無理にも持ち込んで國家のため御活動を願はねばならぬことゝなるのであります。非常の場合に處すべき刑務所の作業能力が、その效果的なる點に於てすでに試驗ずみであるといふことは、私共としても實に心强く感ずるところでありますが、關係諸公に於かれましても、その點篤と御考慮下され、今後共一層の御助力を賜はらんことを切望して已まぬ次第であります。これを以て一言御挨拶に代へる次第であります。

鹽野行刑局長　大阪刑務所長、御報告を御願ひします。

辻大阪刑務所長　遺憾ながら御報告申し上げる程の材料を有ち合せませぬので恐縮に存じます。管内の作業統制の實績についても、思ふやうには擧つてゐないといふ事を先づ御詫申上げねばならぬ次第であります。金額で申せば、本當の意味での統制實績は、二萬四千三百三十九圓程ありますが、その他實質的に統制實績と認むべきものもあり、これは正確の計數はこゝに持合せてをりませぬが、前者の約三倍位はあるだらうと存じます。それで過去二ヶ年間に於ける統制事務の御報告と申すよりも、むしろこの機會に於て、作業統制の將來に對し、聊か希望の存するところを述べさせて頂きたいと存じます。

先づ第一には、管内の各刑務所に配分する作業をモ少しく豐富にしたいと思ふのであります。即ち積極的意義に於て統制の内容の充實を計りたいと思ふのであります。

昨年來種々努力はしてゐるのでありますが、なか〳〵思ふやうには運ばないやうなわけでございまして、その點本省に於かれても何とか具體的の御考慮を御願ひいたしたいと存じてゐるのであります。私の希望としましては、(イ)官用主義の徹底について、本省に於て何等かの御考慮を御願ひいたしたいと存じます。つまり本省に於て、中央作業委員會ともいふやうなものを設置するとか若くは被服關係のものならば、本省と被服廠との間に豫め交渉し進んでは、注文の大體の標準を取極むるとかいふやうに、とにかく被服本廠との間に出來るたけの聯絡を保つて行くことが必要であらうかと考へられます。

(ロ)各管區内の作業狀況を按じ、例へば東京と大阪とならばその間の運賃等の關係も考慮した上、第一區の方から、作業の餘力ある第二區の方へ作業を分けていたゞきたいのであります。「作業狀態を調査し、注文に引受に努力すべし」といふ意味の一項を特に差し加へらるることも一策かと存ぜらるゝのであります。とにかく附近の各刑務所が、互に協力して注文を取り、作業を配分することは望ましいことであります。

第二の希望としては、作業統制の强化を計り、完全なる統制效果を期するために、統制局若くは刑務作業監督局といつたものを設置することが最も必要なことでないかと思ひます。これは出來るならば、どうか明年度の豫

矯正図書館

算に於て是非實現さして戴きたいものであります。そして統制局の職員を定期若くは臨時に管内に主張せしめ現地について指導監督せしむるやうにいたします。かやうな方法によりますれば、第一に各地に於ける作業の發見に便宜を得るのみならず、進んでは統制事務の刷新を計り、委任事項を十分に増加することが出來るかと存ずるのであります。

最後に第三の希望として、代表刑務所に對しては、管内の刑務所に對し、或程度の監督權を與へられたいことであります。それには豫算の分賦權の一部を委任させていたゞくことが最も適當の方法かと存じます。現在ではその權限なきために齒がゆいやうな場合がしば〳〵あるのであります。本年度はすでに御配賦濟でありませうが出來るならば豫算の一部を留保して、代表刑務所に御配賦を願ふことは出來ないでせうか。當局の御考慮を御願ひいたしたいと存じます。

正木書記官　現在刑務所の作業統制區域を東京、大阪、廣島を中心として夫々第一、第二、第三の三區に分つてゐるのは、大體被服廠の統制區域に從つてきめたものであります。そして大阪刑務所長の御話の軍部との聯絡といふことでありますが、元來軍部からの注文については、被服本廠、大阪支廠、廣島支廠に於て、夫々入札を以てきめる、軍需品製作についてはつまり三管區は各自に獨立した權限を有してゐる、といふことを聞いてをります。ところが、刑務所の方の立場から申しますと、品物によつては第一區で製作するよりは、大阪地方で製作する方が安くつき、廣島で製作すると更に安くつくといふ樣な場合があります。例へば背嚢の中框に使ふ姫小松は朝鮮から送つて來るので、運賃の關係上、東京ですと一個二十九錢から三十錢、大阪ですと二十三錢から二十五錢、更に廣島となると十九錢乃至二十一錢といふ値段になります。故に第一區に大量の注文があつた場合、これを第二區に讓るとなると、運賃を差引いても、東京に比し一個三四錢方は安く出來るのであります。さうした場合、軍部としてほ、管轄違ひの故を以て御許しにならないのでありますか、それ共豫算關係では各管區間に文句もないことであるから、安い方がよいといふ注文の原則に從つて、これを御認めになるのでありますか、この點古川衣糧課長代理に御尋ねいたしたいと存じます。

衣糧課長代理古川二等主計正　軍需品の製作については大臣から被服廠に對して命令を發するか、又は被服廠長から意見を具申し大臣の裁許を得て、廠長が材料の購入

並に製作のことを決定するのでありますが、その際に製作の數量も期間もきまるのであります。その中、特別のものは大急ぎで作らなければならぬ、私共の方ではこれを急遽調辨と申してをりますが、それは勿論時局と大に關係のあることであります。で、いよ〳〵製作といふ時には、原則としては只今、御話のあつたやうに被服關係のものならば、東京の本廠及び大阪、廣島の各支廠に於て獨立的に決定して、これを夫々の刑務所に注文するといふわけになるのでありまして、從つて各管區間で、どうしても多少値段のヒラキが出來ます。それが期間のきまつたものは、値段の如何に拘らず、たとへ多少高くついても期限までには出かさなければなりませぬが、しかし期限のきまつてないものは、被服本廠で見通しをつけて安い方の刑務所でやつて貰ふ、それは出來ることです。調辨管區はあつても、何處までも嚴重にこれを固執するといふわけではありません。それ等の點については、被服本廠でも注意はしてゐますが、一方刑務所の方から聯絡を取つていたゞけば大さう好都合かと思ひます。

正木書記官　軍需品の製作にはブローカー式のものが多いやうに見受けます。例へば中小商工業者救濟の意味で軍需品の製作を民間に下げる、するとその民間の中小商工業者は自分の引受けた仕事を刑務所に持つて來て賴むといふわけです。刑務所の仕事は營利事業でないので、利益としてはミニマムのものです。つまり中小商工業者はその間に何程かのサヤを取ることになるのですが、刑務所としても、法律の規定があつて、受刑者を遊ばしておくことが出來ませんので、さうと知りつゝ、その仕事を引受けることにもなるのです。どうせそんなことならその仕事を當初から刑務所へ御渡し下すつた方がいゝやうにも考へられますが、その點、陸軍當局の御考へはどんなものでせう。

古川二等主計正　名義を中小商工業者にして、仕事は刑務所で下請けするといふ、さやうな事實のあることは、陸軍の方には判明してゐないのでありますが、しかし如何にもありさうなことです。さうした事實の存在に對しても、刑務所側から聯絡をとつていたゞいて、その都度具體的なことを承ることが出來れば、陸軍としては將來の參考にもなります。又出來るだけほさういふことのないやうに注意もいたします。

正木書記官　最近は刑務所に於きましても設備を整へ、就業人員も增し、又受刑者の中には相當訓練を經たものも多くなつて來てゐます。それが作業が減つて仕事が中

矯正図書館

斷されるやうなことになりますと、訓練の上にも事を缺いて、イザといふ場合に困りますので、出來れば全部の人員を活動させておきたいのですが、少くも訓練を繼續して行けるたけの仕事は、今後共引繼き頂戴いたしたいと思ふのですが――。

古川二等主計正　匡救豫算の方は、主として中小商工業者救濟の方へ若し向けねばなりませぬが、外に滿洲事件費があります。この豫算の方は、刑務所の作業力に御依賴出來るわけでありますが、しかしそれが果して何年續きますか、來年度にはどんなものですか、相當危いものだと思つてゐます。七年度の狀況を繼續し得る可能性が今後果し　あるかどうか、豫め斷言いたしかねるのでありますが、しかし刑務所の作業能力に對しては十分の信賴を拂つてゐますから、出來るたけは御願ひいたしたい所存でをります。（中略）

鹽野行刑局長　之より協議に移りますが、議題の順序を變更して第四問の「本年度に於ける軍需品作業の對策」を討議することに致しますが、先づ正木書記官より議題の說明を願ひます。

正木書記官　諮問第四は、五項に分れてをりますが、一つ一つにつき簡單に說明いたします。

（イ）は各區に軍需作業專門の刑務所を設くるの可否、といふことでありますが、これは、陸軍當局から大量の注文のあつた場合に、各管區內の刑務所にこれを配賦するに際し、遠方の刑務所、例へば第一區なら秋田とか靑森とか、第二區ならば鹿兒島とかいふ刑務所になると、運搬にも時日を要するし、又自然監督不行屆ともなつて、とかく檢出品が多く出るやうになります。それ等の缺陷を補ふために、比較的近距離の刑務所數ヶ所を限つて軍需作業專門の刑務所とし、軍需品はすべてそれ等の刑務所で製作することにして、遠方の刑務所へは持つて行かないことにしてはどうか、といふ問題でありますが、實際上の見地からいつて果して、どんなものでありませうか。

（ロ）は、軍需品作業就業者養成の方法如何といふのでありますが、これは折角軍需品製作に訓練を經て、熱意も趣味も出て來た受刑者が、或は滿期釋放となり、或は假出獄をして、新米のものと入れ代はる。この新陳代謝のある每に有技能者は漸次に減つて行くことになり、從つて檢出品も多く出ることになります。そこでその補充として新米の受刑者をいかにして養成するかといふ問題で

すが、具體的に申しますと、例へば木工の養成ならば、從來の如く無統制的に養成して行くのがよいか、それとも、三十人、五十人と團體に仕立てゝ、出來るたけ組織的にこれを訓練養成して行くのがよいかといふことであります。

（ハ）は、軍需品製作に關し、科程統一の必要なきか、といふのでありますが、現在の實情では、例へば縫製品ならば、肩章を一個縫ふにも、甲の刑務所では一日に九個乙の刑務所では十二個、丙の刑務所では十六個といふやうに科程が區々になつてゐます。これは理想的ではないと思ひます。科程は作業賞與金の基礎をなすものである故、これが區々になつてゐては、就業者の不平の原因となり、從つて能率にも影響いたします。それで出來るならばこれを統一する必要はないか、若しありとせば、どの程度に統一したらよいかといふことであります。

（ニ）は、軍需品製作に關し、每年演習作業をなす必要なきかといふ問題でありますが、昨今、北支事變も一段落がついたかに見えまするが、しかしいはゆる非常時の今日、いつ何時、緊急作業動員計畫を實施するの必要に迫られるかも判りませんので、イザといふ場合に事を缺かぬやうに、平時に於てその演習作業を行つておくことが必要ではないかと思ふのであります。例へば軍部から大量の注文のありました時を機會として、三ヶ月に一回とか、春秋二季とかに、假の緊急作業計畫を實施して、演習作業をやつて見たらどうかと考へます。若しそれが必要となれば、その回數とか方法とかはいかにせばよろしいか。

（ホ）は、作業統制上現在の刑期別拘禁區分を變更するの要なきや、といふ問題であります。現在の刑期別拘禁區分に從へば、例へば小菅は十年以上の刑期のもののみを收容してゐまするので、有技能者が去ると、それたけのものを補充するのに困難を感じます。現に鍛冶工の有技能者の如きは不足を生じてゐる有樣であります。それで作業統制の見地からして、現在の拘禁區分の一部に變更を加へて、五年、三年の刑期のものゝ中から、有技能者を選んで、小菅に收容出來るやうにする必要がありはしないか、その點に關する御意見を伺ひたいのであります。

辻大阪刑務所長　第一項の軍需品作業專門刑務所限定の問題でありますが、これは第一に刑務所の設備を考慮してかゝらねばならぬことでありまして、大阪としては、岡

矯正図書館

崎・三重・高知等へは現に軍需品を配賦してをりませず、軍需品製作の刑務所は自らきまつてゐるやうな形でありますから、先づ現狀程度で差支ないかと思ひます。しかし、各業種別に大體配賦の標準を決定しておくことも必要でありませうから、旁々折衷的の意味で、軍需品專門の刑務所を設置することは可なりと考へられます。

椎名廣島刑務所長　軍需品製作に關し、將來の計畫を立てるとすれば、設備等の關係もあり現在配賦を受けてゐないやうな小さい刑務所が少しばかりの軍需品を引受けるのは却つて迷惑のことであらうと思ひます。それで比較的大きい刑務所たけを限つて、專門の刑務所に指定することが適當と考へます。

岡部巣鴨刑務所長　大體白井廠長の言はれた如く、比較的近距離の地域に限ることが適當と思ひます。

根田巣鴨作業技師　事門の刑務所を限定するのはどうかと思ひます。例へば第一區では今回軍部から靴下〇〇〇〇〇〇万足程の注文を受けたのですが、かやうに大量なものになると、少數の刑務所では期限までに出來かねる憂があります。ですから專門的に限るよりも各刑務所の設備を擴張した方がいゝと思ひます。遠距離と申しましても、宮城、秋田位ならば、從來の例に見ても、期限なり製作品なり、十分軍部の要求を充してゐると思ひます。

山本大阪看守長　第二區管内に於ける各刑務所の作業は業種によつて各特徴があります。例へば木工ならば大阪神戸がいゝし、縫製品ならば大阪、名古屋、高松、姫路等がよく、此等で引受けてやれば相當數量のものは優にこなせると思ひます。現にそれは實施してゐることで、事實は指定されたも同樣な形になつてゐます。で、右の數ヶ所位を標準にして、新に指定されゝば可からうかと存じます。

津久井廣島作業技師　本省に於て先づ刑務作業利用の方針を確定してかゝるといふことが根本の問題ではないかと思ひます。卽ち本年度は大體どの程度の數量のものをつくるか、といふことを豫定しておかなければ、折角設備をしても、仕事がなければ遊ばしておかなければなりません。それによつて專門の刑務所をきめるのはいゝことですが、理想としては品種によつて、專門の刑務所を夫々區分することが必要と思ひます。例へば木工の如きは、分賦不可能のものやその他運賃の關係もあり、成るべく近距離の刑務所を選むべきでありませうし、分賦の容易なる靴下、メリヤス等の類は、又夫々に特別の刑務所を指定して設備を完備さすことが良策であらうかと存じます。

根田巣鴨作業技師　運搬に莫大の費用を要するものをもかまはず、廣く各刑務所に分賦せよ、といふわけではありません。唯大體の方針として、少數の刑務所のみに限定するといふことをせずに、廣くゆとりを取つてやつた方がよくはないかと思ふたけであります。

谷内小菅刑務所長　種類を分けて、數ヶ所の刑務所を限つて指定した方が能率が上ると思ひます。

佐藤市谷刑務所長　各刑務所の現在の設備の限度を狙つて、夫々適當に分賦するがいゝと思ひますが、それには自ら大體の範圍があると考へられます。少しばかり軍需品を宛てがはれて、そのため設備を新にしなければならぬといふことになると、事が大きくなります。一方軍需作業のない場合も考へて見なければなりません。ですから普遍的の分賦は考へ物で、やはり大體の指定をした方が實際上に便宜が多からうと存じます。

古川二等主計正　御參考までに申し上げますが、この問題は要するに、仕事の分量を狹く厚くやるか、廣く薄くやるかの二つに一つの問題であらうと思ひます。そこで仕事の分量ですが、かりに現在はあるとしても、將來縮少の必要を生ずる場合のことも考へておかなければなりません。常に仕事の伸縮に應ずる設備をしておくことが必要であらうかと考へられます。それには廣く薄くといふ方針は、仕事の多いときには設備に金がかゝり、それたけ縮少する場合には誠に不便です。經濟的に見て、策の得たるものではないと思ひます。それに運賃の關係もあります。反對に狹く深くの方針で行くと、比較的設備も完全に出來、能率も上り、しかも仕事の少いときに縮少に便利であります。又軍事上の見地からいつても、專門的の製作の方がどうしても出來がよい上に、遠方の作業を利用するとなると、種々不便な點があります。旁々軍事上並に經濟上の見地から見て、やはり、或程度特別の刑務所を指定された方が都合よくはないかと考へらるゝのであります。

鹽野行刑局長　次に、第二項の軍需品作業就業者養成の方法如何、これについて諸君の御意見を伺ひます。

椎名廣島刑務所長　指定した專門の刑務所で、作業能力の一定の限度を下さぬ程度に於て絶えず養成して行くがいゝと思ひます。そして少くも二割位の力の餘裕を保存

矯正図書館

して行くことが望ましいと思ひます。

工東豐多摩作業技師　就業者の養成は大に結構と存じます。その方法は、昨年巣鴨で當局の御趣旨に從つて、水戸と前橋とから洋裁の受刑者を連れて來て、一定期間、軍需品製作の訓練をやつたことがありましたが、割合成績は良好でした、この方法によつたらばどうかと思ひます。

山本大阪看守長　作業の實際を見るに、十人なら十人の技能者が中心となつてやると、非常に效果が多いやうに思はれます。その意味からいつて、イザといふ場合に中心となるべき技能者を平素から養成しておくことは最も當を得たものと思ひます。それには相當量の注文を受けたやうな場合を利用して、平素その仕事をやつてゐる受刑者の移送を受けて、訓練をするのも一策かと存じます。しかし規畫書を見たゝけではダメで、見本と材料を送つて貰つて始めて、具體的の方法が立つことゝ思ひます。

岡部巣鴨刑務所長　就業者の養成は勿論作業の方面には結構でありますが、他の方面の規律、例へば食事、休養といふやうなことは、各刑務所で區々になつてゐますが、それ等の方面に對する影響はどんなものでせう。

正木書記官　就業者の養成そのものについては、どなたも異論のないやうに見受けます。で、問題はその具體的の方法でありますが、これは座長から、實際に當つてゐらるゝ數名の方々を委員に御指名願つて、研究していたゞくことにいたしたいと思ひます。

鹽野行刑局長　御列席の作業技師諸君を委員に指名いたしますから御研究を願ひます。では次ぎの、軍需品製作に關し科程統一の必要なきや、これについて御意見を伺ひます。

津久井廣島作業技師　このことは廣島管內では、すでに實際上に實行してをります。勿論その必要を認めてゞあります。

工東豐多摩作業技師　結構なことではありますが、唯現在では刑務所によつて設備が區々でありまして、甲の刑務所では機械でやつてゐるかと思ふと、乙の刑務所では手業でやつてゐるといふ實情であります。從つて科程を統一すると申しても、その間、多少の手心を要するかと考へられます。

正木書記官　科程が區々になつてゐるのは必ずしも刑期の長短に因るものではありません。例へば肩章の製作について豐多摩と巣鴨と小菅とを比較するに、豐多摩は初犯のみであるから技能が一番拙であるやうに考へられますが、事實はむしろ反對で、小菅の方が豐多摩より科程が低いのであります。區々であるのはその刑務所々々の事情に因るのであります。そこでこれを統一すると申しましても、例へば東京と廣島とを統一するといふことは一寸出來にくい事情もありますので、これは前提として先づ各代表刑務所に於て統一した方がよいか、それとも本省に於て統一すべきでありませうか、それが問題となるのであります。

椎名廣島刑務所長　本省に於て統一した方がよいと思ひます。

關小菅作業技師　小菅のやうな長期の刑務所に在つては多少科程の增減が出來るやうにゆとりをつくつておかぬと、どうしても無理が出來ると思ひます。科程の高かるべき小菅が事實は却つて低いといふのは、小菅は仕事の部分々々で、加減が違ふんです。區々になつてゐるんです。それでどうしても科程は低くなります。それにモ一つ小菅は、作業賞與金計算の基礎が他の刑務所と違つてゐます。又その他の優遇方法も違つてゐます。それやこれやで科程は低くなるんですが、科程統一を實現しようとするには、先づさういつた大體の基礎からきめてかゝる必要があると思ひます。

岡部巣鴨刑務所長　科程の統一は私としても贊成でありますが、それには先づ賃銀を一定することが必要であらうと思ひます。賃銀は科程の基礎をなすもので、科程の區々であるのは賃銀が區々であるからだと思ひます。賃銀によつては、科程をさう〳〵はやつてをれぬ事情もあらうと思ひます。

椎名廣島刑務所長　教化的の意味もありますし、やり方をきめておくがいゝと思ひます。この場合はかう、その場合はさう、といふやうに——。

岡部巣鴨刑務所長　とにかく統一するならば生温い方法ではいかぬ、眞面目に考へて進みたいと思ひます。科程そのものはこれを嚴守するとして、同時にこれに對する處遇も各刑務所に於て考へなければなりません。それによつて科程を統一したならば、徹底的にこれを實行すべきであらうと思ひます。

古川二等主計正　御參考まで一寸申し上げますが、被服

矯正図書館

廠では、本支廠とも、同じやうな仕事を同じ機械を使用してやるのですが、それでゐて工程が違つて來ます。統一といふことはなか〳〵六ケしいのです。といふのは、本廠と支廠とは機械は同じでも、そこには自ら競爭的の立場が出來て、機械の補助的の細い部分などには、各自に獨自の發明工夫を凝らしてお互に相手を凌がうとする。そこで工程に差異を生じて來ます。これは能率と收入にも關係あることで、一寸御參考までに申し上げます。

津久井廣島作業技師 科程の統一には、先づ代表刑務所に於て根本の計劃を立てゝおかねばなるまいと思ひます。そしてそれによつて仕事をする、元來、仕事は科程の同じかるべき前提の下に引受ける筈であります。一人何個といふ能率は大體判つてゐる筈ですから。——

山本大阪看守長 先づ賃銀を一定することが必要と思ひます。賃銀が刑務所によつてちがつてゐるから、從つて科程も區々になつて來るのです。但しこゝに賃銀と申すのは、注文引受の賃銀ではなく、科程に對する賃銀を意味するのであります。

根田巣鴨作業技師 賃銀と科程を標準として、一等職工二等職工といふ風に等級を分けてはどうかと思ひます。利益の多い大刑務所と、利益の少い小刑務所とでは一律に行きかねると思ひます。大體賃銀に重きを置くことにして、先づ賃銀を一定してかゝることが無理のない方法だと思ひます。

吉田豐多摩刑務所長 現在の科程は區々にはなつてゐるが、しかし一朝一夕にして決つたものではない、處遇その他の關係を考慮して、大體これ位のところで可からうといふので、現在の如く決めたわけです。かやうにその標準は、地方によつて各異つてゐるわけでありますから科程を統一するにしても、第一區、第二區、第三區で各自に相當の考慮を要すること、存じます。或程度の餘地はつけておく方が無理がなくてよいと思ひます。加之、少年刑務所といふものもあつて、青年の科程を直に少年にあてはめるのは無理だと思ひます。管區の關係、年齡の關係、その邊隨分手心を要すること、思ひます。

正木書記官 この問題は、初犯の豐多摩、累犯の巣鴨、長期の小菅とこの三ヶ所では、各事情も異り、立場も違つてゐて、相當研究を要すること、思ひますから、右三刑務所の委員に附託して、入念に研究していたゞきたいと思ひます。

The Criminal Law in Bulgaria

N. Dolaptchieff

ブルガリアの刑法（完）

ソフィア大學法學部長
刑法教授
エン・ドラプチエフ

わがブルガリア（首府ソフィア）は、トルコ帝國の羈絆の下に在ること殆んど五百年（1396—1876）、一八七六年起つてトルコの暴政に抗せしより爾來五十有三年（一九三一年）、一箇の獨立國として存在して來たのであつて、一八七八年初めて全くトルコの制縛を脱し、近代的な立憲王國として組織さるゝに至つたのである。一八七九年の最初の憲法制定議會（Constituent Assembly）によつて採擇せられたブルガリアの憲法（Constitution）は極めて進歩的なものである。ブルガリアの「ツアー」（"Tzar"——王）は頗る英國のキング（王）に似てゐるのである。立法の權は、王及び一院（パーリアメント）より成る民主的な議會（Narodno sobranie）に屬してゐる。行政權は王及び十人の内閣員（ミニスター）に屬してゐる。しかしながら、議會に對して王の行爲につき責任を有つてゐる特定の内閣員の副署がなければ、王は自己に屬する權限の何たるを問はず之を行使することはできないのである。これは議會政治の典型的な性質で、別に不思議はない。内閣員は、政治上の責任を有つてゐる外に、一私人として行つた犯罪については訴追を受けなければならないのである。但し、内閣員の資格で行つた犯罪については、普通の裁判所でなく、特別の最高國務審判廷（Supreme State Court）で裁かれるのである。司法權は王の名に於て判決を下す裁

矯正図書館

判所に屬する。憲法第十四條により王は恩赦の權利を有つてゐる。死刑は王の裁可がなければ執行することはできないのである(ブルガリアの現在の統治者たるツアー・ボリス(Tzar Boris)は極めて稀れにしか死刑を裁可しないのであつて、大抵の場合、恩赦の權で死刑を終身刑又は十五年の禁錮刑に減ずるのである)。

一九一二年の法律で、ブルガリアには、違法の行政處分にかゝるケースを取扱ふ最高行政裁判所(Supreme Administrative Court)が新たに設けられたのである。かくして、行政權は司法官憲の監督の下に置かれたのであるが、これは只だ普通の行政處分に限つてゐるのであつて、最高の政治に關するものは、この行政裁判所の管轄には屬せずして、前記の最高國務審判廷の管轄に屬するのであつて、しかも、この審判廷は、議會が起訴すべきことを決定したる時に、初めて行動を開始するのである。ブルガリアでは、裁判所は立法權を監督する權利は有つてゐないのである。裁判所は法律が憲法に違犯してゐるかゐないかの問題を檢討することはできないのである。憲法第七十九條によつて唯だ議會のみが或る法律の憲法上必要の要素を具備してゐるかいないかを攻究し得るばかりである。

憲法第七十三條に從つて、何人も資格全き裁判官以外のものには裁判さるゝことはないのである。正規の裁判所は普通と特別とに別たれる。普通のものは三種あつて第一審の地方裁判所(District Court)、第二審の控訴裁判所(Court of Appeal)(三ヶ處)、及び、終審の破毀院(Supreme Court of Cassation)とである。民事及び刑事の小さなケース(事件)は治安判事(Justice of Peace)によつて裁判される。特別の裁判所とふのは軍事裁判所 軍法會議)(Military Court)宗教裁判所(Ecclesiastical Court)、最高行政裁判所(Supreme Administrative Court)及び最高國務審判廷(Supreme State Court)である。軍事裁判所には二種あつて、一審の地方裁判所と終審の最高破毀院(Supreme Military Court of Cassation)とに別れてゐて、兵役に在るもののみに管轄權を有つてゐる。兵役に在らざる普通の公民(Civilians)は、戒嚴令の布かれた時にのみ、且つ、議會で可決せられた法律又は特別の命令で明文を以て規定せられてゐる犯罪に關してのみ、此等の裁判所に於て審理せらるゝのである。宗教裁判所はチャーチの規律を犯かせる犯罪によりて起訴せられたる僧職にあるものを審理するのみならず、離婚に關する事件をも取扱ふのである。最高國務審判廷は反逆罪を犯かし又は憲法違犯の罪を犯したる場合に國務大臣を審理するのである。

判事は任期は終身で司法大臣によつて任命せられる。司法大臣は、其目的のために特に司法省に開かれた懲戒裁判所によつて有罪の宣告の下さるゝにあらざるよりは判事の職を奪ふ權利を有つてゐない。判事に任命さるゝものはブルガリア國の公民に限られてゐる。志願者は大學法學部の卒業生でなければならないし、且つ、試驗に合格した上に、二年間裁判所で實務に習はなければならないのである。治安裁判所の判事を除いて、凡ての裁判所は合議制である。刑事裁判所には檢事ありて、判事と同じく司法大臣によりて任命せらるゝのであるが、また免黜せられもする。司法大臣は國の檢事總長(Attorney General)と省做されて居り、破毀院の檢事長は司法大臣に從屬し、控訴院の檢事は破毀院の檢事に從屬するのであつて、以下之と同じく、階次的組織に從つてゐることは明かである。各地方裁判所には、數人の豫審判事ありて、檢事の監視の下に刑事事件の豫審をする。警察官は檢事に從屬する。しかし、ブルガリアには、特別の司法警察と稱せられもの、即ち、行政權から獨立して司法大臣によつて任命せられ且つ之に從屬する警察吏はない。司法警察の職務は、內務大臣によつて任命せらるゝ普通の警察官吏によつて執行せらるゝのである。

ブルガリアがトルコの羈絆を脱して獨立するまでは、トルコの刑法が行はれてゐたのである。この刑法はナポレオン法典(Code Napoleon)に則つたもので、獨立した後も尙ほ數年間は依然として行はれてゐたのである。しかし、一箇の獨立國となつたブルガリアの國民の新しい要求と副はなくなつたので、一八九六年に新しい刑法が起草されて現に今に實施されてゐるのがそれである。この刑法に規定さるゝ所は、其當時に於ける刑事學上の思想の傾向の最も新しいものと調和せしめようとするのが目的であつたので、それは今日でもむしろ近代的といつて可い刑法の一つたるを失はないのである。しかし、イタリアの刑事人類學派の近代的の思想の影響を受けてゐないことは固より明かで、ブルガリアの刑法は新古典派の主義に則つたものである。即ち、刑法上の責任は犯人の意志の咎むべきや否やによつて定まるのである。

刑法の第一條は、犯罪とは刑法によつて犯罪なりとせらるゝ行爲であると規定し、第二條では、犯罪が遂行せられた前にこの刑法が實施されてゐたといふ條件の下に

刑法の定めた刑罰が科せられることを規定してゐる。是れをみても分明るが、「法律なければ、犯罪もなく刑罰もない」といふ原則がブルガリアの刑法に採用せられてゐるのである。犯罪の行はれた時に現に施行せられてゐる刑法のみが適用せれるのである。この通則に一つの例外を認めてゐるが、これは第二條の二項で、新しい法律が以前のものよりも寛大である場合にのみ遡及効の原則が適用されることを規定してゐる。即ち、犯罪の完成と最後の刑の言渡との間に新しいより寛大な法律が採用せられた場合には、たとへ犯罪はこの法律の實施の前に行はれたのであつても、新しい法律が適用されなければならないのである。

犯罪は、(Crime)(クライム) 犯罪行爲の輕重大小の度に從ひ、重罪（狹義の (Crime) と輕罪 (misdemeanor) とに別たれる。ブルガリアでは、犯罪は二種に分たれるのであつて他の國に於けるように三種には分たれてゐない。

ブルガリアの刑法で廣義の犯罪といふのは罰し得べき (punishable) 犯意ある (culpable) 違法 (illegal) なる行爲をいふのである。即ち、犯罪は、四つの要素より構成せられるのである。行爲 (act) 違法なること (illegality) 犯意の存すること (culpability) 及び、處罰し得ること (punishability) 是れである。

(イ) 一つの行爲とは、身體上又は生理上の强迫によらずして外界に表示せられたる人の意志 (human will) の活動 (action) である。行爲は、其外界に於ける表示が身體の動作であるか又は期待せられた身體の運動を欠くかに從つて、作爲 (commission) であるか又は不作爲 (omission) となるのである。語を換へて言へば、身體の動作は各の行爲の必要欠くべからざる要素ではないのであつて、それは、行爲の一種たる作爲の特殊相たるに過ぎないのである。行爲は、また、別な見方からして、形式的 (fomal) なものと實質的 (material) なものとに別たれる。形式的な行爲とは、意志の直接の表示以外に何等の影響のないもので、實質的行爲とは、更らに遙かに遠い影響を有つてゐるものを云ふのである。是に於てか、意志と結果との間に因果關係の存するや否かを論じなければならなくなるのは、實質的行爲の場合だけである。といふわけは、あらゆる實質的犯罪に於ては、因果關係が犯人の責任について欠くべからざる前提であるからである。

(ロ) 違法性――これは犯罪の觀念に於ける第二の構成要素である。これは、人の行爲の客觀的な要素と規範的な法

律との間に存するあらゆる不調和をいふのである。色々な理由で、行爲が違法でなくなる場合がある。必要正當なる防衛、不可抗力による場合、公の職權による行爲、管轄官廳より發せられたる適法なる職務上の命令の執行等である。

ブルガリアの刑法第四十五條によれば、何人も不法の侵害に對して自己又は他人の生命自由並びに財產を防禦する權利を有つてゐるのである。この防禦が其目的のため必要と認めらるゝ以上に出でた場合には、其過度の行爲が驚駭又は混亂の餘りに爲された場合にのみ、防禦者は無罪となるのである。

第四十六條の規定によると、(一) 普通犯罪として認めらるゝ行爲でも、若し、必要の場合又强迫又は不可抗力 (vis major) より生ずる當面の危急より自己又は親族の生命を救ふために爲された場合にして、且つ、他に其危險を避くるの方法がなかつた場合には、右の行爲は罪とならないのである。(二) 右と同じ條件の下で、一人が自己の生命、健康、自由、貞操、自己所有の動產又は不動產を救ふために或る行爲をなし、而して、これがため他の蒙つた被害が救はれたるものに比較して取るに足らぬ程度のものであれば、この行爲は犯罪とは考へられないのである。(三) この二つの通則は、單に危險を避くる行爲が一箇の犯罪である場合には適用せられないのである。

第四十六條の(一)項と(二)項の行爲の裁判上に於ける特質の間には本質的な差異が存してゐるのである。第一項の場合は 行爲は常に違法であるが、しかし、罪を論ぜられないのである。第二項の場合は、其罪を論ぜられないばかりでなく、適法なのである。裁判上に於けるこの差異の事實上の結果は、一項に於て記載されたる事情の下に行はれた行爲に對しては必要な程度の防禦は許されるのであるが、二項に擧げられた場合の行爲に對しては決して許されないといふことになるのである。これは、第四十五條で、單に違法の行爲に對してのみ必要な防禦を許してゐるといふ理由に出づるのである。

夫の面前で其妻によつて行はれた犯罪に關しては、ブルガリアの刑法はイングランド及びアメリカの法律とは全然異つてゐるのである。イングランド及びアメリカでは、其行爲が夫の强制に出づる場合は、反逆罪又は殺人罪を除き、妻の行爲は犯罪にはならない、と判決するのである。これは、夫の面前で其妻によつて行はれた犯罪は、强制に出でたものとの推定があるからである。しか

矯正図書館

し、ブルガリアの法律は個性尊重の主義に則つて、此場合妻に責任あるものと決定してゐるのである。

(ハ)第三の犯罪の構成要素は責任（culpability）である。それは不法行爲の主觀的要素、卽ちもつと解り易く言ふと犯人の意志に動機を與へたものと動機を與ふる規範としての法律との撞着として解せられてゐる。責任の必然的な假定は、犯罪を行ふ能力の存してゐるといふことである（dolis-capacitas）。ブルガリアの刑法第四十一條は、責任能力（imputability）を、犯人が自己の行爲の現實の性質と其意義とを理解する能力及びこの理解に從つて自己の行動を定むる能力と定義してゐるのである。この定義で、ブルガリアの立法者は意志の自由といふ面倒なこの問題を避けたのである。

語を換ゆれば、それは、正邪を辨別して而して法の命ずる所に自己の行動を一致させる能力である。此等の能力を失はしむるあらゆる事情は責任能力を除外するものである。かゝる事情といふのは、（一）未丁年、低能、唖の如き精神並びに肉體の未成熟、（二）發狂の如き精神病の疾患及び異狀、（三）夢中、睡眠狀態（hypnotism）酩酊の如き生理的又は精神的の無意識狀態をいふのである。

年齡に關しては、十歲以下の兒女は全然責任無能力者（doli-incapas）と看做されて、如何なる證據も事實上この能力を實證するものと思はれないのである。十歲以上十七歲以下のものは責任能力あるものと看做されてゐるが、この推定は必ずしも決定的ではない。十七歲以上の未丁年者は責任能力に關してに成年者と全く同じ位地に在る。但し、刑罰は減輕せられるのである。

ブルガリアの刑法の主義の中で、行爲をする人の精神に邪念が無ければ（innocent）其行爲は犯罪にならないといふ主義ほど確乎として動かないものはないので、且つ最も一般的に適用せらるゝものはないのである。「咎むべきものゝない所には責任はない」（"There is no responsibility without culpability"）といふのがマキシム（準則）なのである。避くべからざる事故の結果であつた行爲については、其人は刑法上責任ありとは思はれないのである。犯意（Culpability）には二種ありて、故意（intent）と過失（negligence）とである。故意とは犯人が犯罪の結果の凡ての本質的な要素を知つてゐることで、普通、故意の行爲のみが犯罪なのである。過失は特に反對規定がなければ罰せられない。實際に、過失の犯罪といふものは甚だ僅かなもので、かゝる場合には、

刑罰は常に必ず故意の犯罪よりも輕いのである。

不知卽ち錯誤（mistake）は故意又び過失の反對である。錯誤は、それが故意に必要な智識を有つ可能性を犯人から奪つた場合又はそれが過失によらざる場合卽ち避くべからざるものであつた場合にのみ、罪を論ぜられないのである。故意の中には特定の犯罪の構成要素についての智識と其行爲が禁ぜられてゐるといふ智識とが含まれてゐるから、犯人が實際の犯罪の要素について何等の智識も有たず又自己の行爲が禁ぜられてゐないと考ふる錯誤には故意はないのである。過失には犯人がこの智識を有ち得る可能性を含んでゐるのであるから、若し、行爲するものが普通の注意を用ひたに拘らず、實際の犯罪の構成要素について何等知ることができなかつた場合には、これは錯誤であつて過失ではないのである。ブルガリアの刑法は、事實に於ける錯誤と法律に於ける錯誤との間に區別を認めないのである。何となれば、或る行爲が禁ぜられてゐるといふ智識（可能性）は故意（過失）には欠くべからざるものと考へられてゐるからである。しかし、この事は、行爲なるものが自己の行爲の犯罪であること卽ち罰せらるべき行爲であるといふことを知らなければならないといふ意味ではない。反對に、第四十七條には、「刑法法規」（"penal statute"）を全く知らず又は之を誤り解するを以て罪を犯かす意なしとするを得ずと規定してゐる。

犯罪の未遂（attempt）とは、故意の犯罪の實行に著手し、しかも未だ尙ほ完成せられざる行爲である。フランス刑法に謂ふ所の「實行の着手」（"Commencement d'execution"）といふのは、單なる犯罪の構成要素の總ての準備と未遂との境界線を形作つてゐる。或る犯罪の構成要素の總てを實行しないのは未遂と既遂との境界を爲すものである。ブルガリアに於ては、重罪の未遂は罰せられるが、輕罪の未遂は罰せられない。未遂の刑は既遂の刑よりも常に輕いのである。

共犯者（accomplice）には三種ある。正犯（principal）教唆者（instigator）及び幇助者（aid）とである。正犯は實際に犯罪の構成要素を實行する者である。教唆者は人の心に犯意を起さしめ而して犯罪を實行（既遂又は少くも着手）せしめたる者卽「正犯を教唆」（"abet the principal"）するものをいふ。幇助者とは、犯罪の實行に與づかることなく、犯罪の遂行のため手段を供し又は障害を除き又は助言をなす等の方法で正犯を幇助する者である。犯罪が行はれた時に共犯者が其場にゐなかつたと

矯正図書館

いふ事情は、正犯と教唆者と幇助者とを區別するに何等の重きをなすものではない。幇助者の刑は正犯又は教唆者の刑に比べて減輕せらるべきものである。

(二)犯罪の第四の構成要素は罰すべき行爲であるといふことである (punishability)

ブルガリアの法律には次の諸種の刑罰がある。

(一)死刑 (capital punishment)
(二)終身懲役 (life imprisonment)
(三)一年乃至十五年の有期懲役 (imprisonment from one to fifteen years)
(四)一日乃至三年の禁錮 (Close confinement from one day to three years)
(五)拘留 (arrest)
(六)罰金 (fine)
(七)譴責 (reprimand) (少年だけ)

ブルガリアの法律で死刑を科せられたる犯罪といふものは極めて僅少なのである。懲役がブルガリア王國に於ける主たる刑罰である。ブルガリアの獨立の後、暫くの間は、ブリズンの組織は極めて貧弱なもので、トルコからの悲しむべき遺産とも看られたのである。以前のトルコの駐屯車のバラック(兵營)の古い建物がプリズンとして使用されたのであつた。一切のプリズン・システムは全く原始的な亂暴なものであつたのである。しかし、十年後には、改革は其緒に就き、今では、ブルガリアは極めてモダーンな行刑施設を有つを得るに至つたのである。リホーメートリー(感化監)もできて、累進制度が採用されたのである。プリズンには學校工場の設備も全く農場のコロニーも組織さるゝに至つたのである。行刑施設に於ける作業の組織については次の三つの主義が採用されてゐるのである。即ち、

(一)政治犯を除き、作業は凡ての受刑者の義務である。
(二)作業は生産的で受刑者のため便益となるものでなければならない。
(三)作業には報酬(賞與にあらず)が支拂はれなければならない。

是れである。

リホーメートリーに於けるツョップ(工場)からの收入が非常に多く、行刑施設の維持費並びに收容費を一切償ふに足りるばかりでなく、施設の改良費並びに新施設の

建設費に充つるだけの餘裕をさへ産むだほどであるのは特記するに足ることゝ思ふ。

尙ほ、ブルガリアの法律は、更らに、宣告猶豫 (conditional sentence) プロベーション (保護觀察) 並びにパロール (假釋放) をも認めてゐるのである。刑罰の外には、少年犯人及び法律上の責任を免かるべき成年犯人のために或る種の保安處分が規定されてゐる。特に少年のために、ソフィア及びプロルデイルに感化院 (educational institution) が設けられたのである。しかし、特別の少年審判所は未だ開設せられてはゐないのであつて近き將來に於て是非共解決せられなければならない問題となつてゐるのである。 (了)

Journal of Criminal Law and Criminology, March-April, 1933

警察とラヂオ

合衆國政府のラヂオ・コムミツションは、最近コングレツス(下院)へ年次報告を提出したが、警察のラヂオ利用の發展を報じてゐる。一九三二年度(六月まで)に三十ケ處のステーション(放送局)が增設されて、建設中のものをいれて現在九十二ケ處のステーションがある。五十ケの都市に於ける此等のステーションでは、この年度中に、十五萬五千六百五十六件の非常呼び出しを取り次ぎ、一萬二千六百七十六件の逮捕を放送したそうである。

矯正図書館

海外時報

『世界最大』の刑務所

北米合衆國のペンシルバニア州で、絶對獨居を基礎とした新しい拘禁制度を案出し、このシステムを實行するために、彼の有名な放射式卽ち十字形のセルハウスの建築樣式を創設してより、今日に至るまで已に優に百年以上も經つてゐる。爾來、このフイラデルフイアのイースターン・ペニテンシアリーを模範とした刑務所が幾百となく世界の到る處に出來上つたのである。ベルリン市民に熟く知られてゐるレールター驛（Lehrter Bahnhof）に近い獨居監や、アルトモアビートに在る大きな拘置監（Untersuchungsgefängnis）も、このペンシルバニアの拘禁制と建築樣式とに則つたものなのである。

このイースターン・ペニテンシアリーは今日も猶ほフイラデルフイアに儼存してゐるが、その九百の居房は已に狹隘にすぎて、犯人激增のために、嚴重な獨居拘禁のために考案された長さ三・三メートル巾さ二・一メートルの小さな居房には二人乃至三人の受刑者が收容されてゐるのである。玆處で執行されてゐる刑は極めて峻嚴である。玆處に收容されてゐる二千人の受刑者の中、九百は十年までの禁錮、七百は十一年より二十年まで、四百は二十一年より四十年まで、百二十人は終身の刑期を有つてゐるのである。しかも、僅かに三百人分だけの作業がみつかつてゐるだけで、殘りのものは無爲に日を徒消してゐるので、刑罰は更らに一層の苦痛を增して來るのである。

この忍ぶべからざる狀態を救ふために、一九二六年にペンシルバニア議會ではグレータースホード（Gratersford）に新しいプリズンを建設することを可決したのである。其翌年から直ちに工事に着手して、已に五年以上に及び、今は工事も竣功に近づいてゐるのである。

この施設の敷地は、プロイセンの地坪で三千モルゲン（一モルゲンは約二五アールで、一アールは一〇〇平方メートル）といふ途方もない廣さで、しかも、一〇五モルゲンを下らない廣い土地を、十二メートルの高さで殆んど二キロメートルの長さに及ぶ岩丈な外塀で取り圍んでゐるのである。この塀だけでも三百五十萬マルクもかゝつてゐるのである。この施設の建築費の總額はマルクで四千萬マルクにもならう。之に比べては、新しくできた大ベルリンのブランデブルグの大刑務所さへまだ七百萬マルクとはかゝつてゐない程のものである。

並行した大きな肋骨のように、八ケの房棟が、南北に四ケづゝ相並んで、其まん中を半キロメートルの長さに亘るコリドール（通路）が貫いてゐる。一棟の收容人員は各四百である。房棟の北の端に八ケの大きな食堂があり、南は同じ大さの工場の建物に連つてゐる。

三千五百人の收容力を有つてゐるこの施設を監督するために一個の管理委員（Board of trustees）が設置せられてゐて、委員は六年の任期でステート（州）の、ガヴァーナー（知事）によつて任命さるゝのである。現在の玆處の所長は元の州のポリス・コムミツショナー（長官）であつたハーバート・スミス氏で、官舍は固より賄付きの八千ダラといふ羨むべき年俸を受けてゐる。

この施設は、其規模といひ建築といひ、眞にアメリカ式の大がゝりのもので、外塀の內部の廣い空地と、其上に施設を取り圍んでゐる更らに廣大な土地とは、健康に好い戶外の作業や、スポート其他の娛樂休養に思ひ通りの好條件を與へてはゐるが、しかし、一方には、欠點もあつて、規模の廣濶であるといふことは監視と戒護を薄弱ならしむるばかりでなく、特に甚だしくかゝる施設の敎化上の効果を傷けるのである。

數年前までは、外塀をめぐらした六〇エーカーの土地を有つたイリノイス州のヂオリエツト・プリズンが世界中で一番廣い地域を占めてゐる施設としての錢のかゝつた榮譽を獲てゐたが、それから直ぐと、ミシガン州のヂヤツクソン・プリズンが壁內の地域に更らに一エーカーの多きを加へて、勝利の月桂冠を奪つてしまつたのである。而して、今や、ペンシルバニアは其一〇五モルゲンの途方もない廣さで斷然「レコードを破つて」しまつたのである。已に、ヂオリエツトやヂヤツクソンでかゝる尨大な地域の監視の困難なことを痛感してゐるのに、今また、つまらない競爭をくりかへしてゐるといふのは、全く以て了解に苦しむのである。

しかし、ペンシルバニアの今度の計畫の一番大きな失敗といふのは、三千五百人といふ多數のアゾチアール（非社會的）な處遇に困難な人間を一つの場所に密集せしめて、一樣の管理の下に置かんとすることである。それは、五百人を以て收容限度と見てゐる賢明な處遇の原則とする所のものを無視するものである。この限度を越

刑政第46巻第7号
矯正図書館

ゆる時には、徒らに事務の繁設備の末に拘はれてしまつて、肝心の人間といふものが等閑になつてしまうのである。グレータースホードのようなこんな馬鹿々々しい大きなものを建てないで、僅かな費用ですむ小さな施設を五六ケ處も建てたらば、適當に受刑者を分類することができて、幾多の遙かに良い實功を收め得たかしれないのである。グレータースホードで三千五百人もの多數の人間を押し込むこんな大きな外塀を作つたのは、金錢の浪費以外に何物もないのである。戒護の安全の爲めにこんな外壁の必要なのは、收容された受刑者の一小部分に過ぎないのであつて、大部分のものは、アメリカの他の州の經驗が敎しへたように、規律上の困難も逃走の危險もなく、もつと防備の輕易なプリズン、プリズンどころか青天井のファームにすら拘禁してをくことができるのである。かういふ大部分の人達にとつては、冷い猜疑不信のこの石の壁は同時に敎化事業の越ゆべからざる障壁としか思はれないのである。賢明な行刑政策の立場からすれば、たとへ、設備の完全に欠くる所ありとも、敎化上の識見に勝る所があれば、それは一つの勝利として差支ないのである。百年前のイースターン・ペニテンシアリーは、人間のクルツール（文化）の大きな業績であつたが、今やグレータースホードに於て之に取つて代つたものは、却て一箇の大きな迷誤といはねばならないのである。「世界最大」（"The biggest of the world"）の幻影を追ふアメリカ人の狂氣沙汰は、久しい以前から歐洲人には滑稽にしか見えなかつたが、グレータースホードのやうにクルツールを抹殺するような試みになると、滑稽ではなく、むしろ一種の悲哀を帶びてくるのである。

（プロイセン政府司法書記官　ドクトル・ゲンツ）

Strafvollzug, März-April 1933

雜報

東京刑務武道會第一回劍道大會

（豐多摩劍道部報）

在京刑務所及横濱刑務所の協定に基き刑務武道に萬丈の氣を吐くべく爰に東京刑務武道會は生誕した。

初夏五月廿一日、其の記念すべき第一回劍道大會は豐多摩刑務所主催の下に同所演武場に於て華々しく開催。

皐月の風薰る好天に惠まれて、定刻前各所の猛者は高鳴る胸を抑へて續々參集、來賓、應援場に溢れて意氣頓に昂る。

九時三十分第一振鈴と共に一同神前に禮拜、會長吉田豐多摩刑務所長の開會の辭として國家非常時に於ける武道精神の意義を說き鼓舞益々つとむ、次に審判員を代表して高野佐三郎範士の試合上の注意あり、同四十分緊張裡に愈々リーグ戰の火蓋は切つて放たれた。

第一回、巢鴨對小菅、帝都の重鎭小菅一擧に强豪巢鴨を屠らんとして水も洩らさぬ堅陣、巢鴨善戰四對六にして小菅の勝。

第二回、横濱對豐多摩、堅實を誇る横濱の立遲れに乘じ新進豐多摩一擧七點を獲し、既に試合の波瀾を豫想せしむ、横濱三點。

第三回、市谷對小菅、兩者共五點遽に技倆の優劣斷じ難きものあり。

第四回、巢鴨對横濱、新進豐多摩に四點をリードされたる横濱奮勵七點を得意氣大に昂る、强豪巢鴨惜しくも敗れて得點三。

第五回、豐多摩對市谷、試合後半の運命を決するの危機に臨みたる市谷猛然として起ち好調横濱を屠りたる豐多摩との差僅かに二點

一般の形勢遽に豫斷を許さず。

第五回戰終了と共に休憩は宣せらる、時に十一時三十分。

各所午前中の戰績、豐多摩一三、小菅一一、横濱一〇、市谷九、巢鴨七、然も戰は未だ半を過ぎたるみ、何れも虎視眈々、技倆に於て全く伯仲。

晝食後零時半第二振鈴は凛然場内に響いて再び緊張裡に後半戰に入る。

試合に先立ち高野、持田、兩範士の帝國劍道形を觀る、三尺の秋水頭上寸餘にして止る、

場内闃として聲なく初夏街らに寒きを覺ゆ。

第六回、小菅對横濱、前半得點の差僅に一點、小菅横濱を屠るか、横濱小菅に優先するか、興味かゝつて此の試合に集

る。躍進又躍進、此の回六點を得て横濱小菅をリードすること一點、當にシーソーゲームである。

第七回、市谷對巣鴨、市谷惜くも敗れて兩雄の得點全く同じ。

第八回、小菅對豐摩摩、技倆全く兄弟なく共に五點、此處に前半の好運に惠まれたる豐多摩優勝の片鱗をほのめかす。

第九回、横濱對市谷、横濱の關ヶ原とも目すべき此の試合に東都の雄市谷奮闘善戰、敵に六點を與へしのみ。

第十回、豐多摩對巣鴨、舊豪巣鴨新進豐多摩を封殺するか、豐多摩勢に乘じて最后の榮冠を贏得るか、試合最後に至るも形勢未だ決し難く滿場の興奮全く其の頂天に達し人を魅了せる好戰も六點の獲得に依つて優勝旗は遂に豐多摩の手に歸した。

審判は當代の權威、闘士は各所の精鋭滿場を恍惚たらしめた此の好試合は午后四時多大の成功を收めて終を告げた。

名譽を擔ふ選士等の必勝の意氣凄まじく、電光石火、虚々實々、全心全靈を傾けての奮闘は觀る者をして手に汗し、息詰るの感あり、勝ちて奢らず、負けて悔なし、技倆の伯仲は唯勝敗を運命に委せしのみ。

第　次

一　開會之辭
一　帝國劍道形
打太刀　高野範士
仕太刀　持田範士
一　對抗試合
一　優勝旗竝賞狀授與
一　閉會之辭

以上

試合順序

一、巣鴨——小菅
二、横濱——豐多摩
三、市谷——小菅
四、巣鴨——横濱
五、豐多摩——市谷
六、小菅——横濱
七、市谷——巣鴨
八、小菅——豐多摩
九、横濱——市谷
十、豐多摩——巣鴨

成績表

團體名	小菅	市谷	巣鴨	横濱	豐多摩
小菅	×	5	4	6	5
市谷	5	×	6	6	6
巣鴨	6	4	×	7	6
横濱	4	4	3	×	7
豐多摩	5	4	4	3	×
計	20	17	17	22	24
順位	參	五	四	貳	壹

‖東京刑務武道會規定‖

一　在京刑務所輪番ニ聯合武道會ヲ開催ス

横濱刑務所ハ之ヲ在京ト看做ス

二　聯合武道會ハ之ヲ劍道部、柔道部及無段者柔劍道部ノ三分會ニ分ツ

三　各部會ハ毎年各一回之ヲ開催ス

四　劍道及柔道部會ニ出場スヘキ選手ハ各十名トシ所屬刑務職員タル以外其ノ資格ニ制限ヲ付セス

無段者柔劍道部會ニ出場スヘキ選手ハ柔道五名、劍道五名トシ孰レモ無段者タル所屬刑務職員ニ限ル

五　審判員ハ關係刑務所專屬武道教授以外ノ者ヨリ之ヲ選定ス

但シ各所協議ノ上指定シタル者ハ此ノ限リニ在ラス

六　優勝者ハ之ヲ表彰ス

七　試合竝ニ審判ノ方法ハ劍道ハ武德會、柔道ハ講道館ノ規定ニ準據ス

八　劍道ハ三本勝負、柔道ハ一本勝負トス

選手故障アリテ出場スルコト能ハサル時ハ其ノ相手方ノ勝トス但シ試合開始前ニ限リ補充ヲ許ス

九　採點ハ一勝一點トス

一〇　組合竝試合ハ抽籤順ニヨリ對抗セシメ「リーグ」戰ニ據リ之ヲ行フ試合ノ結果最高點ヲ得タル者ヲ以テ優勝トス

同點數ヲ得タル者二以上アル場合ハ前ノ對戰ニ於ケル點數ヲ以テ優劣ヲ定ム

前項ニヨルモ尚優劣ヲ決シ難キ場合ハ抽籤ニヨル

一一　本會ニ要スル經費中賞品以外ハ當番刑務所ノ負擔トス

一二　本會開催ノ期日其他細目ニ關スル事項ハ各所ノ協議ニヨリ之ヲ決定ス

農業訓練所の設置（一部前號既報）

盛岡少年刑務所に於ては少年受刑者に對し農業に必要なる實際的智識技能の修練並心身の鍛錬を行ふ目的の下に農業訓練所が設置せられ五月五日其開所式を同少年刑務所に於て擧行した。

實習夫總員三十名來賓として盛岡高等農林學校長、盛岡地方裁判所檢事正、縣立盛岡農學校長　岩手縣農會長農事試驗場長、地方篤農家等參列し交々有益なる祝辭激勵の演說あり職員及實習夫たる受刑者に異常の緊張奮發を喚起した。

少年及準少年受別者の春季運動會

盛岡少年刑務所に於ては四月二十九日天長節の當日春季運動會を開催した少年準少年二百數十名は櫻花微笑むこの佳日に張ち切れる元氣を見せて愉快に十數種の競技を終始した。

矯正図書館

名古屋刑務所附屬墓地移轉合葬技法要

名古屋刑務所附屬墓地は市内中區廣路町北山から愛知縣天白村八事に移轉することとなり今回工事も無事に竣工したので墓地移轉式に併せて同刑務所創始以來の在所死亡者三百四十九名の合葬納骨式が去る五月二十一日午前八時半から名古屋刑務所教誨堂に於て大谷派本願寺名古屋教務所長廣瀨大船師導師の下に莊嚴に擧行された。

當日の來賓は立石名古屋控訴院長、吉益仝檢事長、渡邊裁判長、岩村檢事正、名古屋市長、大谷派本願寺淺井監正課長鬼丸辯護士會長を如め判檢事、保護會關係各宗寺院住職、地方有力者等七十餘名の列席があつた。定刻に至つて大谷派本願寺名古屋教務所長廣瀨大船を導師として特に招待せる當地大谷派本願寺別院輪番以下の法中及當所教誨師出仕し五名の伶人の奏する微妙なる音樂裡に法要は開始された。

佛前には大谷派本願寺よりの供物を始め名古屋控訴院長、仝檢事長、名古屋地方裁判所長、仝檢事正、愛知自啓會の供物並に愛知自啓會保護委員一同より寄贈されし花輪が典へられ賑數莊嚴されてゐる。

中央に安置されし新しい合葬者の位牌には香煙縷々として立ちのぼり佛燈ゆらめき渡りて須彌境に映え音吐朗々たる讀經の尊さには收容者一同不知不識合掌禮拜如來矜哀の慈光に浴した事である。

祀るに親族なし弔ふに知友なき哀れなる彼等の靈位も此の盛大なる法要に弔はれては如何ばかり隨喜の涙にくるゝならんと思ひやられ漫ろに聖代惠澤の有難さに感涙の下るを覺えた。

法要に次て河邊刑務所長、立石控訴院長、吉益檢事長、名古屋市長の燒香並弔辭があつて後今回法要のため特に出向された東本願寺監正課長淺井惠成師の悉令就善の題下に懇篤なる講演がありて一同に多大の感動を與へた式後來賓其他に對し紀念品を贈り收容者には供物を給與し大滿悅であつた。

合葬式法要次第

一、奏樂（着座樂）
一、入堂（來賓）
一、告示（用度主任）
一、奏樂（出仕樂）
一、着座
一、總禮　一禮拜同
一、伽陀　先請彌陀（添樂）
　　導師燒香
一、小經　三重念佛（添樂）
　　五淘和讃
　　彌陀觀音大勢至添

フカク回向願以此
　　功德（添樂）
一、總禮　一同禮拜
一、奏樂（退座樂）
一、退座
一、本願寺法主台下御消息拜讀
　　教務主任
一、工事報告　用度主任
一、弔辭並御燒香　刑務所長
一、弔辭並御燒香
　　院長閣下
　　檢事長閣下
　　名古屋市長殿
一、燒香
　　職員總代
　　保健技師總代
　　墓地改葬係總代
　　保護委員總代
　　在所收容者總代
一、恩典言渡
一、教誨　大谷派本願寺監正課長
　　淺井惠成師
一、閉式　退場
一、奏樂
一、退堂
一、墓前式　於八事墓地
　　午后二時所長各主任
　　教誨師其他參拜

關東廳刑務所長
宮崎德安氏令息の訃音

今回關東廳刑務所長として赴任された、前函館刑務所長宮崎德安氏の令息勝夫氏は、過般來腹膜炎に罹り郷里に於て療養中一時快方に向ひ父君と同伴旅順に向はれたが、到着後病氣再發、旅順病院に入院加療中であつたが藥石效なく遂に長逝された。享年二十二歳であつた。

矯正図書館

切抜帖から

少年保護十年間の統計――新京監獄の暴動――
思想犯對策協議――レコード破りの今年の家出人
――内務省がもくろむ職員健康保險制度

□少年保護十年間の統計

本年は少年法が發布されてから滿十年になるのでこれを機會に東京少年審判所では大正十二年以降昭和七年までの十年間の少年保護統計を發表した。その統計に依ると、少年審判所に於て取扱つた少年少女の數は六萬一千百、この内檢事局へ送致した數が三萬五百七十三件といふ數字を示してゐる。

罪種別 の主なるものを見ると竊盜二萬一千百九十、賭博一千四百二十六 横領二千五百七、詐欺一千五十七、自動車取締令八百十二、傷害七百七十七、恐喝四百八十一、業務上横領六百一、銃砲火藥取締法二百九十四、強盜二百四十八となつてゐる。

原因 は何といつても一寸した出來心から發したものが一番で五千三百三十八、次に利慾で三千二百二十一、これに次いで一般の不注意から即ち交友不良のために道を誤つた子供が二千八十二といふ數字になつてゐる。浮浪の二千七十四、習癖の一千八百九十二なども相當に多い方であるが、又花札や麻雀、撞球、映畫、芝居等の遊びから犯罪を犯したものも九百二十六、貧困からが九百七十五に上つてゐる。

年齢 は十八歳未滿が一番多くて七千八百七十一、十七歳未滿六千二百三十二、十六歳未滿四千六百四十二、十五歳未滿二千七百四十九、十四歳未滿が三百十七。而白いのは出生別で、正當な結婚式を擧げ、をの生誕を祝福された筈の家庭の子供――即ち嫡出子が一萬九千三百八十二といふ最高を示して居り、次が私生兒で一千三百七十三、庶子の七百五十七、不詳が二百九十九となつてゐる。

教育程度 は小學卒業が一萬六千九百七十七、中學校卒業一千七百十、女學校卒業百八十、商業學校卒業卒一千二十三、其他の學校無籍在籍合せて一千三百六十九、不就學が五百四十一となつてゐる。

□新京監獄の暴動

五月廿八日午後六時頃新京地方法院檢察廳舊吉林第一監獄に於て收容中の兇惡囚八十二名が破獄逃走し、廿九日朝までに逮捕されたもの廿八名、射殺されたもの五名未逮捕者廿九名に上る大椿事が勃發した、右に關する憲兵隊公報による眞相は左の如くである。

新京城内大經街地方法院未決監獄に拘禁中の囚人八十名の内看守室隣りにあつた七十名は二十六日午後六時頃扉を破り看守室に侵入、看守員を袋叩きにし小銃數挺と彈藥百十六發を强奪し司法部方面に雪崩を打つて逃走爽隘なる支那街に蜘蛛の子を散らす如く姿を消した。急報により憲兵と警察總動員で手配の結果廿名を憲兵の手で十八名は首都警察の手で逮捕した。又一名は武器掠奪の際即死四名は逃亡の際射殺された。破獄の原因は豫て機を狙つてゐたところ當日は端午の節句に當るので看守員を二名に減じたためこの擧に出でたものと見られてゐる。

□思想犯對策協議

司法省では今年度長官會同に思想犯罪を取締るためには如何なる對策立法をなすべきかを諮問し意見を徵したが更に直接思想犯罪の處理に當つてゐる判檢事の意見を聽取するため特別に召集した全國控訴院及び地方裁判所の思想係判檢事會同は六月一日より三日まで法相官邸會議室において開催された。而して本省から今回の會同に諮問した事項に對しては各自の腹藏なき意見を開陳させるに止め別に答申は提出せしめなかつたが重要なる問題に對する多數の意見は左の如くであつた。

一、治安維持法改正の要否

最近に於ける思想犯罪增加の傾向に鑑みこれを徹底的に取締らうと思へば目的遂行犯ばかりでなく治安維持法違反に該當する思想の宣傳をなす者をも處罰する必要がある、而して思想の宣傳を處罰するについては學者の研究の自由等迄拘束するといふ譯に行かないのでその限界が困難で特別の考慮を要する。また思想犯罪を徹底的に取締るために現行の治安維持法を改正すべきか、それとも特殊の立法をなすべきかも問題の存する所である。

二、治安維持法違反に對する訴訟特別化の可否

治安維持法違反は特殊な犯罪であるからこれが訴訟手續も特別化するのを至當と認める、而して治安維持法違反罪を一審制度にするとしてその審理をいづれの裁判所になさしむるかは問題の存するところであるが事實審理は檢察當局との聯絡を保つため各地方裁判所をして行はしめ上告のみを許すのを最も理想的と認む。

三、治安維持法違反者に對する監察制度の要否

從來治安維持法違反に該る罪を犯したる者にしてその罪が輕微であり且つ轉向の見込みある者は父兄、警察等に監察を依囑し留保處分または起訴猶豫としてゐたがかゝる者に對しては各檢事局に監察專問の檢事を配置し完全なる監察を行ふ必要がある。

而して司法當局としてはこれらの意見をさきに長官會同において提出された意見と照合參酌し妥當なる對策立法を行つて今冬の通常議會に提案する方針で近く基本要綱を決定するため省議を開くことになつた。

刑政第46巻第7号
矯正図書館

□レコード破りの今年の家出人

警視廳防犯係（家出人係）の統計によると、近年家出人は年々增加の傾向を辿りつゝあり、大正十年頃から昭和の初期にかけて一ヶ年累計一萬九千から二萬一千名内外であつたのが、その後年々漸增、昨昭和七年には二萬四千八百十一名（管内男七八三九、女五七〇四、管外男六八五三、女四四一五）といふ防犯係始て以來の最高レコードを作り、正に家出人全盛時代の感を抱かせたが今年に入つてからは更に昨年より激增してゐる、即ち

一月は一七三五（男一〇〇六、女七二九）――昨年は一六〇二
二月は二〇二一（男一三三〇、女六九一）――昨年は一八〇〇
三月は二〇〇八（男一二二一、女七八七）――昨年は二〇二六
四月は二五一六（男一五〇八、女一〇〇八）――昨年は二一九九

といふ數字で、自殺流行時代は一面又家出人全盛時代である事を思はせるが、世紀末的なこの傾向には考へさせられる問題が多分に含まれてゐやう。

⊙内務省がもくろむ職員健康保險制度

現下の世界的恐慌の余波を受けてこれが深刻なる重壓の下にあへぎつゝある我國中產階級以下の生活不安を除去するため内務省社會局では過般來健康保險制度の根本的確立を期し調査を進めつゝあつたがこの程漸く成案を得るに至つた。それに依ると現行健康保險法を改正しその範圍を擴大すると共に新たに職員健康保險制度の創設が企圖されてゐるのであつて、その内職員健康保險制度の要綱は左の通りである。

一、被保險者、一年の報酬千八百圓（本俸及びこれに準ずるものを含み賞與は含まず）以下の官公吏、公私立學校職員、商工業、農業、水產業、交通業その他の事業に使用せらるゝ一切の職員を被保險者とし現に健康保險法の被保險者たる工業職員も本保險に移管すること

二、保險給付、（イ）被保險者に對しては疾病負傷の初日より三年間醫療費（齒科補綴を除く）の八割を支給し分娩に對しては分娩費、死亡の場合は埋葬料の支給をなすこと（ロ）引續き一年以上被保險者たりし者の家族に對しては二十圓以上の手術及び入院中の診療に要したる費用の六割を支給しその配偶者の分娩に對しては分娩費を支給すること

三、財源、本保險に要する費用を支辨するため保險料を徵收することゝし被保險者を雇傭する雇傭者四分ノ一、被保險者四分ノ三を負擔し外に國庫は本保險經營に要する事務費をを負擔する事

四、組織。本保險の保險者は政府及び一定條件の下に認可せられたる職員健康保險組合とす

五、本保險の被保險者となるべき職員概數百四十一萬人その家族四百二十三萬人これに要する費用概算二千七百五十萬圓、内事業主負擔六百五十萬圓、被保險者負擔千九百六十萬圓、國庫の負擔百四十萬圓の見込

海外異聞錄

◇珍無類な新聞取締

アフガニスタンには新聞取締法といふものが規定されてゐないが、近頃政府は謠言流布者に對し、頗る思ひつきな刑罰を課した。即ち官憲は南部地方に叛亂が勃發したといふ政府に不利な揑造記事を掲げた新聞の責任者三名を檢擧し、彼等を投獄する代りに、南部地方へ實狀視察の旅行をなさしめた。但し普通の旅行では面白くないとあつて、三人の頸に旅行の理由を記したポスターをぶら下げさせ、看守つきでポカ〳〵歩かせるといふ珍趣向だといふ。

◇私刑の數

アメリカの官報を見ると、一九三一年には私刑の件數は十四だつたが、一九三　年には十一しかなかつた、と得々とした報告が出てゐる。なるほど十四から十一に減つたには違ひないが、立派な司法制度が備はつてゐながら、私刑によつて一年に十一人も殺されるなんて、アメリカのやうな「文明國」でなくちゃ見られない圖だ。

◇離婚手當を目方で要求

世の中がセチ辛くなると、斯うした圖々しいものも出る、シカゴ市の消防員テーヴイッドヒューレットの妻女メーベルは近頃良人を相手取つて、「離婚訴訟」を提起したが、別居手當を體量に應じて支拂へといふのだから押しが強い、メーベル夫人は三十四歳、體量は三百二十五ポンドだ。その理由として辯護士を通じて法廷で陳述するところは「目方が多ければそれだけ金がかゝります。第一裁判に出頭する時でも市電には乘れないからタキシーを雇ふやうになる。食物だつて普通の婦人の三倍は必要です。衣服だつて靴だつて萬事特別あつらへです。裁判長にこれ等の點を充分御考慮を煩はしたいです」と

◇說教中强盜を追かける

米國ジョージア州アトランタ市の中央キリスト教會をあづかる長老ユー・シー・ビーコック師は最近の日曜禮拜に善男善女をあつめて有難い說教をやつてゐる眞最中一警官が飛込んで來て「大事件！」を御注進に及んだ、といふのはビーコシク師は傳道の傍、警察官を内職にしてゐたのだから全く武藏坊辨慶のやうな先生だ。その事件といふのは數日前强盜が押入つて住民を二人ほど殺した市の西部郊外に今しも銃を携帶したネグロの姿を見かけたといふのである。するとビーコック師はいきなりフロックコートを脫ぎ捨てゝ手を高く差上げた「皆さん惡魔が現れました、神樣のために戰ひませう」といつたかと思ふと、アッケに取られた會衆に置き去りを喰はせ、自分だけ銃を手にしてスタコラ飛んで行つた。會衆の中には牧師さんの後に隨つた勇敢なものも二人ばかりあつたが、結局ビーコック師の一隊がこのネグロを捕縛して手

矯正図書館

柄をたてた。

◇惡い廻り合せ

加州サンタローザ郡監獄に收監中の女囚モーア（二八）フレット（三〇）の兩女囚は、共謀脱獄し山越え川越え、一晩中走り廻つていゝ加減疾れたところへ通り合せた自動車があつたので、乘せて貰つたまではよかつたが、何ぞ知らんこれは探偵の自動車だつたので、十五分の後又ぞろ別莊に逆もどり。

◇ギヤングは現金を持つ

最近米國で銀行全部の休業が行はれた際、現金が甚しく不足し先祖傳來の古鈔を持出すものすらあつた程だが、シカゴの刑事法廷ではギヤングの頭目ウイリアム・ホワイトが保釋金一萬ドルを即座に支拂つて係官を驚かした。彼は武器隱匿及び密賣の廉で檢擧されたものだが、保釋金一萬ドルで假出獄が許可されるや無雜作にポケットから、手の切れるやうな五百ドル　十八枚ゞ百ドル札十枚をポント投げ出し、驚きあきれる官吏を尻目にかけて出て行つた。

◇法廷で證據物件が爆發

デトロイトに於てビールに含有された酒精分の問題から、最近訴訟事件が持上り、それの公判の際證據物件としてビール瓶が一本法廷のテーブルの上に持出されたのである、ところが辯護士が辯論に熱中してテーブルを敲いたので瓶が少し飛び上るトタンに栓が拔け、ビールは勢よく噴出して檢事の法衣を强か汚損した騷ぎ。これがため公判が一時延期となつたが嚴肅な場所柄だけにその光景頗る珍であつたと。

◇獨共産黨員に死刑

ホルシユタインのアルトナ裁判所は昨年七月十八日の共産黨とナチス衝突事件に判決をくしたが、その判決は斷然共産黨員に重く首腦者四名は死刑、五名は各三年より十五年までの禁錮を言渡された。右事件は「血の日曜日」事件と稱せられ死者十二名、負傷者五十名を出した左右兩者の一大衝突事件であつた。

◇殺人犯も世界一

ギヤングが旺に横行するアメリカは殺人事件の多いことも世界の文明各國中第一位を占めるが、これればかりは世界第一主義の米國人にとつてもあまり自慢の種にはならぬらしい。全米の主なる百八十都市からの報告を綜合するに、一九三二年に於ける殺人數は人口十萬人につき一〇、八の割で一九三一年のそれと大して變りがない。即ち一九三二年中に殺されて死んだ者の數は一萬二千人で一九二七年の合計數が五萬一千二百六人となる。英國（イングランド及びウエールス）は一九三一年の割合が人口十萬人につき僅かに〇、五だから米國と比較するとお話にならぬほど低いのである。

讀者の頁

⊙非常時行刑と養蠶業に就て

青森　長谷川田介

今や日本は怖ろしい荒れ狂ふ嵐の中に立つて居る。この非常時日本を何によつて救ふべきであらうか？われわれ行刑吏の立場から考へますれば先づ犯罪の撲滅である。所謂累犯防止を期することであらねばならぬ。犯罪者の激增は人口增加の關係もありませうが逐年その數を增すことは寒心に堪へぬ。累犯防止を具體的に申せば敎化と刑務作業に重點を置かねばならぬ。

我が行刑當局はこの非常時にかんがみて英斷なる作業統制を圖り分賦作業の方針を確立せられその動員計劃に對しては軍部當局より多大の賞讃を博されたことを聞く時力强く且つ感激に打たれる、かく刑務作業は積極的に非常に相應はしい方針を確立せられ多種多樣な作業を賦課せられつゝある。しかし我が國に於て神代の昔より行はれ（神代の昔天照大神は天八千千姫命に勅し天香山に桑を栽培せしめて蠶を養はし其絲を以て神衣を織りたりと）來りし養蠶業は未だ刑務作業に賦課して居らないのである。かくの如く歷史ある我が蠶業は輸出品中蠶絲の右に出づるものなき程の重要なる產業なることは玆に云ふまでもないことである。我が監獄法はその第二十四條に作業を賦課する場合には經濟と將來の生計等を斟酌せねばならぬと規定して居る非常時に於ける行刑はこの規定を積極的に運用されて行刑に要する經費は受刑者の自發的にはたらくところによつて成るべく國費の支出を輕減せねばならぬのである。受刑者を國家の費用によつて晏然飽食さしてはならぬと同時に刑務所は失業といふ事があつてはならないのである。故に刑務作業は仕事を創造して彼等に勉勵心を助長せしめ職なきものには是非職を授けて將來の生活場裡に進ませねばならぬのである、この意味より觀察しましても行刑に於ける養蠶業は刑務作業として適切であると思ふのである。養蠶業は他の作業と異り僅少なる資本にて大々的にも副業的にも經營することが出來る、而して技術をあまり要しない。私は他方の刑務所はあまり見學したことはありませぬ、しかし大都市の刑務所を除くの外は何れの刑務所も構外や空地は多分にあると思ふ。それに先づ桑を植木的に栽培する、桑は他の植木とことなり栽培の如何によつて高くのびない、故に逃走や其の他の障碍物にならない、而して刑務所は狹隘なる場所に多數の人間を收容し居る關係上植木を多く植付け空氣の換氣を完全にしなければならぬこの點も桑は他の植木と何等變りはなく寧ろまさる程である。桑の收葉は一反歩にて約三百貫を得ると

矯正図書館

してその飼育したる蠶兒の成繭は一石とする一升の繭より十匁の生絲を繰絲するとせば構外や空地に植木的に栽培しても見るべき收入を算することが出來るのである。

最早刑務作業は新しき作業を意思するところのものでなければならない、社會の潮流外に投げ出されてゐる樣な作業であつてはならぬ、どこまでも社會に先行する作業でなくてはならぬ。故に行刑に於ける養蠶業も職業訓練の一つとして木工や農業其の他の訓練の如く最も養蠶業の盛んなる地方刑務所を養蠶刑務所蠶絲刑務所としたならば自然的作業として非常時刑務作業として相應はしいことゝ考へられる。

行刑が作業を盲目的に彼等に課された場合觀念的な不自然な生命を萎縮させ枯渇させる行刑に陷る餘んだ人間を改善する行刑はより以上のバチルスを製造することになる。されば刑務作業は收容中の作業でなくして釋放後の生活體驗の作業であり如何にして生活すべきかを體得せしめる作業でなければならない。

惟ふに行刑に於ける作業は一方に於ては刑務所の自給自足であり他方にありては彼等の生活體驗の作業であるが故に吾等はその使命を自覺し嚴然立つて深く時代の潮流を認識し明確な指導原理を把握して累犯防止の第一線に立たねばならない、それがやがて非常時日本を救ふ原動力となるのであるまいか。

⊙コンモンセンス

尾ノ道　かわぐち

學識は當世文化を生み、其の複雜極りなき世に處する吾人の生活形態を異にすれば、又專門的學識を要求して社會生活を円滑ならしめる、之當世は寔に學識萬能の時代世相と云ふべきなり、然りと雖も啻に專門の學識あるのみにして、自己の志望を達せんと欲するは早計なる策にして、學識の一分化たるコンモンセンスと兩々相俟つにあらざれば、事の成就や期し得べくも非らざるなり。恰も監獄は一の小社會であり、又規律の府である、故に監獄法規に依據して之を善處し典型的社會の模造たらしむべきなり、從つて此の社會を形成する責務を有する吾人刑務官に在りて、最も緊要とするは法規の適正を期するにありと云ふ事に歸着する。然れども稍もすれば、法規は如何なる場合にありても、絶對的なるものゝ如く確信し、其の適用に至りては敢て結果の矛盾をも顧みざるの傾向あるは、行刑運用上憂慮に耐えざるなり。斯の如くコンモンセンスの働かざる法規の適用が、如何なる結果を齎すか。例へば、東京市電のサボタージュに於て　從業員が電車の一分停車の規定を、如何なる場合にも考慮を拂はず、故意に確守したるが爲に、一般來客の迷惑一方ならざるのみか、人命をも危くするの矛盾となり、市民一般に一大センセイションを捲起すに至れり。之最も巧妙なるサボタージュにして、コンモンセンスの働かざる法規の適用は、其の反面に危險が働　と云ふ事を見出し得るのである。又監獄法第五十九

條に、在監者規律に違ひたる時は懲罰に處する旨、規定せりと雖も、些細なる違令行爲にありては、消極的手段により其の非を悟らしめるの方策が、其の結果に於て優れるを知るは吾人の經驗に照らして明かなるが如し。

故に吾人の刑務運用に當りては、法規の適正に意を注ぎ其の適用に當りて、結果の是なりと認識なせし時は、法規なりと雖も、或る程度の彈力性を認むべきなり、之法規の理想たるや、結果の是なればなり。然れども若し彈力的利用の方法を誤らんか、之法の偉力を失墜するの所以にして、寔に行刑は破滅であり、其の結果たるや又サボタージュと同視しなくてはならぬ。吾人は法規を以て行刑に望むと雖も、卒直なる法規の適用にて處理し能はざるの現象、尠少ならざるにより、世間一般の事物を知り、世態人情に通じ、是非曲直を判別し、事に望んで円滿なる處決をなし得る知識を具へざる可からず。之專門的知識にて及ばざる矛盾を是正するコンモンセンスに外ならざるなり。吾人よ修めよ常識を。　（終）

⊙社會への叫び

高知　岩崎龜喜

JORK、此處は高知放送局であります、マイクルフオンの前に立ちて社會に呼び懸ける私を想像して御判讀下さい。

現在我が國は、幾多の内憂外患に遭遇して、國家非常時の警鐘は、高鳴ります。殊に世界的不況は、益々深刻となり其の餘波は、犯罪者の洪水となり今や其の數全國を通じて六萬を突破し、夫丈我々社會の財物が、人命が、疵付けられて居る事實に想到する時我々はどうして、無關心で枕を高くして居る事が出來ませう、凡そ世の中の所有犯罪は我々の生存權を脅やかす最も憎むべき寒心事である、にも不拘らず社會は餘りにも行刑乃至釋放者保護に認識不足であります、現在、鐵窓の中に呻吟して居る六萬餘の受刑者全部が、生來の惡人、即ち改過遷善不可能の者であると斷言し得る者がありませうか、彼等が罪を犯すに至りし原因を白紙で考へる時、其處には、幾多の社會的、家庭的、個人的缺陷、等々多種多樣の事情が伏在して居るのであります。所謂何が彼をそうさしたのか?、悔恨の涙に咽ぶ憐れな姿を目擊して、どうして憎む事が出來ませう、罪を憎んで人を憎まず、犯罪を釀した經緯を探究し、其の缺陷を是正し、以て彼等をして合法的社會生活に復歸さすのが即ち目的主義教育刑の最高目標であります、彼等は、夏の熱い日、冬の寒い夜、冷たい鐵窓に縋り、格子の間漏れの月を眺めては、嗚呼老ませる父母や妻子は今如何に、と限りなき懷かしの幻想を追ひ、憐れな自己の影を見ては、今更に懺悔と悔悟に咽び泣くのです、斯うして長い刑期を了へ、今度こそ間違ひなさんなよ、と慈愛の言葉に見送られて刑務所の門を出る時、有難う御座います、今度こそ眞人間に成ります、と飛び立つ樣な思ひで世智辛い娑婆へ堂々しく更生の第一歩を踏み出すのです、私達は、消え行く彼等の後姿を見守

矯正図書館

りつゝ常に彼の行く先幸あれかしと祈るのです。諸君、如何に生來の惡人でも娑婆に未練のない者が果して幾人ありませうか次?の刑務所入を豫期して出て行く者が果して幾人ありませう。だが事實は悲しい哉彼等は十人の中七人迄不見目な姿で再び刑務所の門を潜るのではありませんか、何が彼をそうさせるのか?魂ひの拔けた樣な彼等の唇からは次の樣な哀話が流れます。曰く 前科を咎めて親族は勿論親兄弟迄家にも入れません、曰く、前科が露れて切角の職を離れ、背に腹は替へられず云々、曰く、前科を罵しられ腹立ちまぎれについ人を傷付け申譯が有りません、等々一々枚擧に遑がありませんが私は、何が彼をそうさすのか?更生の意氣に燃ゆる刑餘者を、もつと〳〵理解し保護し指導して呉れるなら斯うした多くの悲劇は、操り返されないだらう事を確信すると同時に、彼等を保護し指導するが社會人の責務であり人間愛の翹望である事を强調して止みません。社會が冷淡なる限り、彼等も又社會を呪ふのでせう、願くば行刑乃至釋放者保護を理解せられん事を哀願して止みません。

⊙先づ健康

吳 瀧川

命あつての物種と言ふ事があります。人間は何が一番大切と言つても生命に越したものはありますまいその生命たるや言ふまでもなく、無病息災すべての活動の源たるべき健全なる生命でなければなりません。國家的にも個人的にも、この健全なる生命すなはち健康こそは最も尊重すべきものであります。健全なる精神は健全なる身體に宿ると言ふ句もある樣に生活のあらゆる原動力が健康と離る可らざる重大な關係を持つてゐる事は言ふまでもありません。長命を保つのも向上をはかるのも名譽と富貴を望むのも地位を得るのも先づ健康が必要だと想ひます。

況んや新時代に處する刑務官として健康は必然の要求であらねばならぬと想ひます。

朝に星をいただいて出で夕べに月影を踏んで歸る。

斯うした勤務をくりかへし、戒護教化遷善指導と、刑務の實際に當る刑務官としては、何より健康が實であらねばなりません。健康が生む元氣は規律の嚴肅を保持し官吏としての威嚴を保ち、向上の氣分を養ひ改過の風習を染ましめ、自らすべての範をたるるでありませう。之に反し不健康な爲には、生活を破壞され、社會の落伍者となり、犯罪の動機を作ると言ふやうなことも少くないと思ひます。

實に健康は人生の幸福、其の運命をも支配し引いては刑務遂行の上にも、善良なる結果を誘致し、行刑上よりよき收穫を得ることになると想ひます。

「先づ健康」この標語の一片の中には絶大の力が潜んでゐることを知ると共に、互に健康能率增進を計り健全な身體に健全な精神を養成したいものです。

⊙清濁併せ呑む

宮城 齋藤五月

彼は清濁併せ呑む雅量があるなどゝ人物批評をくだす人がある。しかし、この樣な批評をうけべく當嵌つてゐる人は、極めて稀な存在である。古來偉人名士の傳記を繙くと、ままこれに適中した素質者を發見することがある。通俗人にはどうであらうかといふと、決して無い譯ではない。比較的惠まれない境遇にある貧しい勞働者階級にも、偶々遭遇し吾々の頭を、自づと項垂れしめるやうな偉人もある。此樣な素質のあることは、成功するとかしないとか、社會的地位を得られるとか得られないとかいふ問題よりも、よりよき社會の指導者であるとして、深く尊敬し自ら反省しなければならないことであると思ふ。

誰でも美しいものを賞美し、醜いものを忌み嫌ふ。旨いものを欲してまづいものには首をふる。狡るい人には顏をしかめて、正直な人には目を細くする。亂暴な人には眉毛を擧げて溫しい人には安心をする。阿諛追從唯々諾々として服する人を喜び、苦言を云たり、横柄な態度をして傲然たる面かまひをする人には憤慨する。かういふ心の表現は、誰でもの有する共通の心理であらう。

あの人は好きだとか嫌だとかといふことは、大抵は自己を標準としての觀念から出發したものであつて、果して彼の人は他人よりも嫌はれる人であるか好かれる人であるかと云へば、決して自分と同樣でないことが多い。してみれば決して自分の思ふことは正しいとは限らない。第三者即ち他衆人との片寄のない正當な批判によつて決定し得られるのである。だからして自分の心の考へ方のみに頼り過ぎて露骨に表現したならば、其人は到底人々を統御する器でもないし、心服せしめ得る力もなく一つの事柄に對して、最早失敗者となりうる人であると云ひたい。

社會は共同生活であるからして、日常種々樣々の人と談じ語らひ共に行動しなければならないこともある。此場合に當て、正當に人の善惡の見定めの力がないのにも拘らず、心のままに好きだ嫌だといつて迎へたり排斥したりしては事は円滿に進行せず寧ろ軋轢を生じて究極は失敗に終るのみである。だからして善人も惡人も自分の懷に抱擁する雅量があつて欲しい。善には彌が上に學び、惡には德性をもつて鬪ひ教化して、心から服せしむる力がなくてはならない。これがあつてこそ始めて事柄に對する目的をよりよく完結の岸に導き近からしめ得られるのである。

吾々刑務官吏は、最も此清濁併せ呑む雅量がなければならない。囹圄者を教化する重責を負てゐるからである。表裏のある清いものを呑むことを知て、表裏のある濁りものを呑むことを知らない人は、到底教化といふ果實は、芳しくない又味のよくない結果に終ることに違ひない。故に一層心身の修養と相俟て、此大なる雅量を學ばなければなるまい」。

刑政第46巻第7号
矯正図書館

家庭の頁

疫痢になり易い食物と安心して與へられる食物

與へ方の注意

實例から統計的に調べてどんな食物が一番疫痢の原因となつてゐるかを參考のため列擧致しましせう。

一、あんこ、小豆類、ゆであづき、まんぢう、もなか、だんご、赤飯などいづれも子供には與へるべきではありません、以上はどれも大變な不消化物で、食べたあと檢便して見ると、いつも食べたものが少しも消化されずそのまゝ出て來ます、それにお菓子屋さんのうちには、あまつたあんを二回も三回も煮返して使用するものがあつて、時々わるくなつてゐる場合が多いのです。

二、みつ豆、殊にこの中の寒天や、ところてんは腐りやすく且消化が惡い、シュークリームも往々古いものがありますから注意を要します。

三、乾ブダウは子供には絶對に禁物、これも食べてもまるのまゝ便にまじつて出て來ます。

四、ビハ、西瓜、桃、バナナの類、秋になつては柿など殊にバナナはヴイタミンA、BC、をみんな含んでゐるといふので醫家の中でもすゝめる人もありますが、新しいものなら兎も角臺灣などから青いうちにもいで船に積んで來る途中に熟らせたものが多くそれにはつかうしたバナナは黴菌にとつては絶好の繁殖場所です、それで本場の南洋でも土人たちは長い經驗からバナナは子供に惡いといつて食べさせません、また西瓜など一番消化がよいものゝやうに考へられてゐますが、西瓜も實は不消化物なのですから汁だけ與へてかすは出させるやうにしつけなければなりません。

子供に安心して與へられるものとしてはホットケーキ、新鮮なプディング、トーストパン、ビスケット、輕燒、ウエーフアース、ドロップなど果物はリンゴ、夏ミカンなどです、梨などはやはり砂糖煮（コンポート）にして與へる方が安全です。

知つて置くと便利です

一寸した事の注意

□飲み殘りのサイダー、サイダーの殘つた時は瓶にしつかり王冠栓をしてその上にぬれ手拭をかけて置くと一日位は決して氣のぬけるものではありません。

□とりもちの落し方、からしをそのまゝ水にとかないでついた處へ塗りつけて洗ふやうにしてもみますと見事にとれます。

□お砂糖蟻よけ法、かめの外側下から七分目位の處へ白蠟でぐるりつと輪をかいて置きます、その輪は時々書き直すこと又瓶或はかめを水の中に浮かして置くのもよい工夫です。

□漆かぶれの妙藥　川がにでも海がにでも生でも干したものでも決して效果に變りありません、かにを茹でた汁を患部に一日數回なでると妙に直ります、分量は適宜、川がにの干したのは何處の藥屋にも賣つてゐます。

□ナイフの磨き方、馬鈴薯の切口に磨粉をつけてみがきますと直にきれいになります、コロツプに磨粉をつけてみがくのもよろしい、柄はミカンやだいだい汁をつけてみがきます。

□花束のしぼまぬ法、草花の莖の根を木綿屑でまとひごく薄い炭酸ソーダ水に浸して、その上を錫紙に包みますと長く保つ事が出來ます。

□夏靴下のはき方、毎日洗濯をするのが一番です、それから短い靴下にすること、これは經濟的であると共に涼しくもあります　からお勸めします。

蚤の驅除の秘訣は塵を溜めないこと

防豫

◇蚤がゐることは不清潔の證據◇

ノミの時期が來ました、これは屋内の不清潔から出るもので、いはゞノミのゐることはその内の不衛生を語つてゐるやうなものです、ノミに食はれる不愉快はいふまでもないがこれがまた恐るべきペストやその他傳染病の有力な媒介者になるため、防疫上からもノミの驅除は重要な家事衛生の常識の一つです。

これが撲滅には先づ掃除を充分にしてノミの棲息場所をなくす事が第一です、殊に日本室は疊との間が最も多い棲息場所になります、眞空掃除器を使用すれば最も理想的だがこれは費用がかゝるので一般にはよく水を切つた布で清拭を怠らずやるがよい、そして表面ばかりでなく、疊と疊の間　床の上も時々掃除して、塵の溜らぬやうに心掛け日光消毒をすると共に、丁寧にたゝいて塵ほこりを落しておかなければなりません、板の間の隅　棚の裏等も常に塵をためないやうに努める必要があります。

ノミを驅除する藥物としては石油または石油乳劑が最もよろしい、ノミは石油に對しては極めて弱いもので、ほとんど瞬間に死滅します、疊や床を掃除したら、すぐ床板の上に一面に新聞紙を二三枚づゝ敷きつめ、これに石油あるひは石油乳劑、また樟腦油でもよろしい、これを撒布してその上に疊を敷くのが最もよいやうに思はれます、なほ、床下の地面にも右の藥品を撒布すれば一層の効果があります、以上の法を完全に行へば、ノミに惱まされる事はないといはれます、但し石油を使用する際は火氣に注意を要するし、また藥物の臭氣を嫌ふ家庭は同時に香水を使用すればよろし。

矯正図書館

除虫菊、ベンヂン、揮發油ガソリン、テレビン油、クレゾール、クレオソン等の藥物も從來から使はれて、相當の効果がありますが、一般にかなり廣範圍に使はれてゐるナフタリンはあまり効果を持たないやうですから御注意までに——

その人の體質は 爪型で判る

三角爪の人は卒中御用心

爪の形によつて人の症狀が判るといふことを最近フランスの學校アンリ・マンジャン・バルタザアル教授が發表してゐます、爪を一目見ただけで

人間の諸器管の樣子が手にとるやうに判るといふのです、その言ふ所によると調和のとれた健康體の人の爪、即ち普通の爪はしなやかなものでなければならない、といつて脆いものであつたり、ぐにや〳〵としてゐるものでは不可ない、而も長すぎず、短かすぎず廣すぎず、狹すぎぬやうなものでなければならない筈であるといひます、色は薄バラ色、柔かく

滑らかで自然に彎曲してゐて斑點などがなく、溝とかその他汚點のないものが健康の證であります、以上のやうな條件とは際立つて懸け離れてゐる場合には何處かに故障がある身體であると考へる必要があります、爪が長すぎる場合精力の不足乃至は疲弊のために病氣を惹起し易い傾きを示して居ります、反對に短かすぎる場合、殊に扁平で角張つてゐるものは神經衰弱或ひは

心臟病に罹り易い體質を示すものです、爪の形が極端に三角形を成してゐるものは腦脊髓の病氣或は卒中に脅かされてゐるものと覺悟をしなければなりません、梯形の爪は想像力の缺陷を現し、幅の狹い爪は頑强な身體でなく神經系統の力によつて健康體を維持してゐることを示してゐるものです、爪の膨らんでゐるものは動脈系統の

抵抗力無能を告げるものであります、以上は正面から見たの爪形狀による診斷ですが、側面から之を眺めた形によつても身體の故障を知る事が出來ます、爪が皆根元から先にかけて膨らみ上つてゐるものは呼吸器の故障に陷り易いことを現はして居ります、爪元からみて平常の曲線を持つてゐるものはよいが、その曲線が屋根の傾斜のやうに兩側へ嶮しく

傾いてゐるものは動脈硬化症、時によると癌をも示してゐるものであります、人指指の爪が踵乃至は圓蓋のやうにひどく膨らんでゐるものは肺臟の疾患を暗示してゐるものと見ることが出來ます、縱に見て平べつたい爪は淋巴腺器管の不活潑を示し、彈力なき柔かい爪は身體の力の不足を告ぐるものであり、固くてもろい爪は貧血症を脆くてすぐに碎けて粉になり易い爪は内分泌腺の故障を現してゐるものなのであるさうです。

選句所感

今月は飛び抜けて優つてゐると思はれる句には出遇はなかつたが、總體から見ての出來は近來になく、よく粒が揃つてゐる。特に目立つ句のないやうに思はれるのもこの粒揃ひのためと思ふ。諸君の作句の修練がつみ、その技がすゝめば、勢ひ選句の方の水準も高まつて來るわけで、それだけ立派な俳壇になる。實際今月などは恥しからぬだけに充實してゐる。そして活氣と清新さがある。大いにうれしく思ふところである。然しこれが今月だけの偶然なる結果であつてはならない、ずつと引續いて、此の充實を持つて行きたいものである。

◇

毎月選後感を書くにあたつていつも清新といふことを繰返して來た。そして、清新味を出すにはどうしても寫生から入る必要があることを强調した。これは今も變るところがない。古來からの俳句の數は何十萬或は何百萬であらう、この數へ盡せぬ程の

毎月募集

刑政俳壇

題目季隨意
締切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部・選

天　甲府　夕雨

松葉牡丹の庭暑く咲く赤さかな

地　大曲　船風

蛇の衣石にひかりて梅雨の晴れ

人　旭川　小雨

夏草に帽見えて人通るなり

秀逸　松本　長田

岩が根に散る高波や月涼し

蟻の塚同じ大きさに二つあり　豐多摩　駒生

繪日傘の映りて過ぎぬあやめ池　岩國　錦江

沖霧れて夕立濱に降りつゞく　小菅　高岳

若竹のそよぎに窓を開け放つ　名古屋　春汀

○　○

夏獲に髮梳く指の白さかな　高知　美光

柿の葉に雨呼んで啼く蛙あり　水戸　麥村

矯正図書館

數の中に、普通人間の常識を以て思念し得るほどの事は幾百度幾千度繰返して詠まれてゐるか知れない。

その上になほ繰返す必要はない。分りきつた常識句を排するのはこの爲である。頭の中で考へることは全然とは云はぬが誰の考へも大概同じであるから、そこから出來る句もまたよく似寄つたものであつて、斯うした句が毎月少くないのである。これを救ふには實景に即し實情に立つて、既成概念から全く離れて、物を觀、物を感じるより他にはない。即ち寫生の必要が此處にある。

例へば一莖の花にしても、これを庭に見るのと、野に見るのとではその感じが變る、晴れた、雨の日でも同じことであり、斯くして對象に對ふ時は同一對象であつても趣きの異つた句が十句も二十句も出來るわけであるから、取材に困難することも自然になくなる。然し眞の寫生といふことは容易のものではない。其處には鋭敏な感受性がなければ、對象の持つデリケートな詩味を把握することは出來ない。常に新しいもの、發見がなければ寫生とはいひ難いのである。漫然と見て花を紅いと感じることは眞の寫生ではない。

今月の秀句についてこれを觀ても、夕雨君の句、松葉牡丹が紅いのは寫生ではない、そこを「庭暑く咲く」で始めて寫生の域に出入して來る。庭の土が燒けて暑いので、丈高からぬこの草の花がそのいきれを吸つて色が一層濃く見えるのである。そこまで見て始めて寫生といひ得るのであり、自然と句が獨自の境地を持つて來るのである。

また船風君の句も「石にひかりて」が寫生なのである。これあつて梅雨晴れの眩暈をもおこすやうに强烈な日の照りが暗示されるのであり、小雨君の句も「帽見えて」があつて始めて句が生命づけられるのである。

夏草の中を人が通るが、帽子が動いて行くだけである、といふところにその草の茂りが肩を越すものであり、草の强烈な反射の中に白い帽子の際立つた有樣までが眼前に髣髴して來る。まるで繪の感じである。

すべて感受性が鋭敏であつて、對象の眞を把握しそれを如實に生動的に描き出すことで、折角把握したものも死物にし說明にしては駄目である。

新驛の出來たる村や閑古鳥　旭川　覗岩
夕日おのづと風消えてゐる茅花の穗　德島　萬壽男
目の前を飛ぶ白雲や不二詣　水戸　麗月
柿の葉に强き白雨や蝸虫　市谷　哦房
初誕生夏服着せて撮りにけり　姫路　英子
舟寄せて崖の椿を手折りけり　群山　苔洲
菖蒲湯を畫編む煙か草の家　飯田　五風
時鳥啼く高原の夜明かな　岩國　九濤
餘り苗庭の濕りに根付きけり　大曲　雲峰
街果てゝ野に出し路や若葉風　大邱　花濤
惜む眼に流るゝ舟や崖の藤（天龍峽）　飯田　史山
先生の若き姿や更衣　京城　雄心
庭芝に透く日影あり若楓　飯田　中洲
睡蓮の一輪咲きて水青し　北支　對山
大虹や朝鮮の山支那の山　新義州　揚癇子
雲の影つぎつぎ走り葦の沼　旭川　杜宇
疊打つ音おこりけり梅雨の晴れ　福岡　琴松
金魚見にありし背の子の眠りけり　姫路　松月
雷遠く雨を殘してそれにけり　巢鴨　晴月
開墾の木蔭に集ふ晝寢かな　飯田　有甫
菅笠の白く並びし田植かな　盛岡　かつら
峰高く晴れて新樹のあざやかさ　名古屋　紫朗

一つ田に皆入りにけり植じまひ　八王子　覆盆子
晝寢して疊に汗の殘りけり　北支　十字路
明けてゆく湖畔の村や行々子　大曲　刀羅象
川狩の褌白き裸かな　大曲　呑洋
蚊柱や蛙鳴き立つ沼の上　大曲　華白
雨乞の天も焦げよと大焚火　大曲　秋郊
藤一枝擔ぎ込みたる渡船かな　飯田　葉椰子
萩若葉小さき風に搖れ止まず　大阪　いさを
灣口に出揃ふ船や風薰る　新潟　晩霞
山吹や水のしたゝる崖高く　青森　螢流
春雨の山路に出でし小蟹かな　金州　天水
桐の花下の馬盥に落ちにけり　大曲　綠路
青山に雲垂るゝ日や梅雨寒し　大曲　大鵬
糊こわき湯上り浴衣うれしけれ　小菅　一貫
冷し瓜筧にうたれ躍るなり　西大門　六騎
夕風や蚊柱やがて立ちなほる　青森　紫淵
早乙女に結びてやりぬ笠の紐　宮崎　ひろし
眼の下に見ゆる屋島や風薰る　高知　谷水
見上げたる社頭の杉や風光る　岩國　李有
湯より出る背につきにけり菖蒲の葉　新義州　青塵
石におく葉影まばらに今年竹　千葉　古山

矯正図書館

◇敍任及辭令

任保健技師（長崎）十級　保健技手　大島一（福岡）
（四月二十二日）
兼補舞鶴支所長　支所長看守長　公文勇（宮津）
（五月一日）
任監獄通譯兼看守長（横濱）　看守長　武子喜久治（小菅）
免本官專任看守長（名古屋）　監獄通譯兼看守長　野村瀧雄（横濱）
（五月十一日）
死亡　看守長　佐藤三郎（旭川支）
（五月十三日）
任關東州典獄　所典獄長　宮崎德安（函館）
任典獄（函館所長五等六級）　關東州典獄　永田正之助
任典獄補（奈良）願免　看守長　山本勝（奈良）
（五月二十二日）
奈良轉勤　看守長　佐々木盛（釧路）
免本職旭川支所轉勤　支所長同　高橋七郎（室蘭支）
宮城勤　同　藤井秀太郎（札幌）

任看守長（室蘭支所長）　看守　村田耕作（札幌）
（五月二十三日）
免本職札幌轉勤　支所長看守長　三浦秀文（石卷支兼宮城）
石卷支所長宮城兼務　看守長　佐藤久次郎（宮城）
（六月三日）
願免　看守長　楢原由之（巢鴨）
同　同　倉橋美紀（小菅）
（六月十四日）

訓令通牒

□刑事被告人押送ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第五三四號　昭和八年四月十三日）

從來刑務所間ニ於ケル刑事被告人ノ押送ハ殆ト警察官署ノ遞傳ニ付セラルル傾向有之哉ニ見受ケラレ候處警察遞傳ハ刑務官吏直接押送ニ比較シ時日ヲ費シ刑事被告人中治安維持法違反ノ類ハ遞傳ノ途中ニ於テ審理上若ハ處遇上ニ及ホス弊害ナキヲ保シ難キ儀ト思料候條向後ハ刑務所間ニ於ケル刑事被告人ノ押送ハ檢事ヨリ直接押送方申出ナキ場合ト雖刑務所ニ於テ警察遞傳ヲ不適當ト認ムル者ニ付テハ囚人及刑事被告人押送規則第一條第一項但書後段及同第二項ニ依テ適當ナル人選ヲ爲シ看守長若ハ看守ヲシテ直接押送セシムル樣御取計相成度候

□職員考績調書用紙ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第六〇一號ノ一　昭和八年四月二十四日）

標記用紙ハ從來當局ヨリ配付スルコトト相成居候處爾今小菅刑務所ニ於テ製作ノ上各所ヘ送付スルコトニ取計置候間毎年三月末日迄ニ翌年度所要數ヲ取纏メ同所ヘ請求相成度候

□上告取下書ノ取扱ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第六二四號　昭和八年四月廿八日）

刑事被告人ヨリ提出シタル上告取下書ヲ刑務所ノ長ニ於テ受理シ之ヲ大審院ニ送付スルニ際リ同院ニ於ケル公判期日迄ニ該取下書カ確實ニ同院ニ到着スル見込ナキ場合ニ於テハ向後刑務所ノ長ハ該取下書ヲ直ニ發送相成ハ勿論便宜大審院長ニ宛テ右取下アリタル旨ヲ電話又ハ電信ニテ通知相成候樣致度候

□指紋ノ分類檢査結果通知訂正方ニ關シ注意ノ件

（司法省行刑局行甲第六七三號　昭和八年五月八日）

昭和四年九月行甲第一、四四五號ヲ以テ指紋事務統一ノ精神ニ基キ標記ノ件通牒致置候ニ付テハ各位ニ於テモ常ニ其ノ徹底ヲ期スベク努力相成居候處雖テ其ノ後ノ成績ヲ調査スルニ遺憾ノ點不尠就中前記通知ニ依ル訂正ヲ等閑ニ付スルガ爲メ當局ニ於テハ今尙受刑追加小票記載ノ分類番號ニ依リ該當原紙ヲ抽出スルヲ得ズ從テ多大ノ冗時冗力ヲ費シ居ル次第ニ有之候斯クテハ到底所期ノ目的ヲ達成スルコト能ハザルニ付爾今特ニ右通知ニ

矯正図書館

依ル訂正方其他ニ關シ充分監督ノ實ヲ擧ゲラレ指紋事務整備ノ適正ヲ期セラレ候樣致度候

追而昭和四年九月分以降現在迄ニ訂正通知ヲ受ケタルモノニ對シテハ此際悉ク處理セラルベク尙貴管內支所長ヘモ可然御移牒相成度候

□刑務所需用品供給ノ場合經費處理方ノ件

（司法省行刑局行甲第六九八號ノ一　昭和八年五月十六日）

標記ノ件從來區々ニ相成居候處爾今別記ノ通御取扱相成度

追而明治三十七年監甲第八四八號及大正十五年行甲第一、六七六號通牒竝本通牒ト抵觸スル質疑回答ハ自然消滅シタルモノト御了知相成度候

別記

一、刑務作業ニ依リ自廳需用品及他刑務所配給用品（作業製品トシテ賣却スヘキモノヲ除ク）ヲ製作又ハ修繕スル場合ニ於テハ之ニ要スル主要材料竝主要消耗品ハ直ニ相當科目ヨリ購入ノ上委託スルコトヽシ爾餘ノ材料、消耗品代ハ一旦就業費ヨリ支出スルコト

二、刑務所傭夫ヲシテ自廳需用品及他刑務所配給用品ノ生產又ハ補修ヲ爲ス場合ニ於テハ左記ニ準據スルコト

記

刑務所傭夫名	種別	主要材料又ハ消耗ニ屬スル材料	種別ノ屬スル物品類別	支出科目
印刷夫	罫表類ノ印刷	紙、インキ、印肉ノ類	廳用品	事務費筆紙墨文具
			收容者用品	收容費雜費
搗工	米、麥等ノ精白	米、麥ノ類	收容者用品	收容費食料費
		鹽汁、精日鹽、摩粉ノ類電力料等		同雜費
醸造夫	味噌、醬油糀等ノ醸造	麥、豆、米、鹽酵母ノ類	收容者用品	收容費食料費
		燃料（薪炭ノ類）		同雜費
漬物夫	漬物類ノ生產	大根、菜類、鹽糠等	收容者用品	收容費食料費
洗濯夫	衣類臥具類ノ洗濯	石鹼、糊、薪炭ノ類	廳用品	事務費消耗品
			收容者用品	收容費雜費
補綴夫	衣類臥具類ノ補綴	布地、絲	廳用品	事務費備品費
			收容者用品	收容費被服費
		アイロン用炭ノ類	廳用品	事務費消耗品
			收容者用品	收容費雜費

□詭激思想懷抱收容者入出所表提出ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第七三六號　昭和八年五月十九日）

昭和三年九月行甲第一六七三號通牒ニ依リ報告ヲ要スル標記收容者ニ付テハ爾今左記樣式ニ依リ毎月調査ノ上翌月五日迄ニ報告相成度候

追テ昭和七年十二月行甲第三〇三五號ノ二通牒ハ廢止可致尙從來往々記載粗漏又ハ報告遲延スル向アリテ其ノ資料價値ヲ減殺スルモノ有之候ニ付將來右ニ付テハ深ク御留意相成候樣致度

記

詭激思想懷抱者入出所表　昭和　年　月　何々刑務所

事件名	波告人 越員	入所	出所	月末現在	受刑者 越員	入所	出所	月末現在	計 越員	入所	出所	現在月末
皇室ニ對スル												
公務執行妨害												
騷擾												
治安維持法違反												
暴力行爲等處罰ニ關スル法律違反												
爆發物取締罰則違反												
請願令違反												
出版犯												
其地												
合計												

矯正図書館

受刑者處遇規則案（第六案）

備考

一、本表ハ美濃版罫紙ヲ用ヒテ作成シ送付書ヲ附スルニ及ハス右上部ニ日記番號ヲ附シ所名ノ下ニ捺印ノ上提出スルコト

二、本支所合併記載ノコト

三、被疑者ハ被告人ニ合併計上スルコト

四、一人ノ犯罪ニシテ本表所掲ノ二事件以上ニ該當スル場合ハ其ノ主タル事件ニ畫書シ他ハ朱書再掲スルコト

五、右傾思想懷抱者ハ當該各欄左傍ニ「アラビヤ」數字ヲ以テ再掲スルコト

六、入所欄ニハ新入及他所ヨリノ轉入ヲ又出所欄ニハ釋放及他所ヘ轉出ヲ共ニ包含計上スルコト

七、月末當日他刑務所ヘ移送ノ場合其ノ日ノ中ニ先方刑務所ヘ到達至難ノトキハ便宜發送刑務所ニ於テ月末現在欄ニ計上スルコト

八、其ノ月ニ入出所者ナキ場合ト雖月末現在アルトキハ其ノ人員ノ報告ヲ要スルハ勿論全然該當者ナキ向ハ其ノ旨報告スルコト

□詭激思想懷抱者報告方ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第七三七號　昭和八年五月十九日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和三年九月行甲第一、六七三號同年十二月行甲第二、二九五號及本年一月行甲第一一〇號ヲ以テ及通牒置候處本報告ハ爾今右ノ外尚左記ニ依リ御取扱相成度候

追テ今尚調査粗漏ニシテ甚タ杜撰ナルモノ又ハ提出期ヲ遲延スル向アリ右ニ就テハ從來屢次注意ノ次第モ有之處理上支障不尠ニ付一層御留意ノ上嚴ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、被疑者並被告人ニ付テハ總テ個性報告ヲ省略シ原簿第一號備考欄ニ思想系統種別、共犯關係、學歷、家族關係、交友關係ノ概要其ノ他特ニ參考トナルヘキ事項ヲ簡潔ニ記載ノ上入所後二十日以内ニ提出スルコト

二、成績報告ハ受刑後二ケ月ヲ經過シタルトキ及爾後六ケ月毎ニ遲滯ナク第三號樣式ニ依リ其ノ成績ヲ報告スルコト尚臨時必要アリト認メタルトキ並釋放ノトキ亦同シ

三、個性報告中

（1）家庭ノ狀況欄ニハ可及的家族ノ氏名年齡、家庭ノ良否生計狀態並家族トノ親和狀況等ヲ詳記スルコト

（2）資產欄ニハ本人資產ノ有無ハ勿論家族ノ資產等アラハ併セテ記載スルコト

（3）本報告ニ添付ヘキ寫眞ニ關シテハ昭知三年十二月行甲第二、一〇一號ヲ以テ判決確定直後未タ頭髮ノ剪剃ヲ爲サヽル以前ニ於テ自衣ヲ着用セシメ撮影可相成旨通牒致置候處今尚官衣着用ノ儘撮影セシムル向アリ全然自衣ナキモノハ餘儀ナキモ可成自衣ヲ着用セシムルコトヽシ若シ官衣着用ノ場合ハ寫眞裏面ニ事由ヲ附記スルコト

三、釋放報告ノ場合出所後ノ歸住地、職業、保護方法等ヲ備考欄ニ記載スルコト

刑政第46巻第7号
矯正図書館

受刑者處遇規則案目次

第一章　總則
第二章　受刑者ノ分類
第三章　累進處遇
第一節　階程及編入
第二節　累進
第四章　拘禁及戒護
第五章　作業
第六章　教化
第七章　接見及信書
第八章　給養
第九章　累進ノ審査
第一節　累進準備會

矯正図書館

第二節　累進審査ノ手續

第十章　進級ノ停止及階程ノ降下

第一節　進級ノ停止

第二節　階程ノ降下

第十一章　假釋放

第一章　總則

第一條　本令ハ受刑者ノ改悛ヲ促シ其ノ發奮努力ノ程度ニ從ヒテ處遇ヲ緩和シ受刑者ヲシテ漸次社會生活ノ常態ニ適應セシムルヲ以テ其ノ目的トス

第二條　本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外懲役受刑者ニ之ヲ適用ス

一　刑期六月未滿ノ者

二　六十五歳以上ニシテ立業ニ堪ヘザル者

三　姙産婦

四　不具癈疾其ノ他心身ノ障礙ニ因リ作業ニ適セザル者

五　詭激ナル思想ノ抱懷者ニシテ其ノ思想ヲ拋棄スルニ至ラザル者

第三條　刑務所長ハ本令ノ適用ヲ受クル者ニ對シ本令ノ趣旨ヲ說示スベシ

第二章　受刑者ノ分類

第四條　新ニ入監スル者アルトキハ本人ノ個性、心身ノ狀況、境遇、經歷、敎育程度其

矯正図書館

ノ他身上ニ關スル調査ヲ爲ス爲之ヲ獨居拘禁ニ付ス但シ身上調査上必要アリト認メタルトキハ雜居拘禁ニ付スルコトヲ得

前項ノ調査期間ハ二月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條　身上調査中ノ受刑者ニ對シテハ逃走、自殺又ハ暴行其ノ他重大ナル紀律違反ノ行爲ヲ防止スル場合ノ外成ルベク個性ノ發現ヲ阻止セザルコトニ注意スベシ

第六條　身上調査中ノ受刑者ニ對シテハ手工作業ヲ課シ忍耐力、勤勉心、能率、巧拙發案力等受刑期間中賦課スベキ作業ヲ定ムルニ必要ナル事項ヲ觀察スベシ

第七條　身上調査中ノ受刑者ニ對シテハ作業ノ賦課及轉業ニ關スル希望ヲ許サズ

第八條　受刑者ノ個性及心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、教育學及社會學等其ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ調査スベシ

第九條　身上調査上必要アル場合ニ於テハ訴訟記錄ヲ借覽シ又ハ市町村役場、警察官署、學校、保護團體若ハ親族、雇傭關係者等ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ

求ムルコトヲ得

第十條　身上調査ニ付テハ身上調査表ヲ備ヘ文書主任之ヲ管理ス

前項ノ調査表ニハ各主任ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ記入スベシ

第十一條　身上調査中ノ受刑者ニ接渉スル者ハ受刑者ノ動作ニ付注意ヲ怠ラズ個性又ハ心身ノ狀況ノ調査ニ影響ヲ及ボスベキ動作ヲ認メタルトキハ速ニ之ヲ所屬主任ニ報告スベシ

第十二條　身上調査ヲ終リタルトキハ刑務所長ハ本人ニ對シ本令ヲ適用スベキヤ否ヲ決定スベシ

第十三條　本令ヲ適用スベキ受刑者ハ之ヲ初犯者及累犯者ニ分類シタル上仍ホ罪質、年齡、刑期其ノ他身上調査ニ依リ認メタル結果ニ基キ處遇上相當ナル分類ヲ爲スベシ

五年以前ニ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル者ニ付テハ累進準備會ノ議ヲ經テ前項ニ掲ゲタル分類ノ孰レニ屬セシムベキカヲ決定ス

第十四條　第十五條ニ掲グル第三級以上ノ受刑者ニ對シテハ前條ノ分類ヲ爲サ

矯正図書館

ザルコトヲ得

第三章　累進處遇

第一節　階程及編入

第十五條　本令ニ依ル處遇ハ左記ノ階程ニ分チテ之ヲ爲ス

第一級（考査級）

第二級（修練級）

第三級（改善級）

第四級（責任級）

前項ノ階程ヲ表示スル爲各受刑者ニ適當ナル徽章ヲ使用セシムベシ

第十六條　受刑者ハ第一級ヨリ順次各階程ヲ經テ之ヲ進級セシム

責任觀念ニ厚ク共同生活ニ適スル見込アル者ハ累進準備會ノ議ヲ經テ前項ノ例ニ拘ラズ之ヲ適當ナル上級階程ニ進メシムルコトヲ得

第十七條　受刑者ノ移送ヲ受ケタル刑務所ハ原則トシテ之ヲ前刑務所ニ於ケル

ト同一ノ階程ニ編入スベシ但シ刑務所長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ累進準備會ノ議ヲ經テ其ノ所屬階程ヲ定ムルコトヲ得

第十八條　刑ノ執行停止ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者及第二條第三號乃至第五號ノ事由止ミ更ニ本令ノ處遇ヲ爲スニ至リタル者ノ階程編入ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十九條　受刑者ヲ移送スル場合ニハ累進審査ニ關スル總テノ書類ヲ送付スベシ

第二節　累進

第二十條　階程ノ累進ハ各階程ニ付定メタル一定ノ責任點數ノ全部ヲ毎月ノ行刑成績ニ因ル所得點數ヲ以テ消却シタルトキ之ヲ許ス

第二十一條　各階程ニ於ケル責任點數ハ刑期ノ長短ニ依リ區別シ第一級ニ付左ノ如ク定メ其ノ他ノ階程ニ付テハ第一級ニ於ケル各點數ニ直近上級階程ノ表示數ヲ乘ジタルモノトス

一　刑期三年以下ノ場合　二十四點

矯正図書館

二　刑期十年未滿ノ場合　三十六點
三　刑期十年以上ノ場合　七十二點

前項ノ進級點數ヲ定ムル場合無期刑ニ付テハ二十年ヲ不定期刑ニ付テハ長期ヲ以テ點數計算ノ基礎トス

第二十二條　毎月ノ行刑成績ニ因ル得點ハ左記各號ニ從ヒテ之ヲ定ム

一　作業ノ勉否竝其ノ成績　最高六點
二　操行ノ良否　最高三點
三　責任觀念及意志ノ强弱　最高三點

少年受刑者ニ付テハ作業及學業ノ勉否竝其ノ成績ヲ以テ前項第一號ノ點數算定ノ基礎トス

第二十三條　責任點數消却ノ方法ハ責任點數ヨリ毎月ノ所得點數ヲ漸次控除シ所得點數ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ次ノ階程ニ於ケル責任點數ヨリ之ヲ控除スルモノトス累進ニ關スル審査中ノ所得點數ニ付亦同ジ

第二十四條　累進ノ決定ハ遲クトモ毎月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ決定ハ直ニ之ヲ本人ニ告知スベシ

第二十五條　進級シタル者ニ對シテハ其ノ所屬階程ニ於ケル處遇ノ内容ヲ開示シ各自ノ負擔スベキ責任ノ遂行ヲ誓約セシムベシ

第二十六條　刑務所長ハ責任點數ヲ全部消却セザル受刑者ト雖モ情狀ニ因リ累進準備會ノ議ヲ經テ一定ノ條件ノ下ニ假ニ進級セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ受刑者其ノ條件ヲ履行セザルトキハ原級ニ復セシメ其ノ條件ヲ履行シタルトキハ進級ヲ確定スベシ

責任點數ヲ全部消却シタル受刑者ニ對シ第七十七條ノ審査ノ結果進級ヲ尙早ト認メタル場合ハ三月以内滯級セシムルコトヲ得

第二十七條　刑務所長ハ受刑者ニ對シ一定ノ得點表ヲ交付シ本人ヲシテ毎月所得點數ヲ記入セシムベシ

第四章　拘禁及戒護

第二十八條　第一級及第二級ノ受刑者ハ雜居拘禁ニ付ス但シ處遇上必要アル場

矯正図書館

合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條　第三級以上ノ受刑者ハ晝間雜居セシメ夜間ハ之ヲ獨居拘禁ニ付ス

第三十條　第四級ノ受刑者ハ之ヲ特別ノ場所ニ收容ス

前項ノ場所内ニ於テハ其ノ居房ニ施錠セザルコトヲ得

第三十一條　刑務所長ハ各工場ノ受刑者ヲシテ第三級ノ受刑者中ヨリ信望アル者ヲ豫選セシメ適當ト認メタル者ニ工揚ノ整頓其ノ他必要ナル用務ヲ命ズルコトヲ得前項ノ用務ニ服スベキ受刑者ハ一工場ニ付二名ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十二條　第三級ノ受刑者ハ毎月一回共同シテ構内ノ洒掃整頓ニ關スル用務ニ服スベシ此ノ場合ニ於テハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サズ

第三十三條　第四級ノ受刑者ニ對シテハ特別ノ事情ナキ限リ檢身及居房搜檢ヲ行フコトナシ

第三十四條　第四級ノ受刑者ハ刑務所ノ紀律ニ反セザル範圍ニ於テ交談ヲ爲スコトヲ得

第三十五條　第四級ノ受刑者ニハ休憩時間中刑務所内ノ指定ノ場所ヲ自由ニ遊

歩セシムルコトヲ得

第三十六條　第四級ノ受刑者全體ノ紀律ヲ維持シ且其ノ希望ヲ開陳セシムル爲二名ノ代表者ヲ置ク

前項ノ代表者ハ第四級ノ受刑者ヲシテ其ノ候補者數名ヲ互選セシメ刑務所長之ヲ指名ス

第三十七條　第四級ノ受刑者ハ刑務所長ニ對シ其ノ級ニ於ケル檢身、居房搜檢、整頓其ノ他ノ秩序維持ニ關シ全責任ヲ負フ

受刑者中前項ノ責任ヲ履行セザル者アルトキハ其ノ全員又ハ一部ニ對シ一定ノ期間本章ニ定メタル優遇ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得

第五章　作業

第三十八條　身上調査ヲ終リタル受刑者ニハ受刑期間中就業セシムベキ作業ヲ課ス

第三十九條　第一級ノ受刑者ニハ轉業ヲ許サズ但シ處遇上其ノ他特ニ轉業ノ必

矯正図書館

要ヲ認メ累進準備會ノ議ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條　第一級ノ受刑者ニシテ作業賞與金計算高五圓以上ニ達シタル者ニハ毎月月額計算高ノ五分ノ一以下ノ範圍ニ於テ郵稅其ノ他自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第四十一條　第二級ノ受刑者ニシテ其ノ課セラレタル作業ニ修熟シタル者ニハ特ニ轉業ヲ許スコトヲ得

第四十二條　第二級ノ受刑者ニハ毎月作業賞與金月額計算高ノ四分ノ一以下ノ範圍ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第四十三條　第三級ノ受刑者ニハ自己ノ作業用具ヲ使用セシムルコトヲ得

前項ノ作業用具ヲ購入スル爲必要アルトキハ既ニ計算シタル作業賞與金ヲ使用セシムルコトヲ得

第四十四條　第三級ノ受刑者中作業成績優良ニシテ且技能アル者ハ之ヲ作業指導ノ補助ニ當ラシムルコトヲ得

第四十五條　第三級ノ受刑者ニハ毎月作業賞與金月額計算高ノ三分ノ一以下ノ

範圍ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第四十六條　第三級ノ受刑者技能特ニ優秀ニシテ作業成績優良ナルトキハ作業時間外ニ於テ自己ノ爲ニスル勞作ヲ許スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル勞作時間ハ二時間以内ナルコトヲ要ス

前項ニ依リ許可シタル勞作ニ關シ必要ナル規定ハ司法大臣別ニ之ヲ定ム

第四十七條　第四十一條ノ規定ハ第三級ノ受刑者ニ之ヲ準用ス

第四十八條　第四級ノ受刑者ノ就業ニ付テハ戒護者ヲ付セザルコトヲ得

第四十九條　第四級ノ受刑者中作業成績優良ニシテ且技能アルモノハ之ヲ作業ノ指導又ハ監督ノ補助ニ當ラシムルコトヲ得

第五十條　第四級ノ受刑者ニハ毎月作業賞與金月額計算高ノ二分ノ一以下ノ範圍ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第五十一條　第四十一條第四十三條及第四十六條ノ規定ハ第四級ノ受刑者ニ之ヲ準用ス

矯正図書館

第六章　教化

第五十二條　第一級及第四級ノ受刑者ニ對シテハ主トシテ個別教誨ヲ行フベシ

第五十三條　個別教誨ハ居房ノ外教務室其ノ他適當ナル場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第五十四條　ラヂオ及蓄音器ノ聽取ハ第二級以上ノ受刑者ニ限リ之ヲ許シ其ノ回數ハ第二級ニ於テハ毎月二回トシ階程ヲ上ル毎ニ毎月一回ヲ加フルコトヲ得

教化上特ニ必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第五十五條　第三級以上ノ受刑者ニハ集會ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第三級ニ於テハ毎月一回第四級ニ於テハ二回ヲ超ユルコトヲ得ズ

少年受刑者ニハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

集會ニハ刑務所長教誨師又ハ教師之ニ立會フベシ

第五十六條　第四級ノ受刑者ニハ圖書室ニ於テ文書圖書ノ閲讀ヲ許ス

圖書室ニハ適當ナル新聞紙及雜誌ヲ備付クルコトヲ得

第五十七條　第三級以上ノ受刑者ニハ刑務所ノ紀律ニ反セザル範圍ニ於テ私本ノ閲讀ヲ爲スコトヲ許ス第二級以下ノ受刑者ニ對シ教化上特ニ必要アル場合亦同ジ

第五十八條　第三級以上ノ受刑者ニハ競技遊戯又ハ運動會ヲ行ハシムルコトヲ得但シ第三級ニ於テハ毎月一回第四級ニ於テハ毎月二回ヲ超ユルコトヲ得ズ

少年受刑者ニハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第五十九條　第四級ノ受刑者ニハ適當ナル場所ニ集團散歩ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十條　第三級以上ノ受刑者ノ獨居房ニハ直系尊屬配偶者及直系卑屬ノ寫眞ノ備付ヲ許スコトヲ得

教化上特ニ必要アルコトヲ認メタルトキハ前項以外ノ者ノ寫眞ノ備付ヲ許スコトヲ得

矯正図書館

第七章　接見及信書

第六十一條　第一級ノ受刑者ハ親族及保護關係者ニ限リ接見ヲ爲シ信書ノ發送ヲ爲スコトヲ得

第六十二條　第二級以上ノ受刑者ハ教化ニ妨ゲナキ範圍ニ於テ親族ニ非ザル者ト接見ヲ爲シ信書ノ發送ヲ爲スコトヲ得

第六十三條　接見及信書發送ノ回數ハ第一級ノ受刑者ハ毎月一回一通第二級ノ受刑者ハ毎月二回二通第三級ノ受刑者ハ毎週一回一通トシ第四級ノ受刑者ハ隨時接見ヲ爲シ信書ノ發送ヲ爲スコトヲ得

第六十四條　第三級以下ノ受刑者ハ接見所ニ於テノミ接見ヲ爲スコトヲ得

第四級ノ受刑者ニハ適當ナル場所ニ於テ接見ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十五條　第三級以上ノ受刑者ニハ接見ノ際特ニ立會者ヲ付セザルコトヲ得

第六十六條　刑務所長敎化上其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ本章ノ例ニ依ラザルコトヲ得

第八章　給養

第六十七條　受刑者ノ糧食飲料其ノ他健康ヲ保持スルニ必要ナルモノハ階程ニ依リ區別スルコトナシ

第六十八條　給養ハ階程ノ進ムニ從ヒ之ニ相應セシムベシ

第六十九條　第四級ノ受刑者ニハ特ニ定ムル普通衣ヲ着用セシムルコトヲ得

第七十條　第三級及第四級ノ受刑者ニハ麥湯又ハ茶ヲ給與ス其ノ他ノ受刑者トヽ雖モ特ニ必要アル場合亦同ジ

第七十一條　第四級ノ受刑者ニハ其ノ居房ニ花卉又ハ繪畫ノ備付ヲ許スコトヲ得

第七十二條　第四級ノ受刑者ニハ共同ノ食器其ノ他ノ雜具ヲ貸與スルコトヲ得

第三級以下ノ少年受刑者ニ付亦同ジ

第七十三條　本令ニ於テ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得ル物品ハ敎化上必要アルコトヲ認メ司法大臣ノ認可ヲ得タルモノニ限ル

矯正図書館

前項ニ掲ゲタル物品ノ品目及數量ハ階程ニ從ヒ刑務所長之ヲ定ム

第九章　累進ノ審査

第一節　累進準備會

第七十四條　刑務所ニ累進ニ關スル事項ヲ審査スル爲累進準備會ヲ置ク

第七十五條　累進準備會ハ主任ニ非ザル看守長、保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技師、作業技手竝看守ヲ以テ之ヲ組織ス

刑務所長ハ前項ニ掲ゲタル者ノ中ヨリ適當ナル者ヲ選ビ會議ヲ掌理セシム

第七十六條　累進準備會ハ毎月一回以上之ヲ開ク

第七十七條　累進準備會ハ主トシテ受刑者ノ身上關係及全人格並所得點數ヲ審査シ累進ノ適否ニ關スル意見ヲ定ムベシ

第二節　累進審査ノ手續

第七十八條　受刑者ノ進級ノ適否ヲ審査スル爲累進準備會ヲ招集スベシ

第七十九條　累進準備會ハ必要アルトキハ直接受刑者ニ付考査ヲ爲スベシ

第八十條　累進準備會ハ審査ノ爲受刑者ヲ獨居拘禁ニ付スル必要アリト認メタルトキハ其ノ旨ヲ刑務所長ニ申請スベシ

前項ニ依ル獨居拘禁ハ一月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第八十一條　累進準備會ノ決議ハ多數決ニ依ル

前項ノ決議ハ速ニ刑務所長ニ報告シ刑務所長ハ之ヲ刑務官會議ノ議ニ付スベシ

第八十二條　階程ノ累進ハ刑務官會議ノ決議ニ基キ刑務所長之ヲ決定シ一定ノ日ヨリ之ヲ實施ス

第十章　進級ノ停止及階程ノ降下

第一節　進級ノ停止

第八十三條　受刑者紀律ニ違ヒタルトキハ情狀ニ因リ三月以内ノ範圍ニ於テ進級ヲ停止スルコトヲ得

矯正図書館

第八十四條　進級ノ停止ヲ命ズルニハ累進準備會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第八十五條　刑務所長進級停止ヲ爲サントスルニ當リ情狀憫諒スベキモノアルトキハ相當期間ヲ定メ停止命令ノ言渡ヲ猶豫スルコトヲ得但シ猶豫期間中更ニ紀律ニ違ヒタルトキハ猶豫シタル進級停止ノ言渡ヲ爲シ若シ紀律ニ違フコトナク期間ヲ經過シタルトキハ其ノ言渡ヲ爲サズ

第八十六條　進級停止ノ處分ヲ受ケタル者特ニ悔悟ノ狀ヲ顯ハシタルトキハ情狀ニ因リ其ノ處分ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第二節　階程ノ降下

第八十七條　進級停止ニ處セラレタル者再ビ紀律ニ違ヒタルトキハ情狀ニ因リ其ノ階程ヲ降下スルコトヲ得

第八十八條　所屬階程ニ滯留セシムルコトニ因リ特ニ其ノ階程ノ秩序ヲ紊ス虞アル者ニ對シテハ其ノ階程ヲ降下スルコトヲ得

第八十九條　最低ノ階程ニ於テ紀律ヲ紊シ累進處遇ヲ爲スニ適セザルモノト認メタル場合ニ於テハ本令ノ適用ヲ爲サザルコトヲ得

第九十條　階程ヲ降下セラレタル者特ニ改悛ノ狀ヲ顯シタル場合ニ於テハ點數計算ニ依ラズシテ原階程ニ復セシムルコトヲ得前條ニ依リ本令ノ適用ヲ除外セラレタル者ニ付亦同ジ

前項ニ依リ原階程ニ復セシメタル者ニ對シテハ新ニ點數ヲ計算ス

第九十一條　本節ノ處分ヲ爲スニハ累進準備會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一章　假釋放

第九十二條　第四級ノ受刑者ニシテ假釋放ニ適スルモノト認メタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第九十三條　第三級以下ノ受刑者ト雖モ改悛ノ狀顯著ニシテ社會生活ニ適應シ得ルモノト認メタルトキハ特ニ假釋放ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第九十四條　假釋放ノ手續ニ關シテハ假釋放審査規程ニ從フ

刑政第46巻第7号　矯正図書館

編輯餘錄

□　先日目黒雅敍園に於て老典獄諸君の春秋會に列席してつきざる昔話を拜聽するの光榮に浴した。その話の内容は次號に於て之を紹介することとして玆にはその落穗の一節を披露して置きたい。

□　老典獄諸君は今日の行刑に於て最も隔世の感ありとせらるる點は收容者たちが昔と違つて大人敷なつたことであるとせらるる。時代が時代であるから囚人が大變大人敷なつたと結ばれるのである。その點に對し編輯子はいささか抗議を提して置かねばならぬと思ふ。

□　抑も今日の囚人が大人敷なつたのは決して時代がしからしめるのではない。文化漸く進んだ今日と雖も玆に刑罰威嚇の力を過信する吏員が續出したと假定すればそこに鐵拳も飛ばうし、不當な制裁も加へられよう。その場合に於て果して囚人たちが依然として柔順であり得るであらうか。

□　囚人の大人敷いのは時代の力ではない。行刑の目的に對して職員が認識を深くした結果にほかならないのである。もつと具體的にいへば應報刑を捨てて行刑教育的價値を是認するに到つた結果にほかならないのである。試みに見よ、教育行刑の眞に徹底しないアメリカの囚人を。行刑組織未だ定まらざる滿洲の囚人をそこには同じ今日に於ても猶樣々の不祥事が續出するではないか。その意味に於てわたくしは囚人の大人敷さを通じて今日の日本行刑の教育化の徹底をほこり度いのである。

□　本號は鹽野局長、牧野博士及び青木東京帝大教授からそれぞれ貴重な玉稿を頂いて玆にわが刑政は刑事學界に於て他の追隨を許さぬ專門雜誌としての權威を益々充實するに至つた。諸君と共に諸先生に絶大の謝意を捧げねばならぬ。

□　今年はフォイエルバッハの百年祭であつた。恰も思想犯人に對する不定期刑といふことが話頭に昇つたと新聞紙が傳へて居る。バイエルン刑法に不定期刑を定めたフォイエルバッハの百年祭にあたつてこの話を聞く彼は墓前に線香をたてられるより喜ぶだらう。丁度百二十年目だねといつて——。

昭和八年六月三日夜

——あき羅——

定價	一冊（税共）　金二十五錢
	六冊（税共）　金一圓五十錢
	十二冊（税共）　金三圓
廣告料	一等一頁　金五十圓
	二等一頁　金四十圓
	普通一頁　金三十圓

注文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和八年六月二十八日印刷納本
昭和八年七月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎

印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平

印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座二三四四、三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第46巻第7号
矯正図書館

46e Année N° 7 Juillet 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Shiono, S.—De l'état actuel du travail pénitentiaire.

Makino, E.—La bonté et la technique en droit pénal.

Aoki, S.—De l'éducation par le téavail et du travail pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger:

Dolaptchieff, The criminal law in Bulgaria.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice